官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一四）　五
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（一五）　三
○農林中央金庫法の一部を改正する法律（一六）　三
○農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（一七）　四
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律（一八）　五
○旅券法の一部を改正する法律（一九）　五
〔政　令〕
○地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（一五五）　五
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一五六）　六
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五七）　六
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五八）　七
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五九）　八
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六〇）　八
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（一六一）　九
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令（一六二）　九
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一六三）　九
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一六四）　一〇
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一六五）　一〇
○漁業法施行令の一部を改正する政令（一六六）　一〇
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四六）　一一
〔府令・省令〕
○農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　一三
〔省　令〕
○公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）　一四
〔規　則〕
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（国家公安委八）　一四
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（同九）　一五
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（同一〇）　一六
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（同一一）　一六
〔法規的告示〕
○令和三年内閣府告示第七十九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の一部を改正する件（内閣府六九）　一三
○令和三年国家公安委員会告示第三十四号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）を廃止する件（国家公安委二〇）　一三
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年国家公安委員会告示第三十三号）の一部を改正する件（同二一）　一四
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年警察庁告示第一号）を廃止する件（警察庁一）　一四

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（**文部科学**八七）　四

〔**その他告示**〕

○株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事業所の所在地を変更する公示

（**財務・農林水産・経済産業**四）　六

〔**官庁報告**〕

国家試験

二千二十六年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六

二千二十六年度税務職員採用試験公告（同）　七〇

水先人試験の施行（国土交通省）　七一

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　七二

特殊法人等

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、公文書等の管理に関する沖縄振興開発金融公庫公示、企業年金基金変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一〇六

会社その他　一〇八

会社決算公告　一一六

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第十四号）（法務省）

1　裁判官以外の裁判所の職員の員数を百二十六人減少する。（第二条関係）

2　この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（附則関係）

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（法律第十五号）（金融庁）

第１　金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

1　金融機関等の資本の増強に関する措置

⑴　金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を廃止して当分の間の措置とする。（第一条、第三条、第十五条、第二十六条、第三十四条の二関係）

⑵　協同組織金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合に提出する経営強化計画等の記載事項である「責任ある経営体制の確立に関する事項」として、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任を明記する。（第四条、第十六条、第三十四条の三関係）

⑶　協同組織金融機関等が国の資本参加を受けるために発行した優先出資（第３の１において「公的優先出資」という。）について、資本金等の額を減少して消却をする場合には、引き続き債権者等の保護を図るための規定を適用しないこととする。（第八条の二関係）

⑷　主務大臣は、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、その必要な限度において、国の資本参加を受けた金融機関等に対して経営強化計画等の変更を命ずることができることとする。（第十一条、第二十一条、第三十二条、第三十四条の九関係）

⑸　大規模な災害又は感染症のまん延等に起因する地域の金融機能の維持に重大な影響を及ぼす事態として内閣総理大臣が指定するものの影響により、自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合には、経営強化計画等の記載事項の一部を不要とする等の特例を創設する。（第三十四条の九の二～第三十四条の九の十四関係）

2　金融機関等に対して預金保険機構が資金を交付する制度

⑴　主として業務を行っている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして組織再編成等を含む措置を実施する金融機関等に対して預金保険機構が資金を交付する制度について、申請期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（第三十四条の十、第三十四条の二十関係）

⑵　組織再編成等を実施した日から一定の期間を経過していない金融機関等は、⑴の預金保険機構が資金を交付する制度に係る申請をすることができることとする。（第三十四条の十五関係）

⑶　金融機関等が共同で利用する情報処理システムの設計又は開発を実施する金融機関等に対して、当該金融機関等が提出する共同化措置実施計画に記載された措置の実施により業務の合理化及び収益性の向上が見込まれること、当該共同化措置実施計画に記載された方策が地域における経済の活性化のために適切なものであること等を要件として、預金保険機構が資金を交付する制度を創設する。（第三十四条の十六～第三十四条の二十関係）

3　その他

⑴　「金融組織再編成」及び「組織再編成等」の定義に、他の金融機関等からの交付による株式の取得による子会社化に限らず、金融機関等による他の金融機関等の株式の取得による子会社化を含める。（第二条、第三十四条の十関係）

⑵　内閣総理大臣は、金融機関等から経営強化計画等の提出を受けたときは、例外なく、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならないこととする。（第十六条、第二十七条、第三十四条の三、第三十四条の二十一関係）

⑶　預金保険機構は、金融機関等の金融機能の強化を図るために必要がある場合には、金融機能強化業務に必要な財源に充てるため、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けた金額を金融再生勘定から金融機能強化勘定に繰り入れることができることとする。（第四十五条の二関係）

⑷　その他所要の規定の整備を行う。

第２　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

１　「組織再編成」の定義について、第１の３⑴と同様の改正を行う。（第二条関係）

２　金融機関等が経営基盤強化計画の認定の申請をする期限を廃止して当分の間の措置とする。（第三条関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

第３　協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正

１　協同組織金融機関が資本金等の額を減少して公的優先出資以外の一般の優先出資を消却することを可能とする。（第十五条、第四十四条関係）

２　１の資本金等の額の減少をする協同組織金融機関の債権者等の保護を図るための規定を整備する。（第四十四条の二～第四十四条の四関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

第４　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、申込み等の期限を延長する第１の１⑴及び２⑴並びに第２の２に係る規定は公布の日から施行する。（附則第一条関係）

２　この法律の施行に際し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。（附則第二条～第二十一条関係）

３　この法律の施行の状況等に関する検討規定を設ける。（附則第二十二条関係）

◇農林中央金庫法の一部を改正する法律（法律第十六号）（農林水産省）

１　農林中央金庫の目的及び業務の見直し

⑴　目的規定について、協同組織及び「これらを構成する者」のために金融の円滑を図ることとする。（第一条関係）

⑵　目的達成のために営むものとする業務として、会員の構成員に対する資金の貸付け等を加える。（第五十四条第一項関係）

⑶　農林中央金庫は、会員の構成員のために⑵の業務を営むに当たっては、会員がその構成員のために行う事業を補完することにより会員の構成員の事業の発展を図ることを旨とするものとする。（第五十五条の二関係）

２　農林中央金庫の出資手続の緩和

⑴　農林中央金庫は、認可対象会社のうち業務高度化等会社（一定の業務高度化等会社を除く。以下同じ。）であって、農業生産の増大その他の地域における農林水産業の持続的な発展に資する業務を専ら営む国内の会社（以下「特定会社」という。）について、農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有するとき（農林中央金庫が当該特定会社を子会社とするとき等を除く。以下「農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき」という。）は、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして定める基準に適合する場合に限り、あらかじめ、主務大臣の認可を受けることを要しないこととする。（第七十二条第十七項関係）

⑵　農林中央金庫は、⑴により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならないこととする。（第七十二条第十八項関係）

⑶　⑵は、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の事由により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、農林中央金庫が⑴の基準に適合する場合に限り、適用しないこととする。ただし、農林中央金庫は、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣に届け出た場合を除き、当該特定会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととする。（第七十二条第十九項関係）

⑷　農林中央金庫は、⑵又は⑶による届出をした特定会社について、当該特定会社が特定会社以外の業務高度化等会社となったことその他の事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととする。（第七十二条第二十項関係）

３　農林中央金庫の理事の兼職・兼業制限の緩和

⑴　農林中央金庫の業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって農林中央金庫の業務を執行する理事として選定されたもの又は農林中央金庫の業務を執行したその他の理事をいう。以下同じ。）等でない非常勤の理事（以下「非常勤非業務執行理事」という。）については、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営むことを可能とする。（第二十四条の五第一項関係）

⑵　非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部類に属する取引をしようとするときは、経営管理委員会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこととする。（第三十条第二項第三号関係）

⑶　非常勤非業務執行理事が⑵に違反して取引をしたときは、当該取引によって非常勤非業務執行理事又は第三者が得た利益の額は、非常勤非業務執行理事が農林中央金庫に対し賠償責任を負う損害の額と推定することとする。（第三十四条第三項関係）

⑷　農林中央金庫は、業務執行理事以外の理事、監事又は会計監査人（以下「非業務執行理事等」という。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における当該非業務執行理事等の農林中央金庫に対する損害賠償責任の限度額について、一定の額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができることとする。（第三十四条第九項関係）

⑸　農林中央金庫の営む業務と実質的に競争関係にある業務を営み、又はこれに従事する者について、非常勤非業務執行理事への就任を可能とする。（第四十二条関係）

４　罰則

所要の罰則規定を設けることとする。（第百条第一項関係）

５　その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

６　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置を定める。

⑶　農林中央金庫法の改正に伴い、協同組織金融機関の優先出資に関する法律について所要の改正を行う。

◇農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（法律第十七号）（農林水産省）

１　貸付対象者の追加

農業近代化資金の貸付対象者として、農林中央金庫が主たる出資者等となっている団体又は法人で政令で定めるものを加える。（第二条第一項第四号関係）

２　貸付金合計額の最高限度額の引上げ

農業近代化資金の貸付金合計額の最高限度額について、農業者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあっては二億円から七億円に、その他の農業者に貸し付ける場合にあっては四千万円の範囲内で政令で定める額から二億円の範囲内で政令で定める額に引き上げる。（第二条第三項第一号関係）

３　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則関係）

◇株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律（法律第十八号）（総務省）

1　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限（令和十八年三月三十一日）を令和二十八年三月三十一日に延長する。（第二十七条関係）

2　この法律は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇旅券法の一部を改正する法律（法律第十九号）（外務省）

1　国内における手数料に関する規定の整備

⑴　国内において一般旅券の発給等の申請をする者に係る国分の手数料について、国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもって賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してその具体的な額を政令で定める。（第二十条第一項関係）

⑵　その他規定の整備をする。

2　未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備

未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が失効後五年以内に最初に一般旅券の発給の申請をしたときの手数料を、当該申請に係る手数料の二倍の額とする。（第二十条第二項関係）

3　国外における手数料に関する規定の整備

国外において一般旅券の発給等の申請をする者に係る手数料に関する規定を整備する。（第二十条の二第一項及び第二項関係）

4　一般旅券の申請者の区分に関する規定の整備

⑴　有効期間五年の一般旅券の発給対象者から十八歳以上の者を除外し、これを十八歳未満の者のみとする。（第五条第一項～第三項及び第十四条関係）

⑵　十八歳未満の者が、現に所持する一般旅券の残存有効期間及び種類が同一の一般旅券の発給の申請をする制度を廃止する。（第五条第四項関係）

5　公用旅券の発給の請求に係る提出書類に関する規定の整備

公用旅券の発給の請求に当たり戸籍謄本の提出を求める発給対象者について、使用人に限り提出させていたものを、外務大臣又は領事官が発給対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときにこれを提出させるものとする。（第四条第一項第三号関係）

6　附則

⑴　この法律は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二条～第四条関係）

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）

◇地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第百五十五号）（総務省）

1　葬祭補償の定額部分を三十三万円に引き上げること。（第二条の二関係）

2　特殊公務に従事する職員の特例の対象となる麻薬取締員の職務の範囲を拡大すること。（第二条の三第二項関係）

3　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第百五十六号）（法務省）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

◇情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百五十七号）（法務省）

1　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行う。（第一条～第三条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置について定める。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百五十八号）（警察庁）

1　給付基礎額の改定

給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。（第五条第二項関係）

2　介護給付の金額の改定

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。（第七条の二第二項関係）

3　葬祭給付の定額部分の改定

葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。（第十一条関係）

4　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を設ける。（附則第二項及び第三項関係）

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百五十九号）（法務省）

1　給付基礎額の改定

給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の最高額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。（第四条第二項関係）

2　介護給付の金額の改定

常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。（第五条の二第二項関係）

3　葬祭給付の定額部分の改定

葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。（第十七条関係）

4　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百六十号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。（第四条の二第二項関係）

3　葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。（第十六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

5　所要の経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第百六十一号）（警察庁）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令（政令第百六十二号）（警察庁）

1　題名を「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令」に改める。（題名関係）

2　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号。4において「法」という。）第七条第三項の政令で定める者を定める。（第二条関係）

3　方面公安委員会への権限の委任を定める。（第三条関係）

4　この政令は、法の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十三号）（警察庁）

1　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令等の一部改正

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、

⑴　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に基づく緊急の必要があると認めるときの禁止命令等に係る意見の聴取

⑵　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）に基づく財産の凍結等の措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときの仮指定に係る意見の聴取

について行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における技術的読替えを改める。（本則関係）

2　施行期日

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十四号）（警察庁）

1　放置違反金の納付命令に係る公示等に関する規定の整備

　放置違反金の納付命令に係る公示等について、一定の事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を都道府県公安委員会等の掲示板に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。（第十七条の五、第二十九条、第三十九条、第五十四条関係）

2　その他

　その他所要の規定を整備する。

3　施行期日等

⑴　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を設ける。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第百六十五号）（文部科学省）

1　介護補償の額を改定する。（第六条の二第二項関係）

2　葬祭補償の額を改定する。（第十八条関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

5　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

―――――――――――――

◇漁業法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十六号）（農林水産省）

1　漁業法施行令の一部改正

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の改正に伴い、同法を準用している漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）について必要な読替規定の整理等の所要の改正を行い、海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取における不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示の方法による通知の方式を定める。（本則関係）

2　施行期日

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

法　律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十四号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千六百六十六人」を「二万千五百四十人」に改める。

附　則

この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

―――――――――――――

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十五号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第一条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四条の十―第三十四条の十六）」を「第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四条の十―第三十四条の十六）　第四章の四　金融機関における資本の増強に関する特別措置（第三十四条の十七―第三十四条の二十）」に改める。

第一条中「ため」の下に「、当分の間」を加える。

第二条第六項中「第三章」の下に「及び第三十四条の九の三」を、「ないもの」の下に「（第七号にあっては、同号に規定する金融機関等又は他の金融機関等のいずれかが銀行持株会社等でないもの）」を加え、同項第七号中「他の金融機関等への」を「金融機関等による他の金融機関等の」に、「交付」を「取得」に、「当該他の金融機関等が」を「金融機関等が当該他の」に、「及び」を「、第四号及び」に改め、同項第八号を削る。

第三条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第四条第一項第四号中「見直し」の下に「、職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等（第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等のうち同条第一号及び第二号に掲げる者をいう。第十六条第一項第五号イ、第三十四条の九の二第一項第二号及び第三十四条の九の三第一項第三号イにおいて同じ。）である場合に限る。）」を加える。

第五条第一項第十号中「第四章の二」を「第四章の三」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項及び第二項、第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項」に改める。

第八条の二を次のように改める。

（取得株式等に係る優先出資に係る発行者に関する特例）

第八条の二　第十四条第一項に規定する対象金融機関等であって協定銀行が現に保有する第十条第二項に規定する取得株式等に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次項において同じ。）の額を減少する場合における優先出資法第四十四条第三項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とし、優先出資発行対象金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「普通出資者総会の決議によって、消却」とあるのは、「消却」とする。

2　優先出資発行対象金融機関等が前項に規定する取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金若しくは法定準備金又は資本金（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において「資本金等」という。）の額を減少する場合には、優先出資法第四十四条の二から第四十四条の四までの規定は、適用しない。

第九条第一項中「するとき」の下に「（第十一条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は」とあるのは「第六条の規定は、」と、「が同項」とあるのは「が第一項」と、「ついて、それぞれ」とあるのは「ついて」とする。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社の組織再編成その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。

第十三条第四項中「、第九条」を「、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十九条及び第九十条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第五条第二項

第十四条第七項の表第一項の項中「当該」を「第七項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画を当該対象子会社等」を「第七項に規定する経営強化計画を同項に規定する対象子会社等のうち当該経営強化計画を実施しているもの」に、「承継子会社」を「第七項に規定する承継子会社（以下第五項までにおいて「承継子会社」という。）」に改め、同条第八項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「第九条の」を「第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象金融機関等又は承継金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条の」に改め、同項の表第九条第一項の項の前に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十四条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する合併等による同法第五条第二項

第十四条第十二項中「第九条から」を「第七条の規定は第八項の規定による認可を受けて行う合併等により発行金融機関等又は第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第九条から」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第九条第一項の項中「対象子会社等」を「第十四条第七項に規定する対象子会社等（以下第十三条までにおいて「対象子会社等」という。）」に改め、同項の前に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条

同条中		これらの規定中
第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項		第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等による同法第五条第二項

第十四条第十二項の表第十条第一項の項の次に次のように加える。

第十一条第一項及び第二項	金融機関等（	対象子会社等（

第十四条第十二項の表前条第四項の項を次のように改める。

前条第四項の表第七条第三項の項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等
	株式交換等による同法第五条第二項	株式交換等

第十四条第十二項の表に次のように加える。

前条第四項の表第九条第一項の項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第十四条第七項
	金融機関等は	第十四条第七項
前条第四項の表第十条第一項の項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等若しくはその対象子会社	対象子会社等（
	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社を含む。）	対象子会社等（当該
前条第四項の表前条第一項の項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	対象子会社等
	金融機関等は	対象子会社等

第十五条第一項中「令和八年三月三十一日までに」及び「この章及び次章において」を削り、同条第二項中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第十六条第一項中「この章及び第五章において」を削り、同項第五号イ中「見直し」の下に「、職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）」を加え、同号ニ中「この章」の下に「及び第三十四条の九の三第一項第三号ニ」を加え、同条第五項中「場合において、必要があると認める」を削り、「聴くものとする」を「聴かなければならない」に改める。

第十七条第二項中「この条及び第十九条第五項」を「この章」に改め、同条第八項中「（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）」を削り、「資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金等」を「資本金等」に改め、「、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「組織再編成銀行持株会社等」を「同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等」に改め、「子会社等の」と」の下に「、第七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と」を加える。

第十九条第一項中「するとき」の下に「（第二十一条第一項の規定による命令を受けてするときを含む。）」を加え、同条第五項中「に従い」を「を受けて」に改め、同項の表第五条第六項の項中「計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五条第二項の申込みをした同条第四項に規定する」に改め、同表第六条の項の次に次のように加える。

第七条第三項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十九条第一項の規定による承認を受けた同法第十七条第二項

第十九条第五項の表第十七条第六項の項中「前条第二項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第二十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第三項及び前項の規定の適用については、第三項中「第一号から第三号まで、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第二十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、前項中「第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項」とあるのは「第十七条第二項」とし、第三項ただし書の規定は適用しない。

第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「同項の規定による」を「当該」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。

第二十二条第四項中「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二条第三項において「計画提出金融機関等」といい、第二十二条第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は」に改める。

第二十三条第五項中「、第十九条第一項」を「、第七条の規定による認可を受けて行う株式交換等により第二項第一号に規定する銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「計画提出金融機関等（当該」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三条第三項又は第四項の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十九条及び第九十条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による同法第十七条第二項

第二十三条第五項の表第十九条第一項の項中「計画提出金融機関等は」を「計画提出金融機関等（主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。）は」に改め、同表第十九条第三項の項の次に次のように加える。

第十九条第五項	次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の
第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画
	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	当該変更後の経営強化計画

第十九条第五項の表第七条第三項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十三条第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による
	受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更であつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件
		当該変更後の経営強化計画

第二十四条第六項の表第一項の項中「当該」を「第六項に規定する」に改め、同表第二項の項中「当該経営強化計画又は経営計画を」を「第六項に規定する経営強化計画又は経営計画を同項に規定する対象組織再編成子会社等のうち当該経営強化計画又は経営計画を実施しているものと」に、「当該金融機関等」を「当該対象組織再編成子会社等」に、「承継組織再編成子会社」を「第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第五項までにおいて「承継組織再編成子会社」という。）」に改め、同条第七項中「次項に」を「次項第一号及び第二号並びに第十二項に」に改め、同条第十一項中「、第十四条第五項」を「、第七条の規定は第一項の規定による認可を受けて行う合併等により対象組織再編成金融機関等又は承継組織再編成金融機関等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十四条第五項」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該」を「第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等（以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成金融機関等」という。）若しくは第二十四条第六項に規定する承継組織再編成子会社（以下第十九条第三項までにおいて「承継組織再編成子会社」といい、第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登記
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による同法第十七条第二項

第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項の次に次のように加える。

第十九条第五項	次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」とこれらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の
第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画
	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	当該変更後の経営強化計画
第十九条第五項の表第七条第三項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第一項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による
	受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更であつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件

第二十四条第十二項中「第十九条第一項、」を「第七条の規定は第七項の規定による認可を受けて行う合併等により発行組織再編成金融機関等又は第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第十九条第一項、」に、「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同項の表第六条の項中「対象組織再編成子会社等（当該」を「第二十四条第六項に規定する対象組織再編成子会社等（以下第二十三条までにおいて「対象組織再編成子会社等」といい、第二十四条第九項又は第十項の規定により」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	による変更の登記	に係る変更の登記又は設立の登
第七条第三項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	同条中	これらの規定中
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による同法第十七条第二項

第二十四条第十二項の表第十九条第五項の項を次のように改める。

第十九条第五項	次の	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十五条及び第八十六条」とあるのは「第五十六条」とこれらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の

第二十四条第十二項の表第十九条第五項の項の次に次のように加える。

第十九条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画
	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等	当該変更後の経営強化計画
第十九条第五項の表第七条第三項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等による
	受けた同法第十七条第二項	受けた
第十九条第六項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更であつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件

第二十四条第十二項の表第二十条第三項の項を削り、同表第二十一条の項中「第二十一条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画」を削り、同表第二十二条第四項の項を削り、同表前条第五項の項を次のように改める。

前条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）
第二十四条第九項又は第十項	第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
第二十三条第三項又は第四項	

第二十四条第十二項の表に次のように加える。

前条第五項の表第七条第三項の項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等
	株式交換等による同法第十七条第二項	株式交換等
前条第五項の表第十九条第一項の項	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項若しくは第二項前段、第三項前段又は第七項前段若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は	対象組織再編成子会社等
前条第五項の表第十九条第五項の項中欄	次の	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
前条第五項の表第十九条第五項の項下欄	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条及び第八十九条及び第九十条」	対象組織再編成子会社等

	前条第五項の表第十九条第五項の表第六条の項の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）
		第二十四条第九項又は第十項
	前条第五項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項の項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項
		第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等
		株式交換等による
	前条第五項の表第二十条第一項の項	計画提出金融機関等（経営強化計画又は経営計画
		対象組織再編成子会社等（当該
	前条第五項の表前条第一項の項	基本計画提出金融機関等である提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。）は
		第二十四条第九項
	前条第五項の表前条第三項の項	第二十三条第三項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものに限る。）を提出した計画提出金融機関等は
		第二十四条第九項又は第十項
		第四項

第二十五条第一項中「するものに限る。以下この章」の下に「及び第三十四条の九の四第二項から第四項まで」を加え、「において「」を「並びに同条第二項第三号及び第四項において「」に改め、「貸付債権をいう。以下この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「この章及び第五章において」を削る。

第二十六条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第二十七条第二項中「この章」の下に「、第三十四条の九の四第四項及び第四十八条第二項第二号」を加え、同条に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、前二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第二十八条第二項中「より提出したものを含む」を「よる承認を受けたものを含む。第三十条から第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という」に改め、同条第三項中「（以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。）が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等」を削り、「資本金」を「資本金等」に改め、「、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「「第二十六条」を「、第二十六条」に改め、「、第八条の二中「、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」と」を削る。

第三十条第一項中「この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下第三十二条までにおいて単に「経営強化計画」という。」を削り、「とき」の下に「（第三十二条第一項の規定による承認を受けたものに、「とき」を「とき（第三十二条第一項の規定による命令を受けて経営強化指導計画の変更をしようとするときを含む。）」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第五項中「前条の規定は、」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同条に次の一項を加える。

6　主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画（これらのうち第三十二条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第二項及び前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化指導計画に記載された事項が第三十二条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、前条の規定は」とあるのは「前条の規定は」と、「ついて、それぞれ」とあるのは「ついて」とする。

第三十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該信託受益権等の処分又は償還を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の変更を命ずることができる。

第三十三条第一項中「若しくはこの項」を削り、「又は第三十条第一項」を「、第三十条第一項」に、「のもの」を「のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの」に、「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同条第五項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第三項の規定は主務大臣が第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項」を「第六項」に、「第三項」を「及び第二項」を「及び第三項の規定による承認をした場合におけるこれら」に改め、「経営強化計画若しくは」及び「経営強化指導計画若しくは」を削り、同項を同条第八項とし、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化指導計画が次に掲げる要件に該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一　経営強化指導計画の実施が第一項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二　経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5　主務大臣は、第一項又は第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

第三十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一　経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三　経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四　経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第三十四条第二項第一号中「、前条第一項（第七項において準用する場合を含む。）若しくは次項」を削り、「又は第三十条第一項（第七項」を「、第三十条第一項（第十項」に、「のもの」を「のもの又は前条第一項（第十項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたもの」に、「前条第三項（第七項」を「同条第六項（第十項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条第二項の」を「第二十七条第三項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の提出を受けた場合について、第二十八条第二項の」に、「経営強化計画又は第五項」を「経営強化計画又は第八項」に、「及び第四項」を「及び第五項の規定による承認をした場合におけるこれら」に、「第三十一条及び第三十二条」を「第三十条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）又は当該経営強化指導計画（この項において準用する第三十条第三項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第三項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前三条」に、「経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、前条の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）」を「当該経営計画（この項において準用する前条第六項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営強化指導計画若しくは当該経営指導計画（この項において準用する同条第七項の規定により提出されたものを含む。）」に改め、同項の表第二十八条第二項の項中「承継協同組織金融機関」を「第三十四条第二項に規定する承継協同組織金融機関（以下第三十三条までにおいて「承継協同組織金融機関」という。）」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十条第一項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関（以下この章において「計画提出協同組織金融機関」という。）	承継協同組織金融機関

第三十条第二項第四号	計画提出協同組織金融機関	承継協同組織金融機関
第三十条第三項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等	第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出した承継協同組織金融機関
第三十一条第一項	計画提出協同組織金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等	承継協同組織金融機関又は当該承継協同組織金融機関
第三十一条第一項ただし書	同項	第二十八条第一項
第三十二条	計画提出協同組織金融機関又は	承継協同組織金融機関又は当該承継協同組織金融機関に係る

第三十四条第七項の表前条第二項の項中「前条第二項」を「前条第三項及び第五項」に改め、同表前条第三項の項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同表前条第四項及び第五項の項中「前条第四項及び第五項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「前条第三項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「提出しなければ」を「提出して、その承認を受けなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化指導計画が次に掲げる要件に該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一　経営強化指導計画の実施が第三項の規定により提出された経営強化計画の実施に資するものであること。

二　経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

7　主務大臣は、第三項又は第五項の規定により提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織金融機関に対し、当該提出を受けた経営強化計画又は経営強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

第三十四条第三項の次に次の一項を加える。

4　主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一　経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三　経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四　経営強化計画に第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されていないときは、当該経営強化計画の実施により当該承継協同組織金融機関が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

五　経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第三十四条の二中「令和八年三月三十一日までに」を削り、「限る。以下この章」の下に「及び第三十四条の九の十四第一項」を加える。

第三十四条の三第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの

第三十四条の三第二項中「場合において、必要があると認める」を削り、「聴くものとする」を「聴かなければならない」に改め、同条第三項中「の」を「及び第四号の」に、「この章」を「この章並びに第三十四条の九の十四第一項第五号及び第二項」に、「取得貸付債権（同項」を「取得貸付債権（次条第一項」に、「及び第三十四条の六第三項」を「、第三十四条の六第三項並びに第三十四条の九の十四第一項及び第二項」に改める。

第三十四条の四第二項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める。

第三十四条の六第三項を次のように改める。

3　第八条の二の規定は、第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であって当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるものが取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金等の額を減少する場合について準用する。

第三十四条の七第一項中「とき」の下に「（第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて協同組織金融機能強化方針を変更しようとするときを含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針（第三十四条の九第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における前二項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる要件の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の協同組織金融機能強化方針に記載された事項が第三十四条の九第一項の規定による命令の内容に適合する」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の五の規定は」とあるのは「第三十四条の五の規定は、」と、「が同項」とあるのは「が第一項」と、「ついて、それぞれ」とあるのは「ついて」とする。

第三十四条の九を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得優先出資又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該協同組織金融機能強化方針の変更を命ずることができる。

第三十四条の十の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第一項中「この章」を「この節」に、「経営基盤の強化のための措置（」を「行う経営基盤の強化のための措置（第三十四条の十五第一項において「基盤的金融サービス経営基盤強化措置」といい、」に、「この条に」を「この条及び同項に」に、「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第四十八条第二項第四号」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項第七号中「他の金融機関等又は銀行持株会社等への」を「金融機関等又は銀行持株会社等による他の金融機関等又は銀行持株会社等の」に、「交付」を「取得」に、「当該他の金融機関等」を「金融機関等の」に、「金融機関等の」を「当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の」に、「第三号」を「銀行持株会社等による他の銀行持株会社等の株式の取得に該当する場合並びに第二号、第三号」に改め、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「実施計画には」を「組織再編成等実施計画には」に改め、同項第二号及び第六号中「実施計画」を「組織再編成等

実施計画」に改め、同項第七号中「（第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）」を削り、同条第三項中「係る実施計画」を「係る組織再編成等実施計画」に改め、同項第四号及び第五号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同項第六号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「阻害する等」を「阻害するおそれその他の」に改め、同項第七号及び第八号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第五項中「実施計画を」を「組織再編成等実施計画を」に改め、同項ただし書中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第六項中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第七項中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条第八項中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に、「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、第四章の三中同条の前に次の節名を付する。

第一節　組織再編成等実施計画等の認定

第三十四条の十一の見出し中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改め、同条第一項中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に、「実施計画の」を「組織再編成等実施計画の」に、「実施計画（」を「組織再編成等実施計画（」に、「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加える。

第三十四条の十二の見出し中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改める。

第三十四条の十三第一項中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改め、同条第二項中「認定金融機関等」を「次項に規定する認定組織再編成等金融機関等」に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改める。

第三十四条の十四中「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等」に改め、同条の表中「認定実施計画」を「認定組織再編成等実施計画」に改める。

第三十四条の十五を次のように改める。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定等）

第三十四条の十五　組織再編成等（第三十四条の十第一項第八号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を実施した金融機関等（当該組織再編成等により新たに設立されたものを含み、当該組織再編成等を実施した日から起算してこの項の規定による申請の準備に要する期間を勘案して主務省令で定める期間を経過していないものに限る。）であって、基盤的金融サービス経営基盤強化措置（組織再編成等を除く。）を実施するものは、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該基盤的金融サービス経営基盤強化措置の実施に関する計画（第四十八条第二項第四号において「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」という。）を作成し、令和十三年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2　第三十四条の十（第一項及び第七項を除く。）及び第三十四条の十一から第三十四条の十三までの規定は、前項の規定による認定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十四条の十第二項	組織再編成等実施計画に	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画（第三十四条の十五第一項に規定する基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画をいう。以下同じ。）に
第三十四条の十第二項第二号	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画

第三十四条の十第二項第三号	組織再編成等その他の	実施した組織再編成等（第三十四条の十五第一項に規定する組織再編成等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）の内容及び時期並びに
第三十四条の十第二項第四号	前号	実施した組織再編成等及び前号
第三十四条の十第二項第六号	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十第三項	係る組織再編成等実施計画	係る基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十第三項第四号	組織再編成等実施計画に記載された	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に記載された実施した
第三十四条の十第三項第五号から第七号まで	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十第三項第八号	申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該組織再編成等実施計画	当該基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十第五項	組織再編成等実施計画を	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画を
第三十四条の十第五項ただし書	、組織再編成等実施計画	、基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
	認定組織再編成等金融機関等（当該認定を受けた組織再編成等実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）又は	認定経営基盤強化実施金融機関等又は
第三十四条の十第六項	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十第八項	認定組織再編成等金融機関等が合併等（次条第一項に規定する認定組織再編成等実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。）	認定経営基盤強化実施金融機関等が合併等
	当該認定組織再編成等実施計画	次条第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
	認定組織再編成等金融機関等	認定経営基盤強化実施金融機関等

第三十四条の十一第一項	認定組織再編成等金融機関等	認定経営基盤強化実施金融機関等
	組織再編成等実施計画の	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の
	組織再編成等実施計画（	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画（
	認定組織再編成等実施計画	認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十一第二項	第七項	第六項
第三十四条の十二	認定組織再編成等実施計画	認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
	認定組織再編成等金融機関等	認定経営基盤強化実施金融機関等
第三十四条の十三第一項	認定組織再編成等実施計画	認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画
第三十四条の十三第二項	認定組織再編成等金融機関等	認定経営基盤強化実施金融機関等
	組織再編成等実施計画	基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画

第三十四条の十五の次に次の節名を付する。

第二節　共同化措置実施計画の認定等

第三十四条の十六を次のように改める。

（共同化措置実施計画の認定）

第三十四条の十六　金融機関等が共同して利用する情報処理システム（当該金融機関等の業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものに限る。次項、第三項第四号及び第五号並びに第四項第三号及び第四号において「共同システム」という。）の設計又は開発（委託その他の方法によるものを含み、主務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「共同化措置」という。）を実施する金融機関等（その業務の規模に照らして特に経営基盤の強化のために共同化措置を実施する必要があるものとして主務省令で定める要件に該当するものに限り、次項に規定する協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関及び当該協同組織金融機関をその会員とする協同組織中央金融機関を除く。第六項において同じ。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該共同化措置の実施に関する計画（以下この条、次条第一項及び第四十八条第二項第四号において「共同化措置実施計画」という。）を作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。

2　協同組織金融機関共同システム（共同システムであって一の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関のうち当該共同システムを利用する者の数の当該協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関の総数に占める割合が主務省令で定める割合を超えるものをいう。以下この項及び次項第四号において同じ。）に係る共同化措置を実施する協同組織中央金融機関又は法人（協同組織中央金融機関を除き、当該協同組織金融機関共同システムの運用及び管理をするものに限る。以下この項、第四項第一号及び第六項、次条第一項並びに第五十六条において「特定法人」という。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、共同化措置実施計画を作成し、令和十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、特定法人が当該申請をするときは、協同組織中央金融機関（当該特定法人が実施する共同化措置に係る協同組織金融機関共同システムを利用する協同組織金融機関をその会員とするものに限る。第六項及び次条第一項において同じ。）と共同して共同化措置実施計画を作成し申請するものとする。

3　共同化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　前二項の申請をする者（第四号及び第八号並びに次項第一号及び第七号において「申請金融機関等」という。）の商号又は名称

二　共同化措置実施計画の実施期間（五年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

三　共同化措置の内容及び実施時期

四　共同システム利用金融機関等（第一項の申請にあっては当該共同システムを利用する申請金融機関等（当該申請金融機関等が銀行持株会社等である場合にあっては、当該銀行持株会社等の子会社等であって当該共同システムを利用するもの）、前項の申請にあっては同項の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関であって当該協同組織金融機関共同システムを利用するものをいう。以下第六項までにおいて同じ。）の業務の合理化及び収益性の向上に関する事項

五　共同化措置に係る共同システムの利用により確保する経営資源を活用して共同システム利用金融機関等が行う中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

六　前項の申請にあっては、共同システム利用金融機関等が前号に規定する方策を実施するために協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容

七　共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの

八　申請金融機関等のうちに機構が共同化措置の実施に要する経費（主務省令で定めるものに限る。）の一部に充てるための資金を交付するための契約の締結の申込みを予定している者（第三十四条の二十第二項において「契約締結申込予定金融機関等」という。）がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

九　その他政令で定める事項

4　主務大臣は、第一項又は第二項の申請があった場合において、当該申請に係る共同化措置実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　申請金融機関等（特定法人を除く。）が基準適合金融機関等であること。

二　共同システム利用金融機関等が、主として対面により業務を行っている金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において業務の全部又は大部分を行っていると認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。）であること。

三　当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用により前項第四号に規定する業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれること。

四　当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置に係る共同システムの利用によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないこと。

五　当該共同化措置実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

六　第二項の申請にあっては、当該共同化措置実施計画に記載された前項第六号に規定する経営指導が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上並びに当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

七　申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

八　その他政令で定める要件

５　共同化措置実施計画につき前項の認定を受けた協同組織中央金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該共同化措置実施計画の実施期間が終了するまでの間、当該協同組織中央金融機関に係る共同システム利用金融機関等に対して第三項第六号に規定する経営指導を行うことができる。

６　主務大臣は、第四項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る共同化措置実施計画を公表するものとする。ただし、共同化措置実施計画につき当該認定を受けた金融機関等若しくは協同組織中央金融機関若しくは特定法人（以下この章及び第三十五条第三項において「認定共同化金融機関等」という。）、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定共同化金融機関等、共同システム利用金融機関等又はこれらの子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

７　主務大臣は、第四項の認定をしたときは、当該認定に係る共同化措置実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

第四章の三に次の三条及び二節を加える。

（認定を受けた共同化措置実施計画の変更）

第三十四条の十七　認定共同化金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定共同化金融機関等の組織再編成その他共同化措置実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第四項の認定を受けた共同化措置実施計画（この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。次条、第三十四条の十九第一項及び第三十四条の二十第二項において「認定共同化措置実施計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。この場合において、特定法人が当該認定を申請するときは、協同組織中央金融機関と共同して申請するものとする。

２　前条第四項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定法人を除く」とあるのは「次条第一項の認定の申請をした金融機関等又は協同組織中央金融機関をいう」と、同項第七号中「が当該」とあるのは「（次条第一項の認定の申請をした金融機関等、協同組織中央金融機関又は特定法人をいう。）が当該」と読み替えるものとする。

（認定共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上の措置）

第三十四条の十八　主務大臣は、認定共同化措置実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定共同化措置実施計画の履行を確保するため、当該認定共同化措置実施計画に係る認定共同化金融機関等に対し、当該認定共同化措置実施計画の履行状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（認定の取消し）

第三十四条の十九　主務大臣は、認定共同化措置実施計画が第三十四条の十六第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

２　第三十四条の十六第六項（ただし書を除く。）及び第七項の規定は、前項の規定による同条第四項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第六項中「に係る共同化措置実施計画」とあり、及び同条第七項中「に係る共同化措置実施計画の内容」とあるのは、「が取り消された旨」と読み替えるものとする。

第三節　資金交付契約

第三十四条の二十　認定組織再編成等金融機関等（認定組織再編成等実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。）又は第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十第五項ただし書に規定する認定経営基盤強化実施金融機関等（第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する第三十四条の十一第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に第三十四条の十五第二項において準用する同号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。第三項及び第五項並びに第三十五条第三項において「認定経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、機構に対し、令和十三年三月三十一日までに機構が第三十四条の十第二項第七号（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。

２　認定共同化金融機関等（認定共同化措置実施計画に契約締結申込予定金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第五項並びに第三十五条第三項において同じ。）は、機構に対し、令和十八年三月三十一日までに機構が第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金を交付するための契約の締結の申込みを行うことができる。

３　第一項の規定による申込みを行った認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は前項の規定による申込みを行った認定共同化金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

４　機構は、第一項又は第二項の規定による申込みがあった場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金を交付するための契約（以下この条及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）を締結することができる。

５　機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等に資金（第一項又は第二項に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。）を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

６　第四項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

７　前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和十三年三月三十一日までに」とあり、及び第二項中「対し、令和十八年三月三十一日までに」とあるのは、「対し」と読み替えるものとする。

第四節　雑則

第三十四条の二十一　内閣総理大臣は、第三十四条の十第一項若しくは第三十四条の十五第一項若しくは第三十四条の十六第一項若しくは第二項の申請又は第三十四条の十一第一項（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十四条の十七第一項の規定による変更の認定の申請があったときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　特定事態における資本の増強に関する特別措置

（特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第三十四条の九の二　銀行持株会社等以外の金融機関等であって、信用を供与している者の財務の状況が特定事態（大規模な災害又は感染症のまん延（まん延防止のための措置を含む。）に起因する地域の金融機能の維持に重大な影響を及ぼす事態として内閣総理大臣が指定するものをいう。以下この章において同じ。）により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったもの（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「特例金融機関等」という。）は、機構に対し、特定事態指定期間（内閣総理大臣が特定事態ごとに指定する期間をいう。以下この章において同じ。）内に限り、当該特例金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該特例金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四　株式等の引受け等を求める額及びその内容

五　収益の見通しその他政令で定める事項

2　特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該子会社（以下この条において「特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四　当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

五　当該特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3　特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三条第一項	株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）	株式等の引受け等
第三条第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第五条第一項	次に掲げる要件の全て	第三号から第五号まで及び第八号から第十一号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第三条第一項に規定する金融機関等又は同条第二項に規定する子会社が第三十四条の九の二第一項に規定する特例金融機関等又は同条第二項に規定する特例対象子会社
第五条第一項第三号	前条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第五条第一項第九号	株式の引受け	株式等の引受け等
	株式等の引受け等が	対象子会社に対して行う株式等の引受け等が

第五条第一項第十一号	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第五条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第五条の二	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十四条の二
	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て
	第二百五条第一項	第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項
第七条第一項	議決権制限等株式	同法第百十五条に規定する議決権制限株式
	議決権制限等株式を	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式を
第七条第二項	議決権制限等株式の	議決権制限株式の
第七条第三項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第九条第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
第九条第二項	次に	第三号から第五号までに
第九条第二項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第九条第四項	次に	第三号から第五号までに
第十条第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十二条第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の二第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号から第三号まで
第十二条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第十二条第二項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第十三条第三項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十三条第四項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式

第十三条第四項の表第七条第三項の項	従つた同条第二項	
	による同法第五条第二項	従つた
第十三条第四項の表第九条第一項の項、第十条第一項の項及び前条第一項の項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十四条第三項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項	第三十四条の九の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し
第十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第十四条第四項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号
第十四条第七項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十四条第七項の表第三項の項中欄	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し
第十四条第七項の表第三項の項下欄	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び収益の見通し
第十四条第八項及び第九項第一号	である株式の発行者	又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者
第十四条第九項第三号	である株式の処分をする	又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける
第十四条第十一項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十四条第十一項の表第七条第三項の項	従つた同条第二項	従つた
	による同法第五条第二項	による
第十四条第十二項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	承継金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの
第十四条第十二項の表第七条第三項の項	従つた同条第二項	従つた
	による同法第五条第二項	による

第十四条第十二項の表第九条第一項の項、第十条第一項の項及び前条第三項の項	株式の引受け	株式等の引受け等
	従つた同条第二項	従つた
第十四条第十二項の表前条第四項の項の表第七条第三項の項	合併等	合併等による
第十四条第十二項の表前条第四項の項、前条第四項の項の第十条第一項及び前条第四項の項の表前条第一項の項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十四条の二	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）
	株式の発行者	株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者
第三十五条第二項第二号	金融機関等	金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第三十四条の九の三　特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　金融組織再編成の内容及び実施時期

三　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等（銀行持株会社等を除く。）の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては当該新たに設立される金融機関等。ホ及び次号において「業務実施金融機関」という。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ハ　当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

ニ　組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

ホ　業務実施金融機関における収益の見通し

四　当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五　その他政令で定める事項

2　金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

3　特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章（第十七条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項	株式等の引受け等	株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）
第十五条第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第一項	次に掲げる要件の全てに該当する	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第八号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が第三十四条の九の三第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する
第十七条第一項第四号イ	前条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第十七条第一項第四号ヘ及び第六号ニ⑵	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第一項第八号	当該株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に

第十七条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第十七条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十七条第八項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	第十七条第一項」	第十七条第一項」と、「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」
第十七条の二		
	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十四条の二
	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て
	第二百五条第一項	第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項
第十九条第二項	第十六条第一項第五号ハ	第三十四条の九の三第一項第三号ハ
	第一号から第三号まで、第四号イからニまで	第三号、第四号イからハまで
第十九条第三項	第十六条第一項第五号ハ	第三十四条の九の三第一項第三号ハ
第十九条第三項ただし書	第一号から第九号まで	第三号、第四号イからハまで、ホ及びヘ並びに第五号から第九号まで
第十九条第三項第四号イ	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第十九条第三項第四号ヘ及び第六号ニ⑵	株式の引受け	株式等の引受け等
	当該株式等の引受け等	当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等
第十九条第三項第八号	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第十九条第五項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	第十七条第二項、第三項	第十七条第三項

第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第十九条第六項	第一号から第三号まで、第四号イからニまで	第三号、第四号イからハまで
	第十七条第二項	第十七条第三項
第二十二条第一項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びロ	第三十四条の九の三第一項第一号並びに第三号イ及びロ
第二十二条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第二十二条第二項第三号	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十三条第五項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十三条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十三条第五項の表第十九条第三項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第二十三条第五項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	株式交換等による	株式交換等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十三条第五項の表第十九条第六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
第二十三条第五項の表前条第一項の項及び前条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第三項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項	第三十四条の九の三第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項並びに第三号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項

第二十四条第四項	次に	第三号から第五号までに
第二十四条第四項第三号及び第四号	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第六項	株式の引受け	株式等の引受け等
第二十四条第六項の表第三項の項	第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項	第三十四条の九の三第一項第一号
第二十四条第七項及び第八項第一号	である株式の発行者	又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者
第二十四条第八項第三号	である株式の処分をする	又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受ける
第二十四条第十一項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第三項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第二十四条第十一項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式
	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項の表第十九条第六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで
第二十四条第十一項の表第二十四条第十一項の項及び第二十二条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ
第二十四条第十二項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
	承継組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者又は組織再編成後発行銀行持株会社等	承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であって、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの

第二十四条第十二項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	同法第十七条第二項	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表第十九条第三項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで	
	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	
	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に	
第二十四条第十二項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	合併等による	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表第二十二条第一項の項及び第二十二条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	
第二十四条第十二項の表第十九条第六項の項	第四号イからニまで	第四号イからハまで	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	合併等	合併等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項	同条第二項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	
	株式交換等による	株式交換等による会社法第百十五条に規定する議決権制限株式	
第二十四条第十二項の表前条第五項の表前条第一項の項及び前条第五項の表前条第三項の項	第十六条第一項第五号ロ	第三十四条の九の三第一項第三号ロ	
第二十四条の二	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）	
	株式の発行者	株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者	
第三十五条第二項第四号	組織再編成金融機関等	組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等	

（特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例）

第二十四条の九の四　協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）である場合には、当該特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任

三　その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

四　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

五　第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

六　収益の見通しその他政令で定める事項

2　協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が特例組織再編成協同組織金融機関（当事者の全部又は一部が特例協同組織金融機関である金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該特例組織再編成協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　金融組織再編成の内容及び実施時期

三　当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ　当該対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

ハ　当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容

ニ　当該対象協同組織金融機関における収益の見通し

四　当該特例組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。）が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五　その他政令で定める事項

3　特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

4　協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、特定事態指定期間内に、当該対象協同組織金融機関（当該特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。）は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画（当該対象協同

組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画）を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5　特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、第二項の規定により提出する経営強化計画を同条第一項の規定により提出する同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画と、第二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による同号に定める事項を記載した経営強化計画の提出と、前項の規定により提出する経営強化計画及び経営強化指導計画を第二十七条第一項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画と、前項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画と、第二項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出とそれぞれみなして、第四章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第一項第一号	適合する	適合し、かつ、第三十四条の九の四第一項に規定する特例協同組織金融機関に該当する
第二十八条第一項第一号イ	第五条第一項第一号から第五号まで	経営強化計画に記載された第三十四条の九の四第一項第三号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対することその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第五条第一項第四号及び第五号
第二十八条第一項第二号	設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合する	設立された協同組織金融機関であるときは、ハからホまでのいずれにも適合し、かつ、第三十四条の九の四第二項に規定する特例組織再編成協同組織金融機関に該当する
第二十八条第一項第二号イ(1)	第十七条第一項第四号イからハまで	経営強化計画に記載された第三十四条の九の四第二項第三号ロに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対することその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ
第二十八条第三項	決定について	決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について
第三十条第二項	次に	第三号から第六号までに
第三十条第六項	第三十条第二項第三号及び第四号	第三十四条の九の四第一項第三号
第三十条第六項	第十六条第一項第五号ロ	第二項第三号ロ
第三十三条第一項	第二項中「次に	第二項中「第三号から第六号までに
第三十三条第一項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の四第一項第一号から第三号まで
第三十三条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十三条第二項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の四第一項第三号
第三十四条第三項	第四条第一項第一号から第四号まで	第三十四条の九の四第一項第一号及び第二号
	同項第七号又は第十六条第一項第五号ロ	同項第三号又は同条第二項第三号ロ
	第四条第一項第七号	同条第一項第三号
第三十四条第四項	含む。）	含む。）並びに収益の見通し
	次に	第三号から第五号までに
第三十四条第四項第三号及び第四号並びに第十項の表前条第一項の項及び前条第六項の項	第四条第一項第七号	第三十四条の九の四第一項第三号

（特定特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等）

第三十四条の九の五　協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、特例協同組織金融機関のうち、自らが特定事態によりその経営基盤に著しい損害を受けたこと、特定事態によりその経営基盤又は生活基盤に著しい損害を受けた債務者に対する債権（第三号、第四項第三号イ及び第三十四条の九の十一第五項において「被災等債権」という。）を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が特定事態の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるもの（以下この条及び次条第一項において「特定特例協同組織金融機関」という。）である場合には、当該特定特例協同組織金融機関に対し、第二十五条第一項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画（以下この条及び第三十四条の九の八第五項において「特定特例経営強化計画」という。）の提出を求めることができる。

一　特定特例経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　経営指導契約（特定特例協同組織金融機関と協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関との間で締結する契約であって、当該協同組織中央金融機関が当該特定特例協同組織金融機関の経営の改善のために指導その他必要な措置を講じ、当該特定特例協同組織金融機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。第四項第三号ハ及び第六項において同じ。）の内容

三　被災等債権の譲渡その他の処分について損害担保契約（被災等債権に係る債務の全部又は一部の弁済がされないこととなった場合において、その被災等債権に係る債権者に対してその弁済がされないこととなった額の一部を補塡するための契約をいう。第三十四条の九の十一第一項及び第五項において同じ。）を特定特例協同組織金融機関が行う場合にあっては、その旨及びその内容

四　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

五　第四条第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2　協同組織中央金融機関が前項の規定により特定特例経営強化計画を提出する特定特例協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、特定事態指定期間内に、第二十七条第二項の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、特定特例経営強化指導計画（次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画をいう。以下この条及び第三十四条の九の八第五項において同じ。）及び当該申込みの対象となる信託受益権等に係る信託契約等（信託受益権等に係る資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。次項及び第四項において同じ。）の契約書の写しを主務大臣に提出するとともに、当該特定特例協同組織金融機関は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、前項の規定により提出した特定特例経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一　当該申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が第四項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二　信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

三　前項第二号から第四号までに掲げる事項

四　その他政令で定める事項

3　内閣総理大臣は、前項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第二項の規定により特定特例経営強化計画並びに特定特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五条第五項の規定を準用する。

一　特定特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するものであること。

イ　特定特例経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ　特定特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ　当該特定特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。

二　当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定特例協同組織金融機関による当該特定特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二　第二項の規定により提出された特定特例経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ　特定特例経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る特定特例協同組織金融機関から第二項の規定により提出された特定特例経営強化計画の実施に資するものであること。

ロ　特定特例経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三　第二項の規定により提出された特定特例経営強化計画に記載された第一項第二号に掲げる事項に次に掲げる事項が含まれていること。

イ　協同組織中央金融機関が特定特例協同組織金融機関の被災等債権の管理及び回収に関する指導その他特定特例協同組織金融機関の業務の改善のために必要な指導及び助言を行い、当該特定特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基づき適切に業務を実施すること。

ロ　協同組織中央金融機関は、特定特例協同組織金融機関に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該特定特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。

ハ　経営指導契約は、その締結の日から第三十四条の九の八第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。

四　当該信託受益権等に係る取得優先出資等に貸付債権がある場合にあっては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、第三十四条の九の八第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることが定められていること。

5　主務大臣が前項の規定による決定をした場合には、特定特例経営強化計画を第二十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特定特例経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、前項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第三項	第五条第五項及び第六項の規定は第三十四条の九の五第四項の規定による決定	第五条第六項の規定は第三十四条の九の五第四項の規定による決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資
第三十条第二項	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十条第二項第三号	第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該	記載されている第四条第一項第七号に規定する
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び第六号に
第三十三条第一項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第四条第一項第七号及び第三十四条の九の五第一項第一号から第四号まで
第三十三条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十三条第三項	内容	内容及び第三十四条の九の五第一項第二号から第四号までに掲げる事項
第三十四条第二項	次に	第一号から第三号まで及び第五号に

第三十四条第三項	第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）	第四条第一項第七号及び第三十四条の九の五第一項第一号から第四号までに掲げる事項	
第三十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件	
第三十四条第四項第三号	第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策	記載された第四条第一項第七号に掲げる方策	
第三十四条第五項	内容	内容及び第三十四条の九の五第一項第二号から第四号までに掲げる事項	
第三十四条第十項の表前条第一項の項	経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）	第三十四条の九の五第一項に規定する特定特例経営強化計画	
第三十四条第十項の表前条第六項の項	第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は	第三十四条第八項の規定により	
	当該経営強化計画又は	当該	

6　第四項の決定があったときは、特定特例協同組織金融機関及び当該特定特例協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。

（総会等の特別決議等に関する特例）

第三十四条の九の六　特定特例協同組織金融機関が第二十五条第一項の申込みに係る優先出資を発行する場合における信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条の三第一号、中小企業等協同組合法第五十三条第一号又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十三条第一号に掲げる事項に係る総会又は総代会（以下この条において「総会等」という。）の決議又は議決は、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、出席した会員、組合員若しくは代議員又は総代（次項において「会員等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2　前項の規定により仮にした決議又は議決（以下この条において「仮決議等」という。）があった場合においては、各会員等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の総会等を招集しなければならない。

3　前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があったものとみなす。

（認定の申請）

第三十四条の九の七　第三十四条の九の五第五項の規定において同条第四項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であって協定銀行が現に保有する信託受益権等（第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下この章において同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（次条、第三十四条の九及び第三十四条の九の十第一項において「特別対象協同組織金融機関等」という。）は、信託受益権等の買取りがあった日から起算して十年を経過する日（やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあっては、当該日から主務大臣が定める一定の期間を経過した日）までに、主務省令で定めるところにより、次条第四項の認定又は第三十四条の九の九第二項の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

（経営が改善した旨の認定）

第三十四条の九の八　特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画（以下この条において「特別経営強化計画」という。）を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。

一　特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三　第四条第一項第七号に掲げる事項

四　収益の見通しその他主務省令で定める事項

2　特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画（次項、第四項及び第六項において「特別経営強化指導計画」という。）を主務大臣に提出することができる。

一　当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容

二　その他主務省令で定める事項

3　内閣総理大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第一項及び第二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を行うことができる。

一　当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でないこと。

二　当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。

三　当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。

四　特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

五　特別経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六　特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。

七　特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

八　信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

5　特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象協同組織金融機関等が実施している特定特例経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定特例経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。

6　特別対象協同組織金融機関等が第四項の規定による認定を受けた場合には、特別経営強化計画を第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、特別経営強化指導計画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、第四項の規定による認定を第二十八条第一項の規定による決定とそれぞれみなして、第四章（同項を除く。）、第五章及び第六章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十八条第二項	当該決定	第三十四条の五第四項の規定による決定
第二十八条第三項	第一項の規定による決定について	第三十四条の九の五第四項の規定による決定について、第八条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）の規定による決定について
	（第一項）	（第三十四条の九の五第四項）
第三十条第一項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十条第二項	次に	第三号、第五号及び第六号に
第三十条第二項第三号	第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該	記載されている第四条第一項第七号に規定する
第三十条第三項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十条第六項	第二項中「次に	第二項中「第三号、第五号及び第六号に
第三十一条第一項及び第三十二条	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十三条第一項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等（当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関に係る取得優先出資等に限る。）を取得した場合において、第二十五条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）の規定による決定を受けて協定銀行が当該信託受益権等	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等の第四項の規定により取得した信託受益権等
	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画に係る第三十四条の九の五第四項の規定により取得した信託受益権等

第三十三条第二項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第四条第一項第七号並びに第三十四条の九の八第一項第一号及び第二号
第三十四条第一項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第三十四条第三項	第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）	第四条第一項第七号並びに第三十四条の九の八第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに収益の見通し
第三十四条第四項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第五号に掲げる要件
第三十四条第四項第三号	第四条第一項第七号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策	記載された第四条第一項第七号に掲げる方策
第三十四条第十項の表第三十条第一項の項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等の買取りを行った場合における第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出した協同組織金融機関	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等
第三十四条第十項の表第三十条第三項の項及び第三十一条第一項の項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
第三十四条第十項の表前条第一項の項中欄	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより信託受益権等（当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関に係る取得優先出資等に限る。）を取得した場合において、第二十五条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。）の規定による決定を受けて協定銀行が当該信託受益権等	第三十四条の九の八第四項の規定による認定を受けた第三十四条の九の七に規定する特別対象協同組織金融機関等の第四項の規定により取得した信託受益権等

第三十四条第十項の表前条第一項の項下欄	経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものに限る。）	第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画
第三十四条第十項の表前条第六項の項	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項
	第三十四条第三項又は第八項の規定により経営強化計画（第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は	第三十四条第八項の規定により
	当該経営強化計画又は	当該
第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号	第二十八条第一項	第三十四条の九の五第四項

（事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定）

第三十四条の九の九　特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「資本整理等実施要綱」という。）を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築（合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであって、経営の健全化のために行われるものをいう。第一号、同項及び次条第一項において同じ。）に伴う資本整理（損失の填補に充てるために当該信託受益権等に係る優先出資に係る権利の全部又は一部を消滅させることをいう。第二号及び第三号並びに次項、同条第一項並びに第三十四条の九の十三において同じ。）を可とする旨の認定を申請することができる。

一　事業再構築の内容

二　資本整理の内容

三　資本整理を行うために次条又は第三十四条の九の十一の規定に基づく機構からの金銭の贈与又は損失の補塡の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

四　その他主務省令で定める事項

2　主務大臣は、前項の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。

一　当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。

二　資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること。

三　資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること。

四　前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあっては、当該措置が資本整理を行うために必要かつ適切なものであること。

五　資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として主務省令で定める場合でないこと。

六　その他政令で定める要件

3　主務大臣は、前項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第二項の規定による認定をした場合において、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該事項の適切な実施を確保するため、その必要な限度において、当該認定に係る特別対象協同組織金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、当該事項のうち実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

（優先出資の消却に必要な金銭の贈与）

第三十四条の九の十　前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等（以下この項、次項及び第五項、次条第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の九の十三において「認定特別対象協同組織金融機関等」という。）又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であって第二条第一項第一号から第八号までに掲げるもの（金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「相手方金融機関」という。）は、当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができる。

2　前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。次条第三項及び第三十四条の九の十三第二項において同じ。）の議決を経て、当該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。

4　機構は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣並びに厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

5　機構は、第三項の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、当該金銭の贈与の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭の贈与に関する契約を締結しなければならない。

（損害担保契約に係る損失の補塡）

第三十四条の九の十一　認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、機構が、認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補塡するための契約を締結することを、機構に申し込むことができる。

2　前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。

4　機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。

5　機構は、第三項の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、当該契約の締結の申込みに係る認定特別対象協同組織金融機関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結しなければならない。この場合において、当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、当該契約に係る損害担保契約の対象となる被災等債権について利益が生じたときに当該利益の額の一部を機構に納付することを約さなければならない。

（機構の業務の取扱い）

第三十四条の九の十二　前二条の規定による機構の業務は、預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。

（機構における勘定間の繰入れ）

第三十四条の九の十三　機構は、第三十四条の九の十の規定による業務の実施により、前条の規定の適用を受けて一般勘定（預金保険法第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下この条において同じ。）から支出された金額（資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行おうとする場合において、同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額を超える部分に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能強化勘定（第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。次項において同じ。）から一般勘定に繰り入れるものとする。この場合において、当該繰入れは、第四十三条に規定する金融機能強化業務とみなす。

２　機構は、第三十四条の九の九第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から、当該損失の額（資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行おうとする場合において、預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。

（特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例）

第三十四条の九の十四　協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等であって信用を供与している者の財務の状況が特定事態により相当程度悪化したことその他の特定事態の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったもの（次項において「特例協同組織金融機関等」という。）に特定支援を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、特定事態指定期間内に限り、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であって金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

二　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項として主務省令で定めるもの

三　前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

四　第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

五　取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

六　収益の見通しその他政令で定める事項

２　前項第二号及び第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第五号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った特例協同組織金融機関等（第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあっては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

３　協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、前章及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条の九の十四第二項」と、「同条第一項第四号」とあるのは「同条第一項第三号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条第三項中「第三十四条の十五第三項（同条第六項」を「第三十四条の二十第四項（同条第七項」に、「認定金融機関等」を「認定組織再編成等金融機関等若しくは認定経営基盤強化実施金融機関等又は認定共同化金融機関等」に改める。

第四十四条第四項中「農林中央金庫法」の下に「（平成十三年法律第九十三号）」を加える。

第四十五条の二第二項中「第四十五条の二第一項」を「第四十五条の三第一項」に改め、同条を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

（金融再生勘定からの繰入れ）

第四十五条の二　機構は、金融機関等の金融機能の強化を図るために必要がある場合には、金融機能強化業務に必要な財源に充てるため、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けた金額を金融再生勘定（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下この項、次項及び第四項において「金融機能再生緊急措置法」という。）第六十四条に規定する金融再生勘定をいう。第三項及び第四十六条第二項において同じ。）から金融機能強化勘定に繰り入れることができる。この場合において、当該繰入れは、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法の規定を適用する。

２　内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による繰入れが、金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生業務の遂行に支障がなく、かつ、金融機能強化業務を通じた金融機関等の金融機能の強化を図るために必要であると認められる場合に限り、同項の認可をするものとする。

３　機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融再生勘定から当該残余の額の全部又は一部を金融機能強化勘定に繰り入れることができる。

４　前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能再生緊急措置法第六十七条第二項の規定の適用については、同項中「ときは、当該残余の額」とあるのは、「場合であって、当該残余の額から金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四十五条の二第三項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定に繰り入れた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とする。

第四十六条第二項中「受けて、」の下に「金融再生勘定又は」を加える。

第四十八条第二項中「第二章若しくは第三章の規定により提出された経営強化計画の履行状況又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二章から第四章まで又は第四章の三の規定により提出された経営強化計画の履行状況に関すること。

二　第四章又は第四章の三の規定により提出された経営強化指導計画の履行状況に関すること。

三　第四章の二又は第四章の三の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況に関すること。

四　第四章の四の規定により提出された組織再編成等実施計画若しくは基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画又は共同化措置実施計画の履行状況に関すること。

第五十六条第一項第一号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同項第二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同条第二項第一号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第一号又は第二号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加え、同項第二号中「金融機関等」の下に「並びに同条第七項第三号に掲げる者と共同して第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人」を加える。

第五十八条中「第三十四条の十五第四項（同条第六項」を「第三十四条の九の十一第四項、第三十四条の二十第五項（同条第七項」に改める。

第五十九条第一項第二号中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同項第三号中「第二十条第一項（」の下に「第二十二条第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第四号中「第二十一条第一項（」を「第二十一条第二項（第二十二条第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第五号中「第三十三条第五項及び第三十四条第七項」を「第三十三条第八項（第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項」に改め、同項第六号中「第三十二条（第三十三条第五項及び第三十四条第七項」を「第三十二条第二項（第三十三条第八項（第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項」に改め、同項第七号中「第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の九第二項」を「第三十四条の九第一項」に改め、同項第八号中「第三十四条の九第二項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「の規定」を「（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十八の規定」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第三十四条の九の九第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第六十条中「（第二号にあっては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。）」を削り、「又は理事」を「、理事又は清算人」に改め、同条第一号中「若しくは」を「（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第十一項及び第十二項、第十七条第八項、第十九条第五項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第十一項及び第十二項、第十七条第八項、第十九条第五項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第三十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第二十二条第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の九第一項の規定による命令に違反したとき。

第六十条第三号中「、第十四条第十項」を「若しくは第十項」に改め、「第十九条第五項」の下に「（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第二十四条第四項まで」を「、第三項、第六項若しくは第七項」に、「第三十四条第七項」を「第三十四条第十項」に、「から第六項まで」を「、第五項、第八項若しくは第九項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十一条第二項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（第二十二条第四項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十三条第八項（第三十四条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）、第三十四条の九第二項、第三十四条の十二（第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十八の規定による命令に違反したとき。

第六十条に次の二号を加える。

五　第十三条第一項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六　第三十四条の九の十第二項又は第三十四条の九の十一第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたとき。

附則第八条から第二十九条までを削り、附則第三十条を附則第八条とする。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ト中「他の金融機関等への」を「金融機関等による他の金融機関等の」に、「移転又は発行」を「取得」に、「他の金融機関等が当該」を「金融機関等が当該他の」に、「及び」を「、ニ及び」に改め、同号チを削る。

第三条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第十二条第九項及び第十三条第九項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第三条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第七号中「信託会社」の下に「（第四十四条の三第五項において「信託会社」という。）」を加え、同条第三項中「以下」を「第四十四条の三第三項第二号を除き、以下」に、「同項の書面を」を「前項の書面を」に改める。

第十五条第一項中「、資本金の額を変更することなく」を削り、同項に次の三号を加える。

三　第四十四条第三項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

四　第四十四条第四項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

五　新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

第十五条第三項中「第一項第二号」の下に「、第四号又は第五号」を加える。

第四十二条第一項中「第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定する」を「第十五条第一項第二号及び第五号に掲げる場合、次項の場合、第四項ただし書に規定する場合並びに第四十四条第二項及び第四項の」に改める。

第四十四条の見出し中「資本金」を「資本金等」に改め、同条第三項中「前二項に定める」を「第一項及び第二項又は第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　優先出資を発行している協同組織金融機関は、優先出資の消却を行うため、第四十二条第四項、農林中央金庫法第七十六条第三項（準備金の積立て）、中小企業等協同組合法第五十八条第三項（準備金及び繰越金）、信用金庫法第五十六条第二項（法定準備金）、労働金庫法第六十条第二項（法定準備金）、農業協同組合法第五十一条第五項（準備金）及び水産業協同組合法第五十五条第五項（準備金及び繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、普通出資者総会の決議によって、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

4　優先出資を発行している協同組織金融機関は、前項の規定による資本準備金若しくは法定準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資の消却を行うため、普通出資者総会の決議によって、消却に必要な額に限り、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

5　優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項の規定により資本準備金若しくは法定準備金又は資本金（以下「資本金等」という。）の額を減少しようとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

7　第三項及び第四項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

第四十四条の次に次の見出し及び三条を加える。

（債権者の異議）

第四十四条の二　優先出資を発行している協同組織金融機関（農林中央金庫、信用協同組合若しくは中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会に限る。第三項及び次条において「特定優先出資発行協同組織金融機関」という。）は、普通出資者総会において前条第三項又は第四項の決議があったときは、その決議の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2　前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3　特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第四十四条の三　特定優先出資発行協同組織金融機関が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合には、当該特定優先出資発行協同組織金融機関の債権者は、当該特定優先出資発行協同組織金融機関に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

2　前項の場合には、特定優先出資発行協同組織金融機関は、普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があった日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一　資本金等の額を減少する旨

二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3　前項の規定にかかわらず、特定優先出資発行協同組織金融機関が同項の公告を、官報のほか、定款の定めに従い、次に掲げる方法のいずれかによりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。）

4　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、特定優先出資発行協同組織金融機関は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6　前各項の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に限る。）が第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少をする場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	次に	普通出資者総会において資本金等の額の減少の決議があった日から二週間以内に、次に
預金者	貯金者	
第二号	第三号	一　資本金等の額を減少する旨 二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
第四項及び前項	第二項第二号	
	第二項第三号	三　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

（資本金等の額の減少の無効の訴え）

第四十四条の四　優先出資を発行している協同組織金融機関の資本金等の額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同項ただし書中「当該株主が取締役、監査役、執行役」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者が理事、経営管理委員、監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十一条第一項第三号中「又は第四十二条第四項ただし書」を「、第四十二条第四項ただし書又は第四十四条第五項」に改め、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九　第四十四条の二第一項の規定又は第四十四条の三第二項若しくは第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資本金等の額を減少したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中金融機能の強化のための特別措置に関する法律第一条及び第三条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日までに」を削る部分に限る。）、同条第二項及び同法第二十六条の改正規定、同法第三十四条の二の改正規定（「令和八年三月三十一日まで」を削る部分に限る。）並びに同法第三十四条の十第一項の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第二条中金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三条の改正規定並びに附則第六条及び第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

（協同組織金融機関の経営強化計画等の記載事項についての経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「旧金融機能強化法」という。）第二十七条第一項の規定により提出した経営強化計画（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定により当該経営強化計画とみなされたもの、旧金融機能強化法第三十条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は旧金融機能強化法第三十四条第三項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出したものを含む。）又は旧金融機能強化法第三十三条第一項（旧金融機能強化法第三十四条第七項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する場合並びに旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化計画を実施している旧金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関の経営強化計画とみなされたもの、旧金融機能強化法第三十条第一項（旧金融機能強化法第三十四条第七項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する場合並びに旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化計画を実施している旧金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関の経営強化計画とみなされたもの、旧金融機能強化法第三十条第一項（旧金融機能強化法第三十四条第七項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する場合並びに旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化計画を実施している旧金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関（以下「旧金融機関」という。）から起算して六月以内に、これらの経営強化計画の変更（職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令（第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「新金融機能強化法」という。）第五十六条第二項に規定する主務省令をいう。次項において同じ。）で定める要件を満たす監事の選任に関する事項を追加する変更に限る。）につき、新金融機能強化法第三十条第一項（新金融機能強化法第三十四条第九条及び第十三条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、附則第十条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の五第五項並びに附則第十一条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2　この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされたもの又は旧金融機能強化法第三十四条の七第一項（旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）を実施している旧金融機能強化法第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等は、施行日から起算して六月以内に、当該協同組織金融機能強化方針の変更（旧金融機能強化法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等における職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任に関する事項を追加する変更に限る。）につき、新金融機能強化法第三十四条の七第一項（附則第十四条の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更後の協同組織金融機能強化方針の提出については、附則第十五条第三項の規定にかかわらず、新金融機能強化法第三十四条の七第三項において準用する新金融機能強化法第三十四条の三第二項（附則第十四条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（協同組織金融機関が提出する経営強化計画についての経過措置）

第三条　施行日前に旧金融機能強化法第三十三条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化計画であって、この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関が実施しているものは、新金融機能強化法第二十八条第二項に規定する経営強化計画とみなして、新金融機能強化法第三十条から第三十二条までの規定（新金融機能強化法第三十四条第十項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項（附則第九条及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。）、第三十四条の九の五第五項（附則第十条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。）及び第三十四条の九の八第六項（附則第十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条並びに次条第三項及び第四項において同じ。）において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）を適用する。

２　新金融機能強化法第三十条第一項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第一項に規定する変更後の経営強化計画について適用し、施行日前に提出した旧金融機能強化法第三十条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する変更後の経営強化計画については、なお従前の例による。

３　新金融機能強化法第三十三条第一項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十三条第一項に規定するその実施している経営強化計画又は旧金融機能強化法第三十三条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において準用する場合並びに旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定により提出した旧金融機能強化法第三十三条第一項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

４　新金融機能強化法第三十四条第三項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条第一項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。）の規定により新金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条第一項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。）の規定により旧金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行った場合については、なお従前の例による。

（協同組織中央金融機関が提出する経営強化指導計画に係る承認等についての経過措置）

第四条　施行日前に旧金融機能強化法第三十三条第二項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により提出した経営強化指導計画であって、この法律の施行の際現に旧金融機能強化法第二条第七項に規定する協同組織中央金融機関が実施しているものは、新金融機能強化法第三十条第三項に規定する経営強化指導計画とみなして、同条から新金融機能強化法第三十二条までの規定を適用する。

２　新金融機能強化法第三十条第三項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に提出する新金融機能強化法第三十条第三項に規定する変更後の経営強化指導計画について適用し、施行日前に提出した旧金融機能強化法第三十条第三項（旧金融機能強化法附則第十条第五項、第十一条第四項、第十六条第五項及び第二十八条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する変更後の経営強化指導計画については、なお従前の例による。

３　新金融機能強化法第三十三条第三項（新金融機能強化法第三十四条第十項において準用する場合並びに新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十三条第一項に規定するその実施している経営強化計画又は旧金融機能強化法第三十三条第一項の規定により提出した同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

４　新金融機能強化法第三十四条第五項（新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項、第三十四条の九の五第五項及び第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条第一項の規定により同項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条第一項の規定により同項に規定する対象協同組織金融機関等が同項に規定する合併等の認可を受けて当該合併等を行った場合については、なお従前の例による。

（実施計画等に関する経過措置）

第五条　新金融機能強化法第三十四条の十から第三十四条の十四まで及び第三十四条の二十（第二項を除き、同条第一項に規定する認定組織再編成等金融機関等に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新金融機能強化法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等が同条第一項に規定する組織再編成等実施計画の認定の申請を行う場合について適用し、施行日前に旧金融機能強化法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等が同条第一項に規定により提出した同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了する場合について適用し、施行日前に同項に規定するその実施している経営強化計画の実施期間が終了した場合については、なお従前の例による。

（資金交付契約に関する経過措置）

第六条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧金融機能強化法第三十四条の十五第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）の施行の日の前日」とする。

（震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置）

第七条　施行日前に旧金融機能強化法附則第八条第三項に規定する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が同条第一項又は第二項の規定による申込みをしている場合には、当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項に規定する特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項又は第二項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第八条第一項又は第二項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項に規定する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第八条第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第八条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第二章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第二章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置）

第八条　施行日前に旧金融機能強化法附則第九条第三項に規定する震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第一項の規定による申込みをしている場合には、当該震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の三第三項に規定する特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第九条第一項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の三第一項に規定する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第九条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の三第一項の規定

出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第九条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第三章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の三第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第三章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置）

第九条　施行日前に旧金融機能強化法附則第十条第五項に規定する震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関が同条第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をしている場合には、当該震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項に規定する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第十条第一項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第十条第二項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第十条第四項の規定により提出した経営強化計画及び経営強化指導計画の提出をした場合には、当該震災特例協同組織金融機関又は震災特例組織再編成協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項に規定する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第十条第一項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第十条第二項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十条第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第十条第四項の規定により提出した経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第十条第五項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（特定震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置）

第十条　施行日前に旧金融機能強化法第五十六条第一項に規定する主務大臣が旧金融機能強化法附則第十一条第三項の規定による決定をしている場合には、同条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の五第一項に規定する特定震災特例経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の五第一項に規定する特定特例経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十一条第二項に規定する特定震災特例経営強化指導計画を新金融機能強化法第三十四条の九の五第二項に規定する特定特例経営強化指導計画と、当該決定を同条第四項の規定による決定とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第十一条第四項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定についての経過措置）

第十一条　施行日前に旧金融機能強化法附則第十六条第五項に規定する特別対象協同組織金融機関等が同条第三項の規定による認定を受けている場合には、当該特別対象協同組織金融機関等を新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項に規定する特別対象協同組織金融機能強化法第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第十六条第二項に規定する特別経営強化指導計画を新金融機能強化法第三十四条の九の八第二項に規定する特別経営強化指導計画と、当該認定を同条第四項の規定による認定とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第十六条第五項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の八第六項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例についての経過措置）

第十二条　施行日前に旧金融機能強化法附則第二十六条第三項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が同条第一項又は第二項の規定による申込みをしている場合には、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等を新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項に規定する特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等と、当該申込みを同条第一項又は第二項の規定による申込みと、旧金融機能強化法附則第二十六条第一項又は第二項に規定する経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第二十六条第一項又は第二項に規定する経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十六条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第二章、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の二第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第二章及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例についての経過措置）

第十三条　施行日前に旧金融機能強化法附則第二十八条第五項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が同条第一項又は第二項の規定により経営強化計画の提出をしている場合には、当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関を新金融機能強化法第三十四条の九の四第五項に規定する特例協同組織金融機関又は特例組織再編成協同組織金融機関と、旧金融機能強化法附則第二十八条第一項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第一項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第一項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第二十八条第二項の規定により提出した経営強化計画を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定により提出する経営強化計画と、旧金融機能強化法附則第二十八条第二項の規定による経営強化計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第二項の規定による経営強化計画の提出と、旧金融機能強化法附則第二十八条第四項の規定により提出した経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を新金融機能強化法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化計画及び経営強化指導計画の提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十八条第五項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章及び第五章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例についての経過措置）

第十四条　施行日前に旧金融機能強化法附則第二十九条第三項に規定する協同組織中央金融機関等が同条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をしている場合には、当該協同組織中央金融機関等を新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項に規定する協同組織中央金融機関等と、旧金融機能強化法附則第二十九条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等を新金融機能強化法第三十四条の九の十四第一項に規定する特例協同組織金融機関等と、当該協同組織金融機能強化方針を同項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による提出とそれぞれみなすほか、旧金融機能強化法附則第二十九条第三項の規定によりみなして適用する旧金融機能強化法第四章の二、第五章及び第六章又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新金融機能強化法第三十四条の九の十四第三項の規定によりみなして適用する新金融機能強化法第四章の二及び第五章並びに新金融機能強化法第六章又はこれらに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、新金融機能強化法の規定を適用する。

（金融機能強化審査会からの意見の聴取についての経過措置）

第十五条　新金融機能強化法第十六条第五項（新金融機能強化法の他の規定（附則第八条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第十六条第一項から第三項までの規定（新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による経営強化計画（新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の提出又は新金融機能強化法第二十二条第一項（新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）の提出をした場合について、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正）

第十七条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「第六十七条並びに」を「第六十七条、」に改め、「第六十五条」の下に「並びに優先出資法第四十四条の四」を加える。

第百二十六条の五第二項中「第六十五条並びに」を「第六十五条、」に改め、「第百七十一条」の下に「並びに優先出資法第四十四条の四」を加える。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第十八条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第三十条及び」を「第三十条、」に改め、「第五十三条第三項」の下に「及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条の四」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十九条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第三項中「第十四条第三項」の下に「及び第四十四条の四」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十二条　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

2　新金融機能強化法第二十七条第三項（新金融機能強化法の他の規定（附則第九条から第十一条まで及び第十三条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第二十七条第一項若しくは第二項の規定による経営強化計画若しくは経営強化指導計画（新金融機能強化法の他の規定により当該経営強化計画若しくは当該経営強化指導計画とみなされるもの、新金融機能強化法第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は新金融機能強化法第三十四条第三項若しくは第五項（これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものを含む。）の提出又は新金融機能強化法第三十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を新金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による新たな経営強化計画若しくは経営強化指導計画の提出を受ける場合について適用する。

3　新金融機能強化法第三十四条の三第二項（新金融機能強化法の他の規定（前条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。）において、引用し、又は準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に内閣総理大臣が新金融機能強化法第三十四条の三第一項の規定による協同組織金融機能強化方針とみなされるもの又は新金融機能強化法第三十四条の七第一項（新金融機能強化法の他の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされるもの又は旧金融機能強化法第三十四条の七第一項（旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）及び旧金融機能強化法第三十四条の三第二項（旧金融機能強化法の他の規定において、引用し、又は準用する場合を含む。）に規定する書面の提出を受けた場合については、なお従前の例による。

（優先出資の消却を行うためにする資本金等の額の減少についての経過措置）

第十六条　第三条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、施行日以後にする同条第五項に規定する資本金等の額の減少について適用する。

農林中央金庫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十六号

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のため」を「及びこれらを構成する者のため」に改める。

第二十四条第四項中「及び第百条第一項第二十二号及び第二十四号」に改める。

第二十四条の五第一項に次のただし書を加える。

ただし、理事のうち非常勤である者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「非常勤非業務執行理事」という。）については、この限りでない。

一　農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

二　農林中央金庫の業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって農林中央金庫の業務を執行する理事として選定されたもの又は農林中央金庫の業務を執行したその他の理事をいう。第三十四条において同じ。）、経営管理委員若しくは職員（以下この号及び同条第十項において「業務執行理事等」という。）又はその子会社（第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の業務執行取締役（会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役又は当該子会社の業務を執行したその他の取締役をいう。）若しくは執行役若しくは使用人（以下この号において「子会社の業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前五年間農林中央金庫の業務執行理事等又はその子会社の業務執行取締役等でなかったこと。

三　農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な職員の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第二十六条第三項第二号中「（第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条第二項に次の一号を加える。

三　非常勤非業務執行理事が自己又は第三者のために農林中央金庫の業務の部類に属する取引をしようとするとき。

第三十条第三項中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。

第三十四条第二項中「第三十条第二項第一号又は第二号」に改め、同項第一号中「第三十条第二項の」を「第三十条第二項第一号及び第二号に規定する」に改め、同条中第十二項を第十八項とし、第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、同条第九項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を同条第十四項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

9　第四項の規定にかかわらず、農林中央金庫は、非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における当該非業務執行理事等の第一項の規定による責任の限度額について、定款で定めた額の範囲内であらかじめ農林中央金庫が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額（第十三項において「責任限度額」という。）とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

10　前項の契約を締結した非業務執行理事等が農林中央金庫の業務執行理事等に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

11　第七項の規定は、第九項の規定による定款の定め（業務執行理事以外の理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案及び当該定款の定めを変更する議案を総会に提出する場合について準用する。

12　農林中央金庫は、第九項の契約を締結した場合において、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったこと（当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）により損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一　第六項第一号及び第二号に掲げる事項

二　当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三　第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が当該契約によって賠償する責任を負わないとされた額

13　第八項の規定は、非業務執行理事等が第九項の契約によって責任限度額を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

第三十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二号に掲げる額」の下に「（第九項において「最低責任限度額」という。）」を加え、同項第二号ロ中「の理事」を「の業務執行理事」に改め、同号ハ中「監事又は会計監査人」を「業務執行理事以外の理事、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　非常勤非業務執行理事が第三十条第二項の規定に違反して同項第三号の取引をしたときは、当該取引によって非常勤非業務執行理事又は第三者が得た利益の額は、第一項の損害の額と推定する。

第三十四条の二第五項中「第八項」を「第十四項」に改める。

第四十条の二中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

第四十二条中「理事」を「非常勤非業務執行理事以外の理事」に改める。

第四十九条第一項第四号中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改める。

第五十四条第一号中「の預金」を「及び構成員（会員を直接又は間接に構成する者であって主務省令で定めるものをいう。以下この条及び第五十五条の二において同じ。）の預金又は定期積金」に改め、同項第二号及び同条第二項各号中「会員」を「会員及び構成員」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二　農林中央金庫は、構成員のために第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を営むに当たっては、会員が構成員のために行う事業を補完することにより構成員の事業の発展を図ることを旨とするものとする。

第七十二条第一項第十二号中「生産性の向上」の下に「、地域における農林水産業の持続的な発展」を加え、同条第五項ただし書中「ついて」の下に「主務省令で定めるところにより」を加え、同条第十六項中「ことについて」の下に「主務省令で定めるところにより」を加え、同条中第十九項を第二十三項とし、第十八項を第二十二項とし、第十七項を第二十一項とし、第十六項の次に次の四項を加える。

17　農林中央金庫は、認可対象会社のうち第一項第十二号に掲げる会社（第四項の主務省令で定める会社を除く。第二十項において「第十二号会社」という。）であって、農業生産の増大その他の地域における農林水産業の持続的な発展に資する業務を専ら営む国内の会社として主務省令で定めるもの（以下この条及び第百条第一項第二十二号において「特定会社」という。）について、農林中央金庫又はその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有するとき（農林中央金庫が当該特定会社を子会社とするとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有するときを除く。以下この条において「農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するとき」という。）は、農林中央金庫が農林中央金庫及び農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときにおける特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、第四項の規定にかかわらず、あらかじめ、同項の主務大臣の認可を受けることを要しない。

18　農林中央金庫は、前項の規定により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

19　前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、農林中央金庫等が特定会社の議決権を保有するときは、農林中央金庫が第十七項の主務省令で定める基準に適合する場合に限り、適用しない。ただし、農林中央金庫は、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣に届け出た場合を除き、当該特定会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

20　農林中央金庫は、第十八項又は前項ただし書の規定による届出をした特定会社について、当該特定会社が特定会社以外の第十二号会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第七十三条第一項中「及び第百条第一項第二十四号」を「並びに第百条第一項第二十二号及び第二十四号」に改める。

第九十五条中「から第三十一条まで」を「、第三十条（第二項第三号を除く。）、第三十一条」に、「から第三項まで、第八項、第十項、第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十二項」を「、第二項、第四項、第十四項、第十六項、第十七項（第一号に係る部分に限る。）及び第十八項」に、「第三十四条第十八項」を「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

第百条第一項第十三号中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改め、同項第二十二号中「、第六十六条若しくは第七十二条第十九項（第一号に係る部分に限る。）」を「若しくは第六十六条」に改め、「発行したとき」の下に「、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、第七十二条第十八項若しくは第二十三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をしないで同条第十七項の規定により農林中央金庫若しくはその子会社が合算して特定会社の基準議決権数を超える議決権を保有したとき（農林中央金庫が当該特定会社を子会社としたとき及び農林中央金庫の特定子会社以外の子会社がその基準議決権数を超える議決権を保有したときを除く。）」を加え、「若しくは公告をしたとき、又は同項（第二号に係る部分に限る。）若しくは」を「をしたとき、同条第二十三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出をすることを怠り、若しくは不正の届出をしたとき、又は」に、「届出若しくは公告をすることを怠り、若しくは不正の届出若しくは」を「公告をすることを怠り、若しくは不正の」に改め、同項第二十四号中「とき、又は」を「とき」に、「農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）を除く。）が同条第一項第十二号に掲げる会社となったことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知った日」を「同項に規定するこれを知った日」に、「当該同号に掲げる会社」を「同条第一項第十二号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。）」に、「とき。」を「とき、又は同条第二十項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定するこれを知った日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が同項の特定会社以外の第十二号会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、農林中央金庫法第二十四条の五第一項、第二十六条第三項第二号、第三十条、第三十四条、第三十四条の二第五項、第四十条の二、第四十二条、第四十九条第一項第四号、第九十五条及び第百条第一項第十三号の改正規定並びに次条から附則第五条までの規定は、公布の日の翌日から施行する。

（理事の責任の一部免除に関する経過措置）

第二条　農林中央金庫の理事の前条ただし書に規定する規定の施行の日（附則第五条において「一部施行日」という。）前の行為に基づく責任の一部の免除については、この法律による改正後の農林中央金庫法第三十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第四条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

第四十一条第四項第二号中「理事（」の下に「農林中央金庫にあっては農林中央金庫法第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事に限り、」を加える。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　農林中央金庫の理事の一部施行日前の行為に基づく責任の一部の免除については、前条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十一条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十七号

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの者」の下に「、農林中央金庫」を加え、同条第三項第一号中「二億円」を「七億円」に、「四千万円」を「二億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十八号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項及び第三項中「令和十八年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

旅券法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十九号

旅券法の一部を改正する法律

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三　外務大臣又は領事官が対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、戸籍謄本

第五条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同条第三項中「第一項第二号に掲げる場合に該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同項ただし書中「同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同条第四項中「する者」の下に「（十八歳未満の者を除く。）」を、「第十四条」の下に「及び第二十条第一項第三号」を加える。

第十四条中「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改める。

第二十条第一項中「の各号」を削り、「当該各号に」を「国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもつて賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してそれぞれ政令で」に改め、同項各号を次のように改める。

一　一般旅券の発給（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二　第五条第一項ただし書の一般旅券の発給

三　残存有効期間同一旅券の発給

四　一般旅券の渡航先の追加

五　渡航書の発給

第二十条第二項中「には」の下に「、同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「）に」を「）に前項の」に改める。

第二十条の二第一項中「当該各号に」を「同項の政令で」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「定める額に」を「同項の規定」に、「定める額に第四項の政令で定める額及び」を「次条第一項の規定」と、「同項の政令」とあるのは「前項の政令」に、「加えた」を「二を乗じて得た」に、「加えた額」を「二を乗じて得た額に次項の政令で定める額を加えた額」に改め、「、それぞれ」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年七月一日から施行する。

（一般旅券の発行に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の旅券法（以下「新法」という。）第五条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる旅券の発給の申請について適用し、施行日前にされた旅券の発給の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（手数料の納付に関する経過措置）

第三条　新法第二十条（第二項を除く。）及び第二十条の二（第二項を除く。）の規定は、施行日以後にされる新法第二十条第一項各号に掲げる処分の申請について適用し、施行日前にされたこの法律による改正前の旅券法第二十条第一項各号に掲げる処分に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第四条　新法第二十条第二項（新法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（葬祭補償の額に関する経過措置）

第二条　改正後の地方公務員災害補償法施行令（次項及び次条において「新令」という。）第二条の二の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第七号に規定する葬祭補償（以下この条において「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

２　令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の地方公務員災害補償法施行令（以下この項において「旧令」という。）第二条の二の規定による金額により支給されたもの又は旧令附則第一条の二の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新令第二条の二の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（特殊公務に従事する職員の特例に関する経過措置）

第三条　新令第二条の三第二項（麻薬取締員に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害に係る地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）、同項第四号に規定する障害補償（以下「障害補償」という。）及び同項第六号に規定する遺族補償（以下「遺族補償」という。）について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害に係る傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十六号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本　洋平
防衛大臣　小泉進次郎

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十七号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項及び第二項並びに同法第五百十三条第十二項（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百八十九条第三項及び非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第五百九条並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二十五条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（押収物還付等公告令の一部改正）

第一条　押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五百十三条第九項」を「第五百十三条第十一項」に、「第五百十三条第十項」を「第五百十三条第十二項」に改める。

第三条第三項各号列記以外の部分中「第五百十三条第十項」を「第五百十三条第十二項」に改め、同項第一号中「第五百十三条第十項」を「第五百十三条第十二項」に改め、同項第三号中「押収番号」の下に「又は提供番号」を加え、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前二号に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

第三条第四項第三号中「押収番号」の下に「又は提供番号」を加え、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前二号に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

第三条第五項中「特徴」の下に「又は電磁的記録の提供を受けた年月日」を加える。

（国際受刑者移送法施行令及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第五百十二条」の下に「、第五百十三条第六項」を加え、

第五百十三条第九項及び第十項	第一項及び第六項	第一項

を

第五百十一項	第五百十二項及び第五百十三条第一項

三条第十	第一項及び第七項	第一項
三条第十	第一項及び第七項	第一項
並びに第六項及び第十項		及び第六項
三条の二	第五百九条第一項又は第五百十一条の二第一項	第五百九条第一項

に改める。

一　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）第一条の表刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の項

二　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和七年政令第百九十三号）第四十二条の表刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の項

（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（令和六年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は第二十四条第二項」を「、第二十四条第二項又は第二十五条の二第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　公告をすべき事項は、公告の根拠となる法の規定、公告を行う検察官が所属する検察庁、品名及び数量、公告の初日及び末日の年月日（第一項ただし書又は前項の規定により官報に掲載する方法によって行う公告にあっては、公告の年月日）並びに次の各号に掲げる公告の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　法第十七条第六項、第二十一条又は第二十四条第二項の規定による公告　次に掲げる事項

イ　対象領置物件の領置番号

ロ　対象領置物件の領置に先立って解かれた刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収に係る事件名及び押収番号

ハ　検察官が必要があると認める場合にあっては、ロに規定する押収の場所及び年月日並びに対象領置物件の特徴

二　法第二十五条の二第二項の規定による公告　次に掲げる事項

イ　保管電磁的記録等を提供させた電磁的記録提供命令に係る事件名及び提供番号

ロ　検察官が必要があると認める場合にあっては、保管電磁的記録等の提供を受けた年月日その他の法第二十五条の二第一項の規定による複写を許すべき保管電磁的記録等を特定するに足りる事項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（押収物還付等公告令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前に情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一条の規定（同法附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の刑事訴訟法第五百十三条第九項又は第十項（これらの規定を民事訴訟法第百八十九条第三項及び非訟事件手続法第百二十一条第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定により行われた公告に係る公告すべき事項は、なお従前の例による。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十八号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「九千七百円」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改める。

第七条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十一条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条第二項の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3　改正後の第七条の二第二項及び第十一条の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十九号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「九千七百円」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改める。

第五条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十七条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第二項の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3　改正後の第五条の二第二項及び第十七条の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付については、なお従前の例による。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九千七百円」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改める。

第四条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十六条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3　改正後の第四条の二第二項及び第十六条の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

内閣総理大臣　高市　早苗

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十一号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行期日は、令和八年六月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十二号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第七条第三項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（令和七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令

本則中「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（指定金属切断工具）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

（法第七条第三項の政令で定める者）

第二条　法第七条第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二　国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人（前号及び次号に掲げる者を除く。）

三　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関

四　前三号に掲げる者に準ずる者として国家公安委員会規則で定める者

（方面公安委員会への権限の委任）

第三条　法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。

附　則

この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十三号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第四項及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五条第一項の項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同表第十五条第三項及び第二十二条第三項の項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第四項	総務省令	国家公安委員会規則

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五条第一項の項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同表第十五条第三項及び第二十二条第三項の項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第四項	総務省令	国家公安委員会規則

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十四号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第十項、第八十一条第三項（同法第八十一条の二第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第百四条第五項及び第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一項中「当該」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を当該」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して」を「掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第二十九条第一号中「前条各号に掲げる事項を、」を削り、「当該」を「前条各号に掲げる事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載された書面を当該」に、「掲示する」を「掲示し、又はこれらの事項を当該警察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十九条の二第一号中「占有者等」を「占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者」に改める。

第三十二条第一項中「「前号」とあるのは「前号の公示に係る転落積載物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、「都道府県の公報又は新聞紙」とあるのは「官報」と、同条第三号中」を削る。

第三十九条第二項中「よる」の下に「公示は、」を加え、「の公示は、」を「（以下この項において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第五十四条第一項中「告知書」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を告知書」に、「行なわれる」を「行われる」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して行なう」を「掲示し、又は当該事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行う」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の道路交通法施行令（以下「新令」という。）第十七条の五第一項及び第三項、第二十九条（新令第三十二条において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項並びに第五十四条第一項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後にする公示又は通告について適用し、同日前にした公示又は通告については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十八条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「七、二八五円」を「七、六四〇円」に、「八、八五〇円」を「九、二一三円」に、「一〇、七六八円」を「一一、一三八円」に、「一一、九六三円」を「一二、二九三円」に、「一二、六二五円」を「一三、一六三円」に、「一三、〇九八円」を「一三、六五〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、一一〇円」を「六、四〇〇円」に、「七、〇四五円」を「七、三三三円」に、「七、五〇五円」を「七、七七五円」に、「八、六二三円」を「八、七五〇円」に、「九、二七〇円」を「九、四四五円」に、「九、六二〇円」を「九、八三八円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項及び第十八条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

漁業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百六十六号

漁業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第七項（同法第八十六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十八条第四項、第九十二条第三項（同法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第九十三条第三項（同法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百十六条第四項及び第百六十九条第三項並びに同法第百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十五条第一項及び第三項」を「第十五条第一項、第三項及び第四項」に改め、「内水面漁場管理委員会」と」の下に「、同法第十五条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第一項第三号」と、「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と」を加える。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

府令

○内閣府令第四十六号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百六十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十四条の二第九項及び第十一項、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第七項及び第百十四条の七、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百二十九条第三項及び第二百三十条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十七条の五第一項、第二十九条第一号（同令第三十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項及び第五十四条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月七日　内閣総理大臣　高市　早苗

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（公告事項等） **第百九条**　法第二十四条の二第九項の内閣府令で定める事項は、同条第二項の規定により一時保管をした日時、場所及び物件とする。 ２　法第二十四条の二第九項に規定する公告は、公告事項（前項に規定する事項をいう。以下この項において同じ。）を、同条第二項の規定により一時保管をした場所を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公告事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（警察署長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告事項が記載された書面を当該警察署の掲示場に掲示し、又は公告事項を当該警察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによつて行うものとする。 一　警察署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公告事項を当該公告事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの ３　前項の公告は、同項の措置を開始した日から起算して十四日間行うものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（公告事項等） **第百九条**　法第二十四条の二第九項の内閣府令で定める事項は、同条第二項の規定により一時保管をした日時、場所及び物件並びに当該物件の提出者の住所及び氏名とする。 ２　法第二十四条の二第九項に規定する公告は、前項に規定する事項を、同条第二項の規定により一時保管をした場所を管轄する警察署の掲示場に掲示して行なうものとする。 ３　前項の公告は、掲示を始めた日から起算して十四日間行なうものとする。 ［各号を加える。］

（道路交通法施行規則の一部改正）

第二条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示による通知） **第七条の六の二**　法第五十一条の四第七項の内閣府令で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの	［条を加える。］

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（公示による納付命令）

第七条の七　［1］令第十七条の五第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　納付命令を受ける者

二　納付命令の内容

三　納付命令の理由

2　前条の規定は、令第十七条の五第一項の内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、前条中「同項に規定する公示事項」とあるのは、「次条第一項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

3　令第十七条の五第一項に規定する書面の様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第十三条　［1］第七条の六の二の規定は、令第二十九条第一号（令第三十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、第七条の六の二中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と、「同項に規定する公示事項」とあるのは「令第二十八条各号（令第三十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項」と読み替えるものとする。

2　令第二十九条第二号（令第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、別記様式第九のとおりとし、令第三十二条第一項において準用する同号の内閣府令で定める様式は、別記様式第九の二のとおりとする。

（意見の聴取の手続）

第三十条の二の二　第七条の六の二の規定は、令第三十九条第二項の内閣府令で定める方法について準用する。

（公示納付命令書の様式）

第七条の七　［項を加える。］

［項を加える。］

［1］　令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

（保管工作物等一覧簿等の様式）

第十三条　［項を加える。］

［1］　令第二十九条第三号（令第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、別記様式第九のとおりとし、令第三十二条第一項において準用する同号の内閣府令で定める様式は、別記様式第九の二のとおりとする。

［条を加える。］

（聴聞の手続）

第三十条の二の三　［略］

（公示通告）

第四十五条　［1］令第五十四条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　反則者

二　通告の内容

三　通告の理由

2　第七条の六の二の規定は、令第五十四条第一項の内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、第七条の六の二中「公安委員会」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」と、「同項に規定する公示事項」とあるのは「第四十五条第一項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

3　令第五十四条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二十九のとおりとする。

（聴聞の手続）

第三十条の二の二　［同上］

（公示通告書の様式）

第四十五条　［項を加える。］

［項を加える。］

［1］　令第五十四条第一項の様式は、別記様式第二十九のとおりとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第二十九条**　法第二百二十九条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同条第三項に規定する旨（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限	［条を加える。］

る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　前項の規定は、法第二百三十条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、前項中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「同条第三項」とあるのは「法第二百三十条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

（死亡の通知）

第三十条　［略］

（死亡の通知）

第二十九条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第百九条の規定は、この府令の施行の日以後にする公告について適用し、同日前にした公告については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第四号

農林中央金庫法の一部を改正する法律（令和八年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十四条第五項第二号及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第四十一条第四項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（報酬等の額の算定方法等） **第二十一条**　法第三十四条第五項第二号の主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　理事、経営管理委員、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（第四十四条第六号ロにおいて「報酬等」という。）（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日を含む事業年度及びその前の事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ　法第三十四条第五項の総会の決議を行った場合　当該総会の決議の日 ロ　法第三十四条第九項の契約を締結した場合　責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日） 二　イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額 イ　（略） ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数） (1)　（略）	（報酬等の額の算定方法等） **第二十一条**　法第三十四条第四項第二号の主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　理事、経営管理委員、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（第四十四条第六号ロにおいて「報酬等」という。）（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十四条第四項の総会の決議を行った日を含む事業年度及びその前の事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 （新設） （新設） 二　イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額 イ　（略） ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数） (1)　（略）

(2)　代表理事以外の業務執行理事（法第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事をいう。）又は経営管理委員　四

(3)　(1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人　二

2　法第三十四条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益とは、退職慰労金又は退職慰労金の性質を有する財産上の利益とする。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第二十一条の二　次の各号に掲げる場合において、経営管理委員が法第三十四条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える前条第二項に規定するものの内容を記載しなければならない。

一　法第三十四条第五項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二　法第三十四条第九項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行理事等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

(2)　代表理事以外の理事又は経営管理委員　四

(3)　監事又は会計監査人　二

2　法第三十四条第七項の退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益とは、退職慰労金又は退職慰労金の性質を有する財産上の利益とする。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第二十一条の二　法第三十四条第四項の規定による決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、経営管理委員が同条第七項の規定による承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除した役員等に与える前条第二項に規定するものの内容を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正）

第二条　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（報酬等の額の算定方法）	（報酬等の額の算定方法）
第三十一条　法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第三十一条**　法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　（略）	一　（略）
二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額	二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）	ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　代表理事以外の理事（農林中央金庫にあっては、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事に限る。）又は経営管理委員　四	(2)　代表理事以外の理事又は経営管理委員　四
(3)　(1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人　二	(3)　監事又は会計監査人　二
2　（略）	2　（略）

附　則

この命令は、農林中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

省　令

○環境省令第十五号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第六十一条及び六十七条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十一条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月七日

環境大臣　石原　宏高

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府・通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第十八条**　法第六十条（法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により国税徴収の例によることとされる汚染負荷量賦課金、特定賦課金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この条において「公示事項」という。）を機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を機構の掲示場に掲示し、又は公示事項を機構に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。 一　機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの	（公示送達の方法） **第十八条**　法第六十条（法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により国税徴収の例によることとされる汚染負荷量賦課金、特定賦課金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を機構の掲示場に掲示して行う。
（公示送達の方法） **第三十七条**　法第五十条の五の規定により国税徴収の例によることとされる特別拠出金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この条において「公示事項」という。）を機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を機構の掲示場に掲示し、又は公示事項を機構に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。 一　機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの	（公示送達の方法） **第三十七条**　法第五十条の五の規定により国税徴収の例によることとされる特別拠出金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を機構の掲示場に掲示して行う。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第十八条及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第三十七条の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

規　則

○国家公安委員会規則第八号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第三条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十九条の規定に基づき、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年五月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則

（特定金属くず買受業の開始の届出）

第一条　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出は、別記様式第一号の営業開始届出書（以下この条において「開始届出書」という。）を提出することにより行うものとする。

2　前項の規定により都道府県公安委員会（以下この条及び次条において「公安委員会」という。）に開始届出書を提出する場合においては、当該開始届出書に係る営業所（法第三条第一項に規定する営業所をいう。以下この条及び次条において同じ。）の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該特定金属くず買受業を開始しようとする日の前日までに、一通の開始届出書を提出しなければならない。

3　一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について開始届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

4　法第三条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二　営業所の名称

三　営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

四　特定金属くずの保管場所の所在地

5　法第三条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類（同項の規定による届出をして現に当該届出に係る特定金属くず買受業を営んでいる者が、当該届出をした公安委員会の管轄区域内において新たに特定金属くず買受業を営もうとする場合における届出については、第一号に掲げる書類）とする。

一　営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図

二　特定金属くず買受業を営もうとする者が個人である場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（第五条第二項において単に「国籍等」という。）を記載したものに限る。次号において同じ。）

三　特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し

6　第三項の規定により二以上の営業所のうちいずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して開始届出書を提出する場合において、これらの開始届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの開始届出書のいずれか一通に添付するものとする。

（特定金属くず買受業の廃止等の届出）

第二条　法第三条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出することにより行うものとする。

一　特定金属くず買受業を廃止した場合　別記様式第二号の営業廃止届出書（次項及び第四項において「廃止届出書」という。）

二　法第三条第一項に規定する事項（次項及び第三項において「届出事項」という。）に変更があった場合　別記様式第三号の届出事項変更届出書（次項及び第四項において「変更届出書」という。）

2　前項の規定により公安委員会に廃止届出書又は変更届出書を提出する場合においては、営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該特定金属くず買受業の廃止又は届出事項の変更の日から十四日（当該届出に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に、一通の廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

3　法第三条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、届出事項に変更があった場合の届出にあっては、前条第五項に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものとする。

4　前条第三項の規定は一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について廃止届出書を提出する場合に、同項及び同条第六項の規定は一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について変更届出書を提出する場合に準用する。

（氏名等の表示方法等）

第三条　法第五条第一項の規定による表示は、表示に用いる文字を明瞭に判読できる大きさ及び書体とする方法により行うものとする。

2　法第五条第二項の国家公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二　当該届出をした特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを有していない場合

3　法第五条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該特定金属くず買受業を営む者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（本人確認の方法等）

第四条　法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる買受け（法第二条第四号に規定する買受けをいう。以下同じ。）の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人である買受けの相手方（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人（法第七条第二項に規定する取引の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）から当該相手方の次の(1)から(3)までに掲げる書類（ロ及びハにおいて「写真付き本人確認書類」という。）のいずれかの提示を受ける方法

(1)　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証若しくは同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券若しくは同条第六号に掲げる乗員手帳（当該相手方の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下「旅券等」という。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）

(2)　(1)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該相手方の写真を貼り付けたもの（一を限り発行又は発給されたものに限る。）

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもののうち、(1)又は(2)に掲げるものに準ずるものであって、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該外国政府又は権限ある国際機関が当該相手方の写真を貼り付けたもの（当該相手方が外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）である場合に限る。）

ロ　当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、特定金属くず買受業を営む者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ハ　当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、特定金属くず買受業を営む者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ　当該相手方から、番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手方の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第八条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第八条第一項第五号において同じ。）を行う方法

ホ　当該相手方から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。トにおいて同じ。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法

ヘ　当該相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下ヘ及びトにおいて「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法（特定金属くず買受業を営む者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

ト　当該相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される同条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法

二　法第七条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人である買受けの相手方　当該相手方から旅券等であって、次条第二項に規定する事項の記載があるものの提示を受ける方法

三　法人である買受けの相手方　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の次の(1)又は(2)に掲げる書類のいずれかの提示を受ける方法

(1)　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

(2)　(1)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

ロ　当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下この条において同じ。）に宛てて、当該買受けの領収証書その他の当該相手方との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いに準ずるもの（以下この条において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下この条において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法）

ハ　当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（第七条第一項第二号リ及び第八条第一項第十号において「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の取引の任に当たっている自然人からイ(2)に掲げる書類若しくはイ(2)に掲げる書類又はその写し（以下ニにおいて「特定書類等」という。）の送付を受けるとともに、当該特定書類等に記載されている当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該法人の取引の任に当たっている自然人から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた買受けに関する情報の送信を受ける方法

2　特定金属くず買受業を営む者は、前項第一号イからニまで又は第三号イ若しくはニに掲げる方法により本人特定事項（法第七条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）の確認を行う場合において、当該書類若しくはその写しに当該相手方の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該相手方の現在の住居の情報の記録がないときは、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、当該記載がある当該相手方の本人確認書類（前項第一号イ(1)から(3)まで並びに第三号イ(1)及び(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。）若しくは当該相手方の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定金属くず買受業を営む者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定金属くず買受業を営む者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」

という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該相手方の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

一　国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

三　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書

四　当該相手方が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会が指定するものを除く。）

五　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち前項第一号イ(1)及び(2)並びに第三号イ(1)及び(2)に掲げるものに準ずるもの（当該相手方が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

3　特定金属くず買受業を営む者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該相手方の本店等に代えて、当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該相手方の営業所であると認められる場所の記載がある当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

4　特定金属くず買受業を営む者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該相手方の現在の本店又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）

三　当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の営業所であると認められる場所に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

（法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める外国人等）

第五条　法第七条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で国家公安委員会規則で定めるものは、本邦に在留する外国人のうち、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第八条第一項第十九号において「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるものであって、その所持する旅券等の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

2　法第七条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、国籍等及び旅券等の番号とする。

（本人確認を不要とする場合）

第六条　法第七条第一項ただし書に規定する国家公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うとき。

二　当該特定金属くず買受業を営む者が特定金属くずを自ら輸入するとき。

2　特定金属くず買受業を営む者は、前項第一号に掲げる場合には、次の各号に掲げることのいずれかにより買受けの相手方（国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令（令和八年政令第百六十二号）第二条に規定する者（以下この項及び第八条第一項第十六号において「国等」という。）である場合にあっては、その取引の任に当たっている自然人又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が本人確認記録（法第八条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）に記録されている買受けの相手方と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第十条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記録し、当該記録を当該買受けの行われた日から三年間保存するものとする。

一　法人の職員であることを証する書類その他の買受けの相手方が本人確認記録に記録されている買受けの相手方と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二　買受けの相手方しか知り得ない事項その他の買受けの相手方が本人確認記録に記録されている買受けの相手方と同一であることを示す事項の申告を受けること。

3　前項の規定にかかわらず、特定金属くず買受業を営む者は、買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人と面識がある場合その他の買受けの相手方が本人確認記録に記録されている買受けの相手方と同一であることが明らかな場合は、当該相手方が本人確認記録に記録されている買受けの相手方と同一であることを確認したものとすることができる。

（本人確認記録の作成方法）

第七条　法第八条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　本人確認記録を文書又は電磁的記録を用いて作成する方法

二　次のイからルまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからルまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書又は電磁的記録（ホに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ　第四条第一項第一号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し

ロ　第四条第一項第一号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第四条第一項第一号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ　第四条第一項第一号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ホ　第四条第一項第一号ホからトまで又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ヘ　第四条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該旅券等の写し

ト　第四条第一項第三号イ又はニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類又はその写し

チ　第四条第一項第三号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該登記情報又はその写し
リ　第四条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該公表事項又はその写し
ヌ　本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその送付を受けることにより、第四条第二項の規定により買受けの相手方若しくは取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
ル　本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第四条第三項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第四項の規定により同項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

2　前項第二号に掲げる方法において本人確認記録に添付した添付資料は、当該本人確認記録の一部とみなす。

（本人確認記録の記録事項）

第八条　法第八条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第七条第一項に規定する本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
二　本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
三　買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付
四　買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
五　買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方又は当該取引の任に当たっている自然人のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
六　第四条第一項第一号ロに掲げる方法により買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業を営む者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付
七　第四条第一項第一号ハに掲げる方法により買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業を営む者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付及び半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付
八　第四条第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業を営む者が取引関係文書を送付した日付
九　第四条第一項第三号ロに規定する方法により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業を営む者が登記情報の送信を受けた日付
十　第四条第一項第三号ハに規定する方法により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属くず買受業を営む者が公表事項を確認した日付
十一　第四条第四項の規定により買受けの相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付
十二　買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行った方法
十三　買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十四　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第四条第二項の規定により買受けの相手方又は取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十五　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第四条第三項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第四項の規定により同項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十六　買受けの相手方の本人特定事項（買受けの相手方が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
十七　取引の任に当たっている自然人による買受けのときは、当該取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
十八　買受けの相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに買受けの相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
十九　第五条第一項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

2　特定金属くず買受業を営む者は、前項各号に掲げるもののうち当該添付資料に記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記録しないことができる。

3　特定金属くず買受業を営む者は、第一項第十六号から第十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定金属くず買受業を営む者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとすることができる。

（取引記録の作成方法）

第九条　法第九条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

（取引記録の記録事項）

第十条　法第九条第一項に規定する国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　買受けの相手方の氏名又は名称
二　買受けの日付及び時刻
三　買い受けた特定金属くずの量
四　買い受けた特定金属くずの特徴
五　買い受けた特定金属くずの価額
六　買受けに係る代金の支払方法
七　第六条第一項第一号に掲げる場合にあっては、口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項

（証票）

第十一条　法第十三条第二項に規定する証票の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

附　則

この規則は、法の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

別記様式第１号（第１条関係）

※受　理 年月日		※通　知 年月日	
※受　理 番　号		※届　出 番号等	

営　　業　　開　　始　　届　　出　　書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第３条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住　　所	〒（　　） （　　）　局　　番
（ふりがな） 法人にあっては、その代表者の氏名	（　　）　局　　番
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）　局　　番
電子メールアドレス その他の連絡先	
特定金属くずの保管場所の所在地	
営業を開始しようとする年月日	年　　月　　日

備考
１　※印欄には、記載しないこと。
２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２号（第２条関係）

※受　理 年月日		※受　理 番　号	

営　　業　　廃　　止　　届　　出　　書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第３条第２項の規定により届出をします。

年　　月　　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

届出番号等	
（ふりがな） 氏名又は名称	
住　　所	〒（　　） （　　）　局　　番
（ふりがな） 法人にあっては、その代表者の氏名	
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）　局　　番
廃止年月日	年　　月　　日
廃止の事由	

備考
１　※印欄には、記載しないこと。
２　「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３号（第２条関係）

※受理年月日		※受理番号	

届　出　事　項　変　更　届　出　書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第３条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

届出番号等	
（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあっては、その代表者の氏名	
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
変更年月日	年　月　日

変更事項	新	旧
変更の事由		

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第11条関係）

（表）

第　　号

写　真

身　分　証　明　書

官　職
氏　名

上記の者は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第１項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年　月　日

公　安　委　員　会　印

54

86

（裏）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（抜粋）

第13条　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属くず買受業を営む者に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、営業所若しくは特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

○国家公安委員会規則第九号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項、第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十六条並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び関係法令を実施するため、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　国家公安委員会の所管する法令に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 ２　国家公安委員会の所管する法令に基づく手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの規則の規定の例による。	（趣旨） **第一条**　国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等又は処分通知等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条又は第七条の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 ２　国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等又は処分通知等（情報通信技術活用法第六条又は第七条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの規則の規定の例による。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二　電子証明書　申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　電子証明書　電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、国家公安委員会が定めるところにより、次に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一　申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二　当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

［項を削る。］

2　行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（当該申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三　国家公安委員会が定める電子証明書（前二号に規定するものを除く。）

四　前三号に規定するもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

3　行政機関等は、申請等をする者が、第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者に係る前項第三号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該申請等をする者に係る登記事項証明書であって、当該申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、当該申請等をする者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

［項を削る。］

4　行政機関等は、申請等をする者が、第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、行政機関等が当該事項を確

（申請等の手続）

第四条　電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

［各号を加える。］

2　前項の規定により申請等を行う者は、国家公安委員会又は警察庁長官が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

3　前二項の規定により申請等を行う者は、国家公安委員会又は警察庁長官が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

［各号を加える。］

［項を加える。］

4　前項の電子証明書は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書であって、国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子計算機のうち国家公安委員会の使用に係るものから認証できるものに限る。

5　国家公安委員会又は警察庁長官は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合で

認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（氏名等を明らかにする措置）

第五条　法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第二項各号に掲げるものを当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3　法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

（情報通信技術による手数料の納付）

第六条　法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

あって、国家公安委員会又は警察庁長官が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第二項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第五条　情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第四項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会又は警察庁長官が定める措置とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第七条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認するべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

三　申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項の規定による入力が困難である場合

2　［略］

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第八条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第九条　行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2　書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければなら

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条　情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

三　申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項又は第二項の規定による入力が困難である場合

2　［同上］

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条　情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会、警察庁長官又は自動車安全運転センター（以下「国家公安委員会等」という。）の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（処分通知等の手続）

第八条　国家公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2　前項の場合において、国家公安委員会等は、国家公安委員会等が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

ない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3　書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、国家公安委員会が定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4　前項の場合において、処分通知等の返納その他行政機関への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第十条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会の定めるところにより行う届出

三　前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

［条を削る。］

［項を加える。］

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会等の定めるところにより行う届出

［号を加える。］

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第九条の二　情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会等が定める措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十一条　法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十二条　行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2　行政機関等が、国家公安委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条　情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会等が認める場合

［条を加える。］

［条を削る。］

（都道府県公安委員会等に係る手続等）

第十一条　都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長をいう。）に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2　前項に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、都道府県公安委員会の定めるところによる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等） **第二条**　［1・2　略］ 3　前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と読み替えるものとする。	（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等） **第二条**　［1・2　同上］ 3　前条第三項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会電子署名規則の一部改正）

第三条　国家公安委員会電子署名規則（平成十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　国家公安委員会委員長又は国家公安委員会による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名又は政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名をいう。次条において同じ。）は、その職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同条において同じ。）が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。 **第二条**　国家公安委員会委員長又は国家公安委員会の電子署名を行うために用いる符号、国家公安委員会委員長又は国家公安委員会の電子証明書（国家公安委員会委員長又は国家公安委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）の発行、管理その他必要な事項は、警察庁長官が定めるところによる。	**第一条**　国家公安委員会委員長又は国家公安委員会による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）は、その職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。 **第二条**　国家公安委員会委員長又は国家公安委員会の電子署名を行うために用いる符号、国家公安委員会委員長又は国家公安委員会の電子証明書（電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）の発行、管理その他必要な事項は、警察庁長官が定めるところによる。

附　則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

○国家公安委員会規則第十号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第四項及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第四項において読み替えて準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和八年五月七日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第一条　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　当事者　法第十五条第一項又は法第三十条の規定による通知を受けた者（法第十五条第四項後段（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　略］	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［同上］ 二　当事者　法第十五条第一項又は法第三十条の規定による通知を受けた者（法第十五条第三項後段（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第二条　ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［四・五　略］ （意見の聴取の通知） **第七条**　［略］ 2　準用行政手続法第十五条第四項（準用行政手続法第二十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の国家公安委員会規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（準用行政手続法第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの	（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一・二　同上］ 三　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［四・五　同上］ （意見の聴取の通知） **第七条**　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第三条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　略］ （意見の聴取の通知） **第七条**　［略］ ２　準用行政手続法第十五条第四項（準用行政手続法第二十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の国家公安委員会規則で定める方法は、国家公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（準用行政手続法第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（国家公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。	（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［同上］ 二　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　同上］ （意見の聴取の通知） **第七条**　［同上］ ［項を加える。］
一　国家公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○国家公安委員会規則第十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第五項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項（同法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条の二第三項及び第四十五条、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十三項及び第十五項並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月七日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「　」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第四十八条の二**　［１］法第三十九条の二第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び次項において同じ。）と公示事項（法第三十九条の二第三項に規定する公示事項をいう。第一号	（公示送達の方法） **第四十八条の二**　［項を加える。］

において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。次項第二号において同じ。）を使用するもの

2　法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る公示送達については、公示事項（送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び方面公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨をいう。以下この項において同じ。）を、方面公安委員会の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（方面公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該方面公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該方面公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることにより行うものとする。

一　方面公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

3　前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「方面公安委員会が」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長が」と、「方面公安委員会の使用」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部の使用」と、「当該方面公安委員会」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第二項中「方面公安委員会が」とあるのは「当該方面本部長が」と、「方面公安委員会の使用」とあるのは「方面本部長の使用」と、「当該方面公安委員会」とあるのは「当該方面本部」と読み替えるものとする。

5　第二項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第二項中「方面公安委員会が」とあるのは「警察署長が」と、「方面公安委員会の使用」とあるのは「警察署長の使用」と、「当該方面公安委員会」とあるのは「当該警察署」と読み替えるものとする。

［各号を加える。］

2　前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。

［1］　法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る法第三十九条の二第二項の規定による公示送達（以下この条において単に「公示送達」という。）については、法第三十九条の二第三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

改正後	改正前
の使用」と、「当該方面公安委員会」とあるのは「当該警察署」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部改正）

第二条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
（意見聴取の公示） **第十五条**　法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、意見聴取の期日及び場所（以下この項において「公示事項」という。）を、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることにより行わなければならない。	（意見聴取の公示） **第十五条**　法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。

一　公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　［略］

（意見聴取の期日及び場所の変更）

第十六条　［1～3　略］

4　前条第一項の規定による公示について準用する。この場合において、同条第一項中「及び場所」とあるのは、「又は場所を変更した旨」と読み替えるものとする。

（意見聴取の続行）

第二十三条　［1・2　略］

3　第十五条第一項の規定による公示について準用する。この場合において、同条第一項中「意見聴取」とあるのは、「新たな期日における意見聴取」と読み替えるものとする。

（意見聴取期日外における証拠調）

第二十四条　［1～3　略］

4　第二十五条の規定は、公安委員又は意見聴取官（これらの者が主宰者である場合を含む。）が第一項の証拠調を行った場合について、第三十六条第二項及び第三十七条の規定は前項の規定により作成された証拠調調書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは、「第三十四条第三項の規定により作成した証拠調調書」と読み替えるものとする。

［各号を加える。］

2　［同上］

（意見聴取の期日及び場所の変更）

第十六条　［1～3　同上］

4　前条第一項の規定による公示について準用する。

（意見聴取の続行）

第二十三条　［1・2　同上］

3　第十五条第一項の規定による公示について準用する。

（意見聴取期日外における証拠調）

第二十四条　［1～3　同上］

4　第二十五条の規定は、公安委員又は意見聴取官（これらの者が主宰者である場合を含む。）が第一項の証拠調を行った場合について、第三十六条第二項及び第三十七条の規定は前項の規定により作成された証拠調調書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは「第三十四条第三項の規定により作成した証拠調調書」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第三条　道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取の期日及び場所の変更） **第八条**　［1～3　略］ 4　前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の規定による措置をとることによって行うものとする。 （意見の聴取の続行） **第十一条**　［1・2　略］ 3　前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の規定による措置をとることによって行うものとする。	（意見の聴取の期日及び場所の変更） **第八条**　［1～3　同上］ 4　前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の掲示板に提示して行うものとする。 （意見の聴取の続行） **第十一条**　［1・2　同上］ 3　前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の掲示板に掲示して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第十三条**　［1］法第五条第十三項の国家公安委員会規則で定める方法は、都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同条第十三項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの 2　法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る公示送達についての法第五条第十三項及び前項の規定の適用については、同条第十三項中「公安委員会の」とあり、及び前項中「都道府県公安委員会の」とあるのは、「方面公安委員会の」とする。	（公示送達の方法） **第十三条**　［項を加える。］ ［1］　法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

一　第一条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第四十八条の二第二項から第五項まで

二　第二条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第十五条第一項、第十六条第四項及び第二十三条第三項

三　第三条の規定による改正後の道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則第八条第四項及び第十一条第三項

四　第四条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第十三条第二項

法規的告示

○内閣府告示第六十九号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第四条、第五条第二項及び第三項ただし書並びに第八条の規定に基づき、令和三年内閣府告示第七十九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の一部を次のように改正する。

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第二条**　規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。	（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第二条**　規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
（申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力する方法） **第三条**　規則第五条第二項に基づき、同項に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。	（申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法） **第三条**　規則第五条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
（申請等を行った者を確認するための措置） **第四条**　規則第五条第三項ただし書に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、行政機関等が指定する申請等を行う場合において、事前に入手した識別番号及び暗証番号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信する措置とする。 （処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第五条**　規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。	（申請等を行った者を確認するための措置） **第四条**　規則第五条第三項ただし書に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、国家公安委員会又は警察庁長官が指定する申請等を行う場合において、事前に入手した識別符号及び暗証符号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信する措置とする。 （処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第五条**　規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年五月二十一日から施行する。

○国家公安委員会告示第二十号

令和三年国家公安委員会告示第三十四号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）は、廃止する。

令和八年五月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第二十一号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和八年国家公安委員会規則第九号）の施行に伴い、並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第三条、第四条第一項及び第二項第三号、第八条、第九条第三項並びに第十条第二号の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年国家公安委員会告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第一条**　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 （行政機関等に対する申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力する方法） **第二条**　規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。 （国家公安委員会が定める電子証明書） **第三条**　規則第四条第二項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下この条において同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したものとする。	（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第一条**　国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 （国家公安委員会に対する申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法） **第二条**　規則第四条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。 （規則第四条第三項に規定する国家公安委員会が定める場合） **第三条**　規則第四条第三項に規定する国家公安委員会が定める場合は、国家公安委員会が指定する申請等ごとに、国家公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ国家公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

（申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会が定める措置） **第四条**　規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。 （処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第五条**　規則第七条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同条に規定する国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 ［条を加える。］	［条を削る。］ （処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準） **第四条**　規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 （処分通知等に係る電磁的記録の複製が認められる場合） **第五条**　規則第九条第三項に規定する場合とは、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であって、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。 （行政機関等が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法） **第六条**　規則第十条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第四条第一項に規定する方法によって行政機関等に届け出るものとする。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
（国家公安委員会が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法） **第六条**　規則第九条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第四条第一項に規定する方法によって国家公安委員会に届け出るものとする。	

附　則

この告示は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○警察庁告示第一号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和八年国家公安委員会規則第九号）の施行に伴い、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年警察庁告示第一号）は、廃止する。

令和八年五月七日

警察庁長官　楠　芳伸

附　則

この告示は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○文部科学省告示第八十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

令和八年五月七日

文部科学大臣　松本　洋平

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・四五	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・三二	一・四一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・二八	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・二一	一・二二
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・一一	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇一	一・〇一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	五年未満	一・四五	一・八七	一・三六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・四六	一・七一	一・三二	一・四一
	一〇年以上一五年未満	一・四二	一・四七	一・二八	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三一	一・三九	一・二一	一・二二
	二〇年以上二五年未満	一・一九	一・二六	一・一一	一・一一
	二五年以上	一・一〇	一・一四	一・〇一	一・〇一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	五年未満	一・三六	一・五四	一・二八	一・四四
	五年以上一〇年未満	一・三九	一・五二	一・三〇	一・四三
	一〇年以上一五年未満	一・三六	一・三五	一・二七	一・二七
	一五年以上二〇年未満	一・二七	一・二八	一・二二	一・二二
	二〇年以上二五年未満	一・一六	一・一八	一・一一	一・一一
	二五年以上	一・〇七	一・〇七	一・〇三	一・〇二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	五年未満	一・三一	一・四六	一・二八	一・二六
	五年以上一〇年未満	一・三四	一・四六	一・三二	一・三〇
	一〇年以上一五年未満	一・三三	一・四二	一・三〇	一・二七
	一五年以上二〇年未満	一・二四	一・三四	一・二一	一・二二
	二〇年以上二五年未満	一・一三	一・二二	一・一一	一・一三
	二五年以上	一・〇四	一・〇四	一・〇三	一・〇二
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	五年未満	一・四七	一・五四	一・二八	一・四四
	五年以上一〇年未満	一・四六	一・五二	一・三〇	一・四三
	一〇年以上一五年未満	一・三〇	一・三五	一・二七	一・二七
	一五年以上二〇年未満	一・二五	一・二八	一・二二	一・二二
	二〇年以上二五年未満	一・一五	一・一八	一・一一	一・一三
	二五年以上	一・〇四	一・〇七	一・〇三	一・〇二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	五年未満	一・四七	一・五四	一・二八	一・四四
	五年以上一〇年未満	一・四六	一・五二	一・三〇	一・四三
	一〇年以上一五年未満	一・三〇	一・三五	一・二七	一・二七
	一五年以上二〇年未満	一・二五	一・二八	一・二二	一・二二
	二〇年以上二五年未満	一・一五	一・一八	一・一一	一・一三
	二五年以上	一・〇四	一・〇七	一・〇三	一・〇二

期間の区分	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・二九	一・四五	一・二〇	一・三八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・二八	一・四三	一・一八	一・三六
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・二七	一・四二	一・一七	一・三五
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・一六	一・三四
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・一六	一・三四
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・一六	一・三四
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・一六	一・三四
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・二九	一・四四	一・一九	一・三七
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・三〇	一・四五	一・二〇	一・三八

期間の区分	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇九九	一・一〇四	一・〇九九	一・一〇四
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一〇〇	一・一〇八	一・〇九八	一・一〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・一〇〇	一・一〇九	一・〇九八	一・一〇三
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇九八	一・一〇七	一・〇九八	一・一〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇九八	一・一〇七	一・〇九八	一・一〇二
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇九九	一・一〇七	一・〇九九	一・一〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇九八	一・一〇二	一・〇九八	一・一〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇九九	一・一〇四	一・〇九九	一・一〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇九九	一・一〇四	一・〇九九	一・一〇四

学校歯科医の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで		平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで		平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで		平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで		平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで		平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで		平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	
一・三〇	一・〇一	一・四五	一・〇二	一・三〇	一・〇一	一・二九	一・〇一	一・四四	一・〇一	一・二九	一・〇一	一・四四	一・〇一
一・二〇	一・〇一	一・三八	一・〇二	一・二〇	一・〇一	一・一九	一・〇一	一・三七	一・〇一	一・一九	一・〇一	一・三七	一・〇一
一・一三	一・〇一	一・二三	一・〇二	一・一三	一・〇一	一・一八	一・〇一	一・二二	一・〇一	一・一八	一・〇一	一・二二	一・〇一
一・一〇	一・〇一	一・一九	一・〇二	一・一〇	一・〇一	一・一五	一・〇一	一・一八	一・〇一	一・一五	一・〇一	一・一八	一・〇一
一・〇五	一・〇一	一・一一	一・〇二	一・〇五	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一一	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一一	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇六	一・〇一	一・〇二	一・〇一	一・〇六	一・〇一	一・〇二	一・〇一

学校歯科医の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで		平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで		平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで		平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで		平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで		平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで		平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	
一・三五	一・二九	一・四四	一・二九	一・四四	一・二九	一・四四	一・二九	一・四四	一・二九	一・四五	一・三〇	一・四五	一・三〇
一・三五	一・二五	一・三七	一・一九	一・三七	一・一九	一・三七	一・一九	一・三七	一・一九	一・三八	一・二〇	一・三八	一・二〇
一・二八	一・一八	一・二二	一・一八	一・二二	一・一八	一・二二	一・一八	一・二二	一・一八	一・二二	一・一三	一・二三	一・一三
一・二八	一・一五	一・一八	一・一五	一・一八	一・一五	一・一八	一・一五	一・一八	一・一五	一・一八	一・一〇	一・一九	一・一〇
一・二一	一・一四	一・一一	一・一四	一・一一	一・一四	一・一一	一・一四	一・一一	一・一四	一・一一	一・〇五	一・一一	一・〇五
一・一六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇一	一・〇二	一・〇一

学校歯科医の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで		令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで		平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで		平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで		平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	
一・二二	一・二二	一・二二	一・二二	一・二二	一・二二	一・二二	一・二三	一・二四	一・二四	一・二四	一・二五	一・二五	一・二六
一・一八	一・一五	一・一八	一・一五	一・一八	一・一五	一・一八	一・一六	一・一九	一・一六	一・二〇	一・一七	一・二一	一・一七
一・一三	一・一六	一・一三	一・一六	一・一三	一・一六	一・一三	一・一六	一・一三	一・一七	一・一四	一・一七	一・一三	一・一七
一・〇九	一・一四	一・〇九	一・一四	一・〇九	一・一四	一・〇九	一・一四	一・〇九	一・一四	一・一〇	一・一四	一・〇八	一・一四
一・〇六	一・一三	一・〇六	一・一三	一・〇六	一・一三	一・〇六	一・一三	一・〇六	一・一三	一・〇六	一・一三	一・〇五	一・一三
一・〇五	一・一〇	一・〇五	一・一〇	一・〇五	一・一〇	一・〇五	一・一〇	一・〇五	一・一〇	一・〇五	一・一〇	一・〇四	一・一〇

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	校歯科医及び薬学	一・一二	一・一四	一・一六	一・一四	一・一三	一・一〇
	薬学校教師の薬剤	一・一〇	一・一六	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇五
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	校歯科医及び薬学	一・一五	一・一一	一・一四	一・一三	一・一二	一・一〇
	薬学校教師の薬剤	一・一五	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇六	一・〇五
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	校歯科医及び薬学	一・〇五	一・〇四	一・〇九	一・〇九	一・一〇	一・〇八
	薬学校教師の薬剤	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇四	一・〇三
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	校歯科医及び薬学	一・〇五	一・〇四	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四
	薬学校教師の薬剤	一・〇五	一・〇四	一・〇四	一・〇一	一・〇二	一・〇二

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算において平成二年十月から令和八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金前払一時金若しくは平成二年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金の額について適用する。

その他告示

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月七日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木憲和
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本洋平

1　株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：北陸支店 郵便番号：920―0031 所在地：石川県金沢市広岡三丁目１番１号 電話番号：076―221―3211	営業所又は事務所の名称：北陸支店 郵便番号：920―0031 所在地：石川県金沢市広岡二丁目12番24号 電話番号：076―221―3211

(2)　変更年月日
　令和８年５月７日

(3)　変更の理由
　移転のため

官　庁　発　表

国　家　試　験

2026年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年５月７日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）

2　試験の区分　事務、技術、技術（社会人）、農業土木、農業土木（社会人）及び林業

なお、事務（社会人）、農業、農業（社会人）及び林業（社会人）は、行わない。

㈱　国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の区分試験のうち、事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）及び林業（社会人）の各区分試験を「国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））」と、その他区分試験を「国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）」とそれぞれ総称する。

3　地域試験　試験の区分「事務」、「技術」及び「技術（社会人）」については、次に掲げる地域試験に区分し、実施する。

なお、試験の区分「技術（社会人）」の九州地域の地域試験は、行わない。

（地域試験）	（地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲））
事務北海道地域 技術北海道地域 技術（社会人）北海道地域	北海道
事務東北地域 技術東北地域 技術（社会人）東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
事務関東甲信越地域 技術関東甲信越地域 技術（社会人）関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
事務東海北陸地域 技術東海北陸地域 技術（社会人）東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
事務近畿地域 技術近畿地域 技術（社会人）近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
事務中国地域 技術中国地域 技術（社会人）中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
事務四国地域 技術四国地域 技術（社会人）四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
事務九州地域 技術九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
事務沖縄地域 技術沖縄地域 技術（社会人）沖縄地域	沖縄県

4　対象官職　定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（総合職試験及び専門職試験の対象官職を除く。）

5　給与　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　200,300円

国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合、次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）

行政職俸給表㈠　21.9万円～25.6万円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

6　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

ア　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

⑵　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた者（2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過している者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「事務」

基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　試験の区分「技術」、「技術（社会人）」、「農業土木」、「農業土木（社会人）」及び「林業」

基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）

（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記１のとおりとする。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月６日（日）

⑶　試験地

ア　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

（地　域）	（第　１　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市
東北地域	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
関東甲信越地域	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市
東海北陸地域	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市
中国地域	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市
四国地域	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地域	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

イ　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

（地　域）	（第　１　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市
東北地域	仙台市
関東甲信越地域	千葉市、東京都、新潟市、長野市
東海北陸地域	名古屋市、金沢市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市
中国地域	広島市
四国地域	高松市
九州地域	福岡市
沖縄地域	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月８日（木）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

8　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月14日（水）から10月23日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地

ア　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

別記２のとおりとする。

イ　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

別記３のとおりとする。

9　最終合格者発表　2026（令和８）年11月17日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年６月12日（金）９時から６月24日（水）までとし、６月24日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、７⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の11⑵に掲げる地域に対応する問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年６月12日（金）から６月15日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

（地　域）	（問合せ先）		
北海道地域	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
関東甲信越地域	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
東海北陸地域	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
近畿地域	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
中国地域	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
四国地域	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３－33
九州地域	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
沖縄地域	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15－15

12　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記１

専門試験（多肢選択式）の出題分野一覧

（試験の区分）	（出題分野）
技術	⑴　数学、物理及び情報
技術（社会人）	⑵　次の①～④から一つを選択
	①　電気・情報系 電気回路・電子技術・電子回路・電気機器・電力技術・電子計測制御及び通信技術・プログラミング技術・ハードウェア技術・ソフトウェア技術・コンピュータシステム技術
	②　機械系 機械工作、機械設計、原動機及び電子機械・生産技術・電気回路
	③　土木系 測量、土木基盤力学、土木構造設計、土木施工及び社会基盤工学
	④　建築系 建築構造、建築構造設計、建築施工及び建築計画・建築法規
農業土木	農業土木設計、農業土木施工、水循環、測量及び農業と環境・農業と情報
農業土木（社会人）	
林業	森林経営、森林科学、測量、林産物利用・植物バイオテクノロジー及び農業と環境・農業と情報

別記２

国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

試験の区分にかかわらず第１次試験を受験した都市に対応する第２次試験地で受験する。なお、試験場は、原則として下記の第２次試験地の都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、下記の第２次試験地の都市周辺に設ける場合もある。

１．試験の区分「事務」及び「技術」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
事務北海道地域 事務東北地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
事務関東甲信越地域 事務東海北陸地域	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	盛岡市、仙台市、秋田市
事務近畿地域 事務中国地域 事務四国地域	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市	前橋市、さいたま市、東京都、新潟市、長野市
事務九州地域 事務沖縄地域	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市	名古屋市、金沢市
技術北海道地域 技術東北地域	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市	京都市、大阪市、神戸市、和歌山市
技術関東甲信越地域 技術東海北陸地域	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	岡山市、広島市
技術近畿地域 技術中国地域 技術四国地域	徳島市、高松市、松山市、高知市	高松市、高知市
技術九州地域	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	福岡市、長崎市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
技術沖縄地域	那覇市	那覇市

㈱　第２次試験地が複数都市ある場合は、第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市とする。

２．試験の区分「農業土木」及び「林業」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農業土木	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	仙台市
	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、長野市、松本市	さいたま市
	新潟市	新潟市
	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市	名古屋市
	金沢市、富山市、福井市	金沢市
	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市	京都市
	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	岡山市
	徳島市、高松市、松山市、高知市	高松市
	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市
林業	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市	秋田市
	福島市、水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、静岡市	前橋市
	長野市、松本市、岐阜市、名古屋市、富山市	長野市
	津市、金沢市、福井市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	大阪市
	徳島市、高松市、松山市、高知市	高知市
	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

別記３

国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

試験の区分「技術」は、採用を希望する地域（試験の区分）に対応する第２次試験地で受験する。

試験の区分「農業土木」は、第１次試験を受験した都市に対応する第２次試験地で受験する。

なお、試験場は、原則として下記の第２次試験地の都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、下記の第２次試験地の都市周辺に設ける場合もある。

１．試験の区分「技術」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
技術北海道地域	札幌市、仙台市、千葉市、東京都、新潟市、長野市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、那覇市	札幌市
技術関東甲信越地域		前橋市、さいたま市、東京都、長野市
技術東海北陸地域		名古屋市、金沢市
技術近畿地域		京都市、大阪市
技術中国地域		岡山市、広島市
技術四国地域		高松市、高知市
技術沖縄地域		那覇市

㈱　第２次試験地が複数都市ある場合は、第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市とする。

２．試験の区分「農業土木」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農業土木	札幌市	札幌市
	仙台市	仙台市
	千葉市、東京都、長野市	さいたま市
	新潟市、金沢市	金沢市
	名古屋市	名古屋市
	京都市、大阪市、神戸市	京都市
	広島市	岡山市
	高松市	高松市
	福岡市	熊本市
	那覇市	那覇市

2026年度税務職員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年５月７日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度税務職員採用試験

2　地域試験　次に掲げる地域試験に区分し、実施する。

（地域試験）	（地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲））
税務北海道地域	北海道
税務東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
税務関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
税務東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
税務近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
税務中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
税務四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
税務九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
税務沖縄地域	沖縄県

3　対象官職　内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠	１級５号俸の俸給月額（200,300円）

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

（税務大学校入校時は行政職俸給表㈠１級５号俸の俸給月額が支給され、卒業後は税務職俸給表１級７号俸の俸給月額（231,700円）が支給される。）

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者に準ずると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月６日（日）

⑶　試験地

（地域）	（第１次試験地）
北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市
東北地域	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
関東甲信越地域	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市
東海北陸地域	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市
中国地域	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市
四国地域	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地域	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月８日（木）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月14日（水）から10月23日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地

別記のとおりとする。

8　最終合格者発表　2026（令和８）年11月17日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　地域試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間

受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる地域試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年６月12日（金）９時から６月24日（水）までとし、６月24日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、６⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の10⑵に掲げる地域に対応する問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年６月12日（金）から６月15日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

（地　域）	（問　合　せ　先）		
北海道地域	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
関東甲信越地域	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
東海北陸地域	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
近畿地域	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
中国地域	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
四国地域	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
九州地域	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
沖縄地域	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

11　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

試験の区分にかかわらず第１次試験を受験した都市に対応する第２次試験地で受験する。なお、試験場は、原則として下記の第２次試験地の都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、下記の第２次試験地の都市周辺に設ける場合もある。

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
税務北海道地域 税務東北地域 税務関東甲信越地域 税務東海北陸地域 税務近畿地域 税務中国地域 税務四国地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市	札幌市
	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	仙台市
	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市	さいたま市、東京都
	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市	名古屋市、金沢市
	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市	大阪市
	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	広島市
税務九州地域 税務沖縄地域	徳島市、高松市、松山市、高知市	高知市
	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	福岡市、熊本市
	那覇市	那覇市

㊟　第２次試験地が複数都市ある場合は、第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市とする。

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和八年五月七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

１　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　新たに一級水先人、二級水先人又は三級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
海先区関海水区河区東島水区函湾区、門水先、湾伊湾先区、仙台水先、館水先島崎水区、阪水勢水区、合区原水先、内湾先三先、鹿湾先	十年令六六和八日月	舎第一中央庫運輸一地一区庫運輸方号波県神理合同神場戸理庁戸町市部	六二波格境神五地止課部船運〇方合町兵員労県働理部〇庁番一神環部〇舎一号戸境海上二）郵市・便神中海安番戸央技全号第区資環	着一は、よる郵月和八日六場送一年必月合に日午	る通理戸日合格、発表。知よ輸すり監神表

備考

イ　筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）より通知する。

２　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画認可

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年５月７日

契約事務責任者

独立行政法人農畜産業振興機構

総括理事　得田　啓史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨　本件は、法人文書管理システムの保守運用支援等業務及びクラウドサービスの設定変更・提供等の管理を行うものとする。

本業務の遂行にあたっては、基盤となっているソフトウェアのライセンスの都合により、当初法人文書管理システムの構築及び保守運用を行った、コニカミノルタジャパン株式会社（以下「当該各法人」という。）を契約の相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該各法人以外の者で後述４　応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　業務名　法人文書管理システムの保守・運用支援業務及びクラウドサービスの設定変更・提供等業務

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　令和８年６月１日から令和11年３月31日まで

３　業務目的　本業務は、法人文書管理システムの保守・運用支援業務及びクラウドサービスの設定変更・提供等業務を目的とする。

4　応募要件

⑴　「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月１日付け15農畜機第152号－４）第６条及び第７条に該当しない者であること。

⑵　入札時において、令和７・８・９年度全省庁統一資格における役務の提供等のうち「情報処理」に登録されている者であって、「C」以上に格付けされている者であること。又は令和７・８・９年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における役務等のうち「情報処理」に登録されている者であること。

⑶　各省庁及び独立行政法人農畜産業振興機構から指名停止を受けていない者であること。

⑷　公募説明書の交付を直接受けた者であること。

⑸　上記以外の要件は、公募説明書による。

5　手続等

⑴　問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒106―8635 東京都港区麻布台二丁目２番１号麻布台ビル　独立行政法人農畜産業振興機構　総務部総務広報課　今泉・丸吉　電話03（3583）8489

⑵　公募説明書の交付期間及び方法

①　期間　令和８年５月７日（木）から令和８年５月15日（金）

②　交付方法　原則メールにて交付

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

①　期限　令和８年５月18日（月）12時

②　提出場所　5⑴に同じ。

③　提出方法　公募説明書に定める書類等を書留等の記録が残る方法で郵送等すること。

6　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　その他詳細は公募説明書による。

7　Summary

⑴　Person in charge of contract procedure : Keishii Tokuda, Chief Executive Director, Agriculture and Livestock Industries Corporation

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Maintenance of Document management system, and Provision of Cloud service and Cloud Service Configuration Change Operations

⑶　Fulfillment period : Contract Period : June 1st, 2026 to March 31, 2029

⑷　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who shall :

①　Not come under Article 6 and 7 of the regulation concerning contract by Agriculture & Livestock Industries Corporation.

②　“Provision of services” (“Information processing”) in terms of the qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency or in tenders Agriculture & Livestock Industries Corporation in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

⑸　Distribution of tender pamphlet : From tender notice to May 15, 2026

⑹　Time limit to submit tender : 12 : 00 May 18, 2026

⑺　Time of the tender proposal & Time of bid opening committee : Inform separately

⑻　Contact point for the notice : Imaizumi or Maruyoshi, General Affairs Division, Agriculture & Livestock Industries Corporation, 2―2―1 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106―8635 Japan, Phone 03―3583―8489

⑼　More details : As shown in the tender documentation

公文書等の管理に関する沖縄振興開発金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

令和８年５月７日　沖縄振興開発金融公庫　理事長　新垣　尚之

廃止する場所　沖縄県名護市宮里１丁目28番15号　沖縄振興開発金融公庫北部支店総務課内

新設する場所　沖縄県名護市字為又904番地19　沖縄振興開発金融公庫北部支店総務課内

企業年金基金変更公告

ジェイティービー企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．変更後の基金の名称　ＪＴＢ企業年金基金

２．変更前の基金の名称　ジェイティービー企業年金基金

３．変更年月日　令和８年５月１日

令和８年５月７日

東京都港区東新橋一丁目５番２号汐留シティセンター６階　ＪＴＢ企業年金基金

理事長　大八木勢一

企業年金基金変更公告

クボタ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

１．新事務所の所在地　大阪府大阪市北区大深町５番54号

２．旧事務所の所在地　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

３．変更年月日　令和８年５月１日

令和８年５月７日

大阪府大阪市北区大深町５番54号

クボタ企業年金基金

理事長　太田　旬治

企業年金基金変更公告

コクヨ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　大阪府大阪市北区大深町５番54号グラングリーン大阪パークタワー14階

２．旧事務所の所在地　大阪府大阪市東成区大今里南６丁目１番１号

３．変更年月日　令和８年５月１日

令和８年５月７日　コクヨ企業年金基金

理事長　大江　浩己

令和八年五月七日
北海道久遠郡せたな町北檜山区富里五六七番地一〇
株式会社まえの
代表清算人　前野　隆幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日
北海道虻田郡洞爺湖町月浦四四番地四七七
洞爺テラス合同会社
清算人　山崎　亘

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日
北海道古平郡古平町大字港町三三四番地
有限会社岩井商店
清算人　岩井　仁

解散公告

当組合は、令和八年三月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日
北海道小樽市港町六番四号
小樽トラック協同組合
清算人　横川　幸和

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日
北海道余市郡余市町朝日町二六番地
株式会社まほろば宅地管理公社
代表清算人　山田はぢめ

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

札幌市豊平区月寒東一条二十丁目一番三二号

有限会社マコト物産

清算人　赤石　誠一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

北海道札幌市北区屯田十条三丁目六番三〇号

株式会社エヌ・エー・テクニカ

代表清算人　中田　道広

解散公告

当法人は、令和八年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目九番三三―七〇三号

特定非営利活動法人健康応援・わくわく元気ネット

清算人　松本　秀子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

仙台市太白区門前町二番三号

株式会社後藤

代表清算人　後藤　義典

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

宮城県名取市大手町二丁目五七番地の一

有限会社まごころ保険

清算人　佐藤　良雄

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

仙台市宮城野区福田町三丁目六番二五号

千歳通商株式会社

代表清算人　田中　陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

秋田県鹿角市十和田岡田字下モ谷地一一番一

株式会社五洋物産

代表清算人　中田　勝義

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山形県新庄市大町二一番八号

株式会社カネサ

代表清算人　皆川　由美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

福島県福島市大森字赤沢二〇番地の一

アイ・ティ・ディ―株式会社

代表清算人　尾形眞知子

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

茨城県ひたちなか市勝田中央五番一五号

一般社団法人ＫＡＷＡＳＡＫＩ　ＫＯＤＯＭＯ　ＭＩＲＡＩ基金

代表清算人　川﨑　収厚

解散公告

当法人は、社員総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

茨城県ひたちなか市勝田中央五番一五号

一般社団法人ＡＬＬ　ＦＯＲ　ＫＩＤＳ

代表清算人　川﨑　収厚

解散公告

当法人は、令和八年二月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

茨城県常総市水海道橋本町三五七一

一般社団法人もりはしコミュニティ協議会

代表清算人　横田　能洋

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

栃木県佐野市高萩町一一一〇番地一三

株式会社石井製作所

代表清算人　石井　忠道

解散公告

当法人は、令和八年三月十七日開催の社員総会の決議により、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

栃木県足利市緑町二丁目八番地五

特定非営利活動法人ユナイテッド

清算人　糸井　悦夫

解散公告

当法人は、令和八年三月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

群馬県藤岡市上戸塚三三番地三

特定非営利活動法人ぐんまアサーション

ラボ

清算人　高橋　祐紀

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

埼玉県さいたま市南区沼影一丁目八番一―七〇七

株式会社ユース・ケイ

代表清算人　片山　裕介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

埼玉県さいたま市北区本郷町九九〇番地五

合同会社ＦＬＴ

清算人　小林　良太

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番一五号さいたま商工会議所会館七階

特定非営利活動法人埼玉ＯＢサポーターズ倶楽部　代表清算人　塩野谷寛行

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県市原市今津朝山五〇六番地

市原第一流通有限会社

清算人　石井　恭子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県流山市西初石三丁目三五四番地二

株式会社秋元商店

代表清算人　平井　克代

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉市中央区新宿一丁目二番四号

株式会社的場

代表清算人　的場　誠之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉市美浜区磯辺五丁目九番一―一六一七号

有限会社吉野設計事務所

清算人　吉野　英二

解散公告

当法人は、令和八年三月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県印旛郡酒々井町墨一五四九番地一

特定非営利活動法人ハーブの丘

清算人　齋藤　甲一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県八千代市緑が丘三丁目一二番五号

一般社団法人医療人事労務問題研究会

代表清算人　福田　省三

解散公告

当社は、令和八年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都江戸川区松江七丁目二五番一七号

プロスメタル株式会社

代表清算人　杉浦　良作

解散公告

当法人は、令和八年五月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区港南二―一五―二品川インターシティＢ棟

特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク

清算人　小林　政裕

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、期間内にお申し出がないときは、清算から除斥致します。

令和八年五月七日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号ルックハイツ新宿八〇三号　株式会社ＧＰＧＣ

代表清算人　富仲信之介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都新宿区百人町一丁目二〇―三バラードハイム新宿渡辺ビル七〇二号

株式会社綿花山

代表清算人　西山　優也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都中野区松が丘一丁目三番一号

有限会社アルファプランニング

清算人　石澤千恵子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社Ｖｅｒｇｉｌ

代表清算人　長尾　義久

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都渋谷区神山町二番一〇号神山町Ｙビル一Ｆ　ＴＯＫＹＯ　ＲＥＢＥＬＳ合同会社

清算人　一木　淑美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都杉並区高円寺北三丁目八番一八号

ケアー小沢合同会社

清算人　小澤　和子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー一五階

ＴＸＯ　Ｓｙｓｔｅｍｓ株式会社

代表清算人　ジョナサン・スコット

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区白金一丁目二八番一二号

株式会社白金モーターサービス

代表清算人　炭屋　昌彦

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都八王子市絹ケ丘二丁目七番七号

株式会社タイヨー薬局

代表清算人　田中　千温

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番七号

オフィスプレイス虎ノ門株式会社

代表清算人　丸山　裕友

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都江戸川区松島二丁目二番一三号

有限会社花島左官工業所

清算人　花島　芳春

解散公告

当組合は、令和八年三月十二日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都台東区台東四丁目二九番一五号

関東プラスチック印刷協同組合

清算人　大月　裕樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都世田谷区八幡山一丁目一一番一三号

株式会社タツミヤ

代表清算人　上原　芳子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都江戸川区西小岩五丁目一三番一三小出マンション一三三号室

逸雪凡花株式会社

代表清算人　董　建偉

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都三鷹市井の頭五丁目五番二六号

ＳＡＩコンサルティング株式会社

代表清算人　荒　光太郎

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区赤坂二丁目一四番五号Ｄａｉｗａ赤坂ビル七階

神箏ショールーム株式会社

代表清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、令和八年四月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区麻布十番一丁目五番二号

有限会社レダ

清算人　枝野たつみ

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都千代田区丸の内一―一一―一パシフィックセンチュリープレイス、八Ｆ・一三Ｆ

Ｒｅｍ３ｄｙ　Ｈｅａｌｔｈ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　メリッサ・スノーバー

解散公告

当社は、令和八年二月十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県藤沢市辻堂元町六丁目二番二二号

合同会社アイウェルフェア

清算人　服部　宏行

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北五丁目一〇番四二号

有限会社そば処江戸久

清算人　戸井田　剛

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県相模原市緑区橋本台二丁目四番地一四号

有限会社英工業

清算人　鈴木　智

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四

東海ビル一〇七Ａ　東成徳勝株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県相模原市南区上鶴間六丁目二九番二号

有限会社ピクチャーバグ

清算人　今井　信也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

長野県飯田市鼎一色四一〇番地

株式会社ローカリズム

代表清算人　田本　洋

解散公告

当社は、令和四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

愛知県岡崎市赤渋町字本屋敷二番地三

有限会社エスオーエス山本

清算人　本郷　誠

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

愛知県豊明市三崎町ゆたか台二八番地八

株式会社アスカ

代表清算人　髙倉　千夏

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

滋賀県大津市桐生一丁目五番八号

株式会社ｆｒｅａｋ

代表清算人　山本　吉智

解散公告

当法人は、令和八年三月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

京都府城陽市市辺柿木原四八番地の四〇

特定非営利活動法人京都スポーツ・障がい者スポーツ推進協会

清算人　塚脇　康宏

解散公告

当法人は、令和八年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

京都府舞鶴市田中町三八番地の四

特定非営利活動法人インターナショナル愛の気

清算人　岡山れい子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府箕面市粟生間谷西七―三〇―一〇

ＡＫＹ合同会社

清算人　ズオン　ティ　ホア

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス

テート松屋町五〇二Ｂ

ＣＩＭ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪市住吉区我孫子三丁目八番二三号

有限会社らいふ工房

清算人　池永　裕子

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪市北区曽根崎新地一丁目一番四号

一般社団法人ゆめさぽ

代表清算人　髙子　麗華

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府大阪市北区本庄西三―六―八パークハイツエルパティオ三〇一号室

宏達株式会社

代表清算人　厳　国良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府大阪市天王寺区空清町四―一一杉野ビル本館一〇七号室

悠博株式会社

代表清算人　王　毅静

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府東大阪市荒本新町四番一九号

株式会社ナチュラル

代表清算人　林　正彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪市都島区毛馬町一丁目二〇番六号

有限会社宮下機械製作所

清算人　宮下　公夫

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪市城東区鴫野西二丁目四番七号

株式会社スリーフィールド

代表清算人　三原　鐘泌

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府堺市南区豊田一一六九

森義興業株式会社

代表清算人　山戸　照彦

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神戸市兵庫区中道通三丁目四番二六号

有限会社竹久建築設計事務所

清算人　平川　宏行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神戸市垂水区塩屋町字大谷六七一番地の一八五

日本コムテック株式会社

代表清算人　福定　陽子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神戸市中央区中山手通一丁目一六番六号

株式会社笠松電機商会

代表清算人　梶川　茂樹

解散公告

当法人は、令和七年十月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

兵庫県明石市大蔵谷奥一二番二四号

特定非営利活動法人護身武術協会

代表清算人　野崎さよ美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神戸市中央区北長狭通一丁目九番一七号

三宮興業ビル二階　株式会社ＫＧＨ

代表清算人　濱田　幸治

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

広島市中区大手町一丁目三―三

株式会社ほむほむ

代表清算人　渡邊　武士

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山口県美祢市秋芳町秋吉四七九五番地一

株式会社オカモト

代表清算人　岡本　英明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

福岡県北九州市門司区東本町一丁目二番一五号

有限会社江原佛具店

清算人　島田　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

北九州市八幡西区陣原四丁目一番三号

株式会社福辰

代表清算人　尾上　**教**善

解散公告

当社は、令和八年四月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

北九州市小倉北区金田一丁目三番二八号一五Ｆ一五〇一

合同会社ＧＯＹＯ

清算人　松永　雅道

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

長崎県佐世保市藤原町四六番五号

株式会社宮原商事

代表清算人　宮原由紀子

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

長崎県長崎市光町一〇番五号吉川ビル三階

株式会社インフラ・ベース・ラボ

代表清算人　吉川　國夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大分県別府市朝見一丁目二二番三二号

有限会社司城商店

清算人　司城　剛

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

鹿児島県出水郡長島町城川内二九〇一番地一

株式会社長島ファーム

代表清算人　兒玉　拓史

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

鹿児島市坂之上八丁目三四番一号

公益財団法人鹿児島国際大学同窓会奨学財団

代表清算人　岩重　洋一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

鹿児島県霧島市霧島田口二四六八番地二

特定非営利活動法人月の舟自由大学

清算人　三嶽　豊

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

沖縄県中頭郡西原町字翁長一五八番地一

有限会社明生建設

清算人　池原　淳

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

沖縄県那覇市首里鳥堀町三丁目二五番地、二階　一般社団法人恵姓会

代表清算人　福治　友衛

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月七日岡山県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

岡山県備前市吉永町加賀美六四一番地

下畑生産森林組合

清算人　石川富己男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十九日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

香川県高松市屋島東町一六七六番地

東光寺

清算人　弁護士　山田　浩司

連絡先　高松市丸の内四番六号アラキビル二階―Ｎ　山田法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月四日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

佐賀県杵島郡大町町壽町一七番地

宗教法人法泉院

佐賀県伊万里市立花町一六〇四番地二六

杉山林太郎法律事務所

清算人　弁護士　杉山林太郎

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

札幌市北区北二十一条西八丁目二番二〇

札幌北二十一条ハイツ管理組合法人

清算人　佐藤　文昭

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日鶴岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山形県鶴岡市茅原町一三番一四の一号

鶴岡市茅原北土地区画整理組合

代表清算人　安達　修一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

横浜市旭区鶴ケ峰二丁目六七番地の七

医療法人社団田口歯科医院

清算人　田口　博

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十一日理事会及び評議員会の決議により令和八年三月三十一日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

横浜市鶴見区寺谷二丁目一二番地二六号

学校法人若葉会佐藤学園

清算人　佐藤　巌

解散公告（第二回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

新潟県新潟市東区宝町一番一六号

医療法人社団貴慎会

清算人　芝崎　素子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

長野県諏訪市大字四賀字開補院通一六四七番地

真宗長生派信濃教会

代表役員代務者　丸茂由佳里

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

静岡県掛川市原川一三番地の二

医療法人社団掛川三浦医院

清算人　三浦　都子

解散公告（第二回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府枚方市大字穂谷四五六一番地の三

農事組合法人枚方畜産組合

清算人　平野　宏久

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二十一日開催の評議委員会及び理事会の決議により、令和八年三月二十九日大阪府教育長の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大阪府泉南郡岬町多奈川谷川一九〇五番地の二四

学校法人教円学園

清算人　浅井　周英

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

奈良県大和郡山市小南町五六番地

宗教法人真宗大谷派願誓寺

清算人　藤本　久子

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

島根県仁多郡奥出雲町横田一〇六三番地一

医療法人社団　信愛会

清算人　藤原　卓

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

広島県三次市十日市東三丁目七番六号

医療法人社団こさこ皮ふ科クリニック

清算人　小迫　雅敏

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

北九州市門司区下二十町四番一二号

宗教法人教善寺

清算人　村上　匡一

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

熊本県菊池郡大津町杉水一〇五四番地

農事組合法人杉下自給飼料生産組合

清算人　小山　博文

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十七日熊本地方裁判所山鹿支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

熊本県山鹿市山鹿三七七番地

宗教法人實相寺教会

清算人　弁護士　田中　俊夫

連絡先　熊本市中央区京町一―一一―三

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

大分県大分市大字鴛野字行衛一〇一八番地の一

医療法人厚明会

清算人　小野　哲男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十二月九日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

山形県酒田市飯森山三丁目五番地の一

学校法人東北公益文科大学

清算人　上野　隆一

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

千葉県習志野市谷津七丁目一二番五四号

習志野市ＪＲ津田沼駅南口土地区画整理組合

清算人代表　三代川和彦

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年三月三十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

神奈川県南足柄市内山一四四五番地

清算法人南足柄市内川土地改良区

清算人代表　鈴木　正

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

岐阜市田神一〇番二八号

医療法人石川内科クリニック

清算人　石川　貴之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

京都市中京区三条通烏丸東入ル梅忠町二四番地　三条ＣＯＨＪＵ　ＢＬＤＧ．三Ｆ

医療法人多田消化器クリニック

清算人　多田　正大

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十六日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申出ください。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

島根県松江市乃白町二二二四番地

松江市乃白田和土地区画整理組合

代表清算人　持田　光敏

第64期決算公告　令和８年５月７日

群馬県高崎市上豊岡町561―24

群馬精機株式会社

代表取締役　西田　秀章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	676,091
	固定資産	890,545
	合計	1,566,636
負債及び純資産の部	流動負債	803,168
	固定負債	50,240
	株主資本	713,228
	資本金	100,000
	資本剰余金	399,000
	資本準備金	399,000
	利益剰余金	214,228
	利益準備金	54,291
	その他利益剰余金	159,937
	合計	1,566,636

(注)　当期純利益　198,960千円

第７期決算公告　令和８年５月７日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治生命館７階ディーエルエイ・パイパー
東京パートナーシップ外国法共同事業
法律事務所内

MYPROTEIN JAPAN株式会社

代表取締役
ダミアン・ロバート・サンダース

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	76,311,915
	合計	76,311,915
負債及び純資産の部	流動負債	68,927,662
	負債合計	68,927,662
	株主資本	7,384,253
	資本金	300,000
	利益剰余金	7,084,253
	(うち当期純利益)	(7,730,201)
	純資産合計	7,384,253
	合計	76,311,915

第 21 期 決 算 公 告

令和８年５月７日
東京都町田市金森三丁目23番11号
株式会社プリンシパルホーム
代表取締役　玉井　　圭

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,281,680
	固定資産	1,216,612
	資産合計	6,498,292
負純資産債及のび部	流動負債	2,591,379
	固定負債	1,158,976
	株主資本	2,747,936
	資本金	95,000
	利益剰余金	2,652,936
	その他利益剰余金	2,652,936
	（うち当期純利益）	(273,928)
	負債・純資産合計	6,498,292

第 128 期 決 算 公 告

令和８年４月23日
東京都渋谷区富ヶ谷二丁目８番１号
松竹映画劇場株式会社
代表取締役　迫本　栄二

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,608
	固定資産	11,675
	合計	31,283
負純資産債及のび部	流動負債	210
	固定負債	3,348
	株主資本	27,725
	資本金	50
	利益剰余金	27,675
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	27,663
	（うち当期純損失）	(97)
	合計	31,283

第 37 期決算公告　令和８年４月15日

千葉県千葉市中央区都町二丁目12番９号
株式会社千葉タムコ
代表取締役　長岡　真司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,906
	固定資産	616
	資産合計	88,522
負純資産債及のび部	流動負債	27,493
	固定負債	21,495
	株主資本	39,534
	資本金	30,000
	利益剰余金	88,521
	利益準備金	816
	その他利益剰余金	87,705
	（うち当期純利益）	(9,421)
	自己株式	△78,987
	負債・純資産合計	88,522

第 47 期 決 算 公 告

令和８年５月７日　　東京都中央区晴海一丁目８番11号
アンドリッツ・ファブリック＆ロール株式会社
代表取締役　五十嵐　篤

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,361,477	流動負債	267,441
固定資産	1,151,780	（賞与引当金）	(25,540)
有形固定資産	843,174	（製品保証引当金）	(11,104)
無形固定資産	3,212	固定負債	240,628
投資その他の資産	305,393	退職給付引当金	236,393
		役員退職慰労引当金	4,235
		株主資本	2,005,189
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,955,189
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,942,689
		（うち当期純利益）	(218,136)
資産合計	**2,513,258**	**負債・純資産合計**	**2,513,258**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年５月７日　　東京都墨田区本所三丁目６番６号
株式会社三喜
代表取締役　三谷　欣司

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,177,665	流動負債	464,260
固定資産	1,334,595	賞与引当金	4,000
		固定負債	370,227
		退職給付引当金	141,526
		株主資本	1,651,903
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,551,903
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,526,903
		（うち当期純損失）	(88,969)
		評価・換算差額等	25,870
		その他有価証券評価差額金	25,870
資産合計	**2,512,260**	**負債・純資産合計**	**2,512,260**

第８期決算公告　令和８年５月７日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー14階
レコーデッド・フューチャー・ジャパン株式会社
代表取締役
コリン・パトリック・マホニー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,192,373,716
	固定資産	38,294,261
	合計	3,230,667,977
負純資債及産のび部	流動負債	2,367,135,379
	固定負債	648,367,440
	株主資本	215,165,158
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	205,165,158
	その他利益剰余金	205,165,158
	（うち当期純利益）	(63,824,287)
	合計	3,230,667,977

第６期決算公告
令和８年５月７日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
ショッピージャパン株式会社
代表取締役
パン・シェ・キング・テレンス
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	105,040
	固定資産	2,244
	資産合計	107,284
負純資債及産のび部	流動負債	42,130
	株主資本	65,155
	資本金	7,000
	利益剰余金	58,155
	その他利益剰余金	58,155
	（うち当期純利益）	(11,142)
	負債・純資産合計	107,284

第11期決算公告　令和８年３月25日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ33階
ペイオニア・ジャパン株式会社
代表取締役　ロビン・ゲー・ナドラー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,564,126
	固定資産	74,650
	資産合計	11,638,777
負純資債及産のび部	流動負債	11,419,173
	賞与引当金	13,868
	有給休暇引当金	4,023
	株主資本	219,603
	資本金	50,000
	利益剰余金	169,603
	その他利益剰余金	169,603
	（うち当期純利益）	(27,003)
	負債・純資産合計	11,638,777

第28期決算公告
令和８年５月７日
横浜市栄区飯島町109番地１
株式会社ファンケルスマイル
代表取締役社長　齋藤　潤
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	130
	固定資産	3
	合計	134
負純資債及産のび部	流動負債	110
	賞与引当金	35
	固定負債	16
	退職給付引当金	16
	株主資本	7
	資本金	31
	利益剰余金	△23
	その他利益剰余金	△23
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	134

第８期決算公告
令和８年５月７日
東京都渋谷区笹塚一丁目59番６号
メティス笹塚４Ｆ
Excelfore Japan株式会社
代表取締役　サルンガ・ノーマン・パミンテュアン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	29,777,393
	固定資産	4,831,511
	合計	34,608,904
負純資債及産のび部	流動負債	10,559,641
	固定負債	—
	株主資本	24,049,263
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	21,049,263
	その他利益剰余金	21,049,263
	（うち当期純利益）	(2,165,442)
	合計	34,608,904

第31期決算公告　令和８年５月７日
東京都港区芝２丁目３番３号
ラレマンドバイオテック株式会社
代表取締役　小金　洋介
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,170,943
	固定資産	10,395
	合計	1,181,338
負純資債及産のび部	流動負債	470,742
	固定負債	64,243
	株主資本	646,353
	資本金	100,000
	資本剰余金	18,000
	その他資本剰余金	18,000
	利益剰余金	528,353
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	503,353
	（うち当期純利益）	(37,245)
	合計	1,181,338

第34期決算公告　令和８年５月７日
神戸市長田区御屋敷通３丁目１番１号
株式会社山電情報センター
取締役社長　松島　史明
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	238,068
	固定資産	71,459
	合計	309,527
負純資債及産のび部	流動負債	30,776
	固定負債	14,827
	株主資本	261,912
	資本金	20,000
	利益剰余金	241,912
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	236,912
	（うち当期純利益）	(9,912)
	評価・換算差額等	2,010
	合計	309,527

第45期決算公告
令和８年３月16日
三重県志摩市磯部町築地字下外戸1524番地の１
三重ナルミ株式会社
代表取締役　東　孝浩
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	314,783
	固定資産	349,233
	資産合計	664,017
負純資債及産のび部	流動負債	881,686
	固定負債	555,479
	株主資本	△773,149
	資本金	100,000
	資本剰余金	53,437
	利益剰余金	△926,586
	（うち当期純利益）	(11,634)
	負債・純資産合計	664,017

第５期決算公告　令和８年５月７日
神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77
吉住ビル３階
Ｔａｂｉ　Ｌｉｆｅ株式会社
代表取締役　山中　隼人
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	24,820,757
	固定資産	15,460,418
	合計	40,281,175
負純資債及産のび部	流動負債	71,218,665
	固定負債	29,546,000
	株主資本	△60,483,490
	資本金	87,248,501
	資本剰余金	79,248,500
	資本準備金	79,248,500
	利益剰余金	△226,980,491
	その他利益剰余金	△226,980,491
	（うち当期純損失）	(38,215,904)
	合計	40,281,175

第42期決算公告
令和８年５月７日
福岡市東区松島三丁目23番45号
株式会社大濱組
代表取締役　宮迫　徹
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,462,095
	固定資産	408,919
	資産合計	2,871,015
負純資債及産のび部	流動負債	2,442,932
	固定負債	546,289
	株主資本	△118,206
	資本金	20,000
	利益剰余金	△138,206
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△139,706
	（うち当期純利益）	(20,868)
	負債・純資産合計	2,871,015

第11期決算公告
令和８年５月７日
福岡市東区松島三丁目23番45号
株式会社おおはまファーム
代表取締役　大濱　鉄也
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,469
	固定資産	114,926
	資産合計	137,396
負純資債及産のび部	流動負債	370,027
	固定負債	61,762
	株主資本	△294,394
	資本金	1,000
	利益剰余金	△295,394
	その他利益剰余金	△295,394
	（うち当期純損失）	(49,860)
	負債・純資産合計	137,396

第８期決算公告　2026年５月７日
広島県福山市大門町旭１番地
シャープフロンティアオートモーティブテクノロジー株式会社
代表取締役社長　名倉　和人
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,978,860
	固定資産	431,443
	合計	2,410,303
負純資債及産のび部	流動負債	1,435,632
	株主資本	974,672
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	474,672
	その他利益剰余金	474,672
	（うち当期純利益）	(1,988,828)
	合計	2,410,303

第80期決算公告　令和８年５月７日
東京都文京区小石川１丁目２番４号
東洋鉄球株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,728
	固定資産	2,472
	合計	4,200
負債及び純資産の部	流動負債	635
	固定負債	115
	株主資本	3,450
	資本金	60
	資本剰余金	22
	資本準備金	22
	利益剰余金	3,367
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	3,352
	（当期純利益）	（387）
	合計	4,200

第７期決算公告　令和８年５月７日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
株式会社bitFlyer Blockchain
代表取締役　加納　裕三
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,944,466
	固定資産	23,380
	資産合計	1,967,847
負債及び純資産の部	流動負債	464,086
	固定負債	18,369
	株主資本	1,485,390
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,285,390
	その他利益剰余金	1,285,390
	（うち当期純損失）	（358,990）
	負債・純資産合計	1,967,847

第４期決算公告
令和８年３月16日
東京都新宿区市谷本村町10―５
一般社団法人JP―MIRAI
代表理事　氏家　啓一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	63,137
	合計	63,137
負債及び純資産の部	流動負債	49,341
	負債合計	49,341
	剰余金	13,796
	純資産合計	13,796
	合計	63,137

第39期決算公告　令和８年３月24日
東京都港区六本木７―12―２
Ｒ７ビルディング
日本ソルベイ株式会社
代表取締役　本田　将之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,269
	固定資産	100
	資産合計	1,370
負債及び純資産の部	流動負債	311
	固定負債	26
	株主資本	1,033
	資本金	20
	利益剰余金	1,013
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,008
	（うち当期純利益）	（67）
	負債・純資産合計	1,370

第８期決算公告　令和８年５月７日
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
三菱ビル
Dymon Asia Capital Japan株式会社
代表取締役　上村　太一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,399,612
	固定資産	89,853
	資産合計	1,489,465
負債及び純資産の部	流動負債	1,036,310
	株主資本	453,155
	資本金	50,000
	資本剰余金	14,000
	資本準備金	14,000
	利益剰余金	389,155
	その他利益剰余金	389,155
	（うち当期純利益）	（69,684）
	負債・純資産合計	1,489,465

第２期決算公告　令和８年５月７日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Whaleco Japan株式会社
代表取締役　孫　　沁
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	795,319,267
	固定資産	16,824,528
	資産合計	812,143,795
負債及び純資産の部	流動負債	785,137,610
	固定負債	4,393,220
	株主資本	22,612,965
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	12,612,965
	その他利益剰余金	12,612,965
	（うち当期純利益）	（12,612,965）
	負債・純資産合計	812,143,795

第13期決算公告
令和８年３月16日
東京都品川区上大崎二丁目24番11号
ＩＣＭＳホールディングス株式会社
代表取締役　海老原邦夫
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	35,294
	固定資産	145,971
	資産合計	181,265
負債及び純資産の部	流動負債	491
	株主資本	180,774
	資本金	9,900
	資本剰余金	4,100
	資本準備金	4,100
	利益剰余金	166,774
	その他利益剰余金	166,774
	（うち当期純利益）	（50,916）
	負債・純資産合計	181,265

第２期決算公告　令和８年５月７日
東京都品川区西五反田８―１―10
ヒキタカ五反田ビル３Ｆ
株式会社Ｃｏｏｐｅｌ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	66,442,072
	固定資産	60,555,408
	資産合計	126,997,480
負債及び純資産の部	流動負債	35,385,047
	固定負債	50,000,000
	株主資本	△104,187,567
	資本金	10,212
	資本剰余金	212
	資本準備金	212
	利益剰余金	△104,197,991
	その他利益剰余金	△104,197,991
	（うち当期純損失）	（52,438,055）
	新株予約権	145,800,000
	負債・純資産合計	126,997,480

第８期決算公告　令和８年５月７日
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目２番16号
ＮＵＤＰソリューションズ株式会社
代表取締役　佐藤　聰美
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	130,344,998
	固定資産	5,281,667
	繰延資産	40,700,000
	資産合計	176,326,665
負債及び純資産の部	流動負債	157,031,691
	負債合計	157,031,691
	株主資本	19,294,974
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△705,026
	その他利益剰余金	△705,026
	（うち当期純利益）	（190,541）
	純資産合計	19,294,974
	負債・純資産合計	176,326,665

第４期決算公告　令和８年５月７日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
オークラプレステージタワー
Athene Japan株式会社
代表取締役　クリスティ・バーマ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	618,118
	固定資産	5,489
	資産合計	623,607
負債及び純資産の部	流動負債	533,853
	株主資本	89,754
	資本金	22,300
	利益剰余金	67,454
	その他利益剰余金	67,454
	（うち当期純利益）	（43,492）
	負債・純資産合計	623,607

第28期決算公告　令和８年５月７日
東京都港区芝浦四丁目２番19号
ＮＸビジネスサポート株式会社
代表取締役　高津　史郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	209,347
	固定資産	1,873
	合計	211,221
負債及び純資産の部	流動負債	37,859
	株主資本	173,361
	資本金	30,000
	資本剰余金	12,635
	資本準備金	12,635
	利益剰余金	130,725
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	129,225
	（うち当期純利益）	（16,294）
	合計	211,221

第24期決算公告
令和８年３月31日
東京都千代田区麹町三丁目７番地
サンゴバン・グラス・ジャパン株式会社
代表取締役　李　　爽雨
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	652,861
	固定資産	3
	資産合計	652,864
負債及び純資産の部	流動負債	352,268
	固定負債	4,844
	株主資本	295,751
	資本金	128,000
	利益剰余金	167,751
	利益準備金	32,000
	その他利益剰余金	135,751
	（うち当期純利益）	（127,215）
	負債・純資産合計	652,864

第 39 期 決 算 公 告

令和８年５月７日

横浜市栄区飯島町53番地
株式会社アテニア
代表取締役社長　春田　康児

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,500	流動負債	2,614
固定資産	475	賞与引当金	124
		固定負債	162
		退職給付引当金	116
		役員報酬引当金	8
		株主資本	7,198
		資本金	150
		利益剰余金	7,048
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	7,011
		（うち当期純利益）	（1,320）
資産合計	9,975	負債・純資産合計	9,975

第 35 期 決 算 公 告

令和８年５月７日　東京都港区虎ノ門４丁目１番１号
アメリカン・エキスプレス・ジャパン株式会社
代表取締役社長　佐々木浩之

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,823,249	流動負債	748,522
固定資産	100,000	（退職給付引当金）	（123,382）
有形固定資産	0	負債合計	748,522
無形固定資産	0	株主資本	2,174,726
投資その他の資産	100,000	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	1,974,726
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	1,924,726
		（うち当期純利益）	（167,585）
		純資産合計	2,174,726
資産合計	2,923,249	負債・純資産合計	2,923,249

第 21 期 決 算 公 告

令和８年５月７日　神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークウエストタワー７階
ＤＥＫＲＡサーティフィケーション・ジャパン株式会社
代表取締役　ミゲル・デロルメ

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	490,598,827	流動負債	210,446,901
固定資産	110,340,170	賞与引当金	27,475,000
		固定負債	7,548,322
		株主資本	382,943,774
		資本金	242,500,000
		資本剰余金	232,500,000
		資本準備金	232,500,000
		利益剰余金	△92,056,226
		その他利益剰余金	△92,056,226
		（うち当期純利益）	（78,416,290）
資産合計	600,938,997	負債・純資産合計	600,938,997

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月７日
神奈川県横浜市神奈川区金港町１番７号横浜ダイヤビルディング
ＴＤＣＸ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ローラン・ベルナール・マリー・ジュニーク

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,428,414	流動負債	682,916
固定資産	374,113	（有給休暇引当金）	（81,727）
		負債合計	682,916
		株主資本	1,119,610
		資本金	52,000
		資本剰余金	47,000
		資本準備金	47,000
		利益剰余金	1,020,610
		その他利益剰余金	1,020,610
		（うち当期純利益）	（373,681）
		純資産合計	1,119,610
資産合計	1,802,527	負債・純資産合計	1,802,527

第 32 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
ガートナージャパン株式会社
代表取締役　アラン・ミラー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,228	流動負債	16,283
固定資産	2,140	（賞与引当金）	（737）
		（有給休暇引当金）	（266）
		固定負債	1,913
		（退職給付引当金）	（1,347）
		負債合計	18,197
		株主資本	5,172
		資本金	20
		利益剰余金	5,152
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	5,147
		（うち当期純利益）	（1,974）
		純資産合計	5,172
資産合計	23,369	負債・純資産合計	23,369

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月７日
東京都港区赤坂九丁目７番１号ミッドタウン・タワー37Ｆ
株式会社Ｃｕｓｔｏｄｉｅｍ
代表取締役　名古路博史

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,683,916	流動負債	7,163,400
固定資産	3,000	賞与引当金	7,668
		固定負債	9,046
		株主資本	1,514,469
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,686,719
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	1,586,719
		利益剰余金	△272,250
		その他利益剰余金	△272,250
		（うち当期純損失）	（272,250）
資産合計	8,686,916	負債・純資産合計	8,686,916

第３期決算公告

令和８年５月７日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
オークラプレステージタワー
Athene Re Japan Solutions株式会社
代表取締役　新角　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	807,817
	資産合計	807,817
負債及び純資産の部	流動負債	198,409
	株主資本	609,408
	資本金	483,100
	資本剰余金	308,000
	資本準備金	308,000
	利益剰余金	△181,692
	その他利益剰余金	△181,692
	（うち当期純損失）	（181,692）
	負債・純資産合計	807,817

第 34 期 決 算 公 告

令和８年５月７日　東京都港区海岸１－２－20
エリクソン・ジャパン株式会社
代表取締役　安東　宏昭

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	66,718	流動負債	59,221
固定資産	4,880	賞与引当金	2,070
		有給休暇引当金	4
		固定負債	477
		賞与引当金	58
		株主資本	11,900
		資本金	320
		資本剰余金	21
		資本準備金	21
		利益剰余金	11,559
		利益準備金	59
		その他利益剰余金	11,500
資産合計	71,598	負債・純資産合計	71,598

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	130,861
売上原価	118,272
売上総利益	12,589
販売費及び一般管理費	7,680
営業利益	4,909
営業外損益	△290
経常利益	4,619
税引前当期純利益	4,619
法人税、住民税及び事業税	1,268
法人税等調整額	61
当期純利益	3,290

第　５　期　決　算　公　告

2026年５月７日

東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ16ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	12,588	流動負債	10,480
その他の資産	11,699	固定負債	9,602
流動資産	11,681	**負債合計**	**20,082**
固定資産	12	社員資本	4,205
繰延資産	5	特定資本金	0
		優先資本金	2,923
		剰余金	1,281
		当期未処分利益	1,281
		純資産合計	**4,205**
資産合計	**24,288**	**負債・純資産合計**	**24,288**

損益計算書の要旨
（自　2025年２月１日　至　2026年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,071
営業費用	216
営業利益	1,855
営業外収益	0
営業外費用	32
経常利益	1,823
税引前当期純利益	1,823
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	1,819

第８期決算公告

令和８年５月７日
東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
日本橋三井タワー６階
ＷａｌｋＭｅ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,269
	固定資産	727
	合計	**1,996**
負債及び純資産の部	流動負債	1,395
	固定負債	108
	株主資本	494
	資本金	19
	資本剰余金	999
	資本準備金	509
	その他資本剰余金	490
	利益剰余金	△524
	その他利益剰余金	△524
	（うち当期純利益）	（65）
	合計	**1,996**

第　10　期　決　算　公　告

令和８年３月27日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号
豊洲６丁目４－１Ｂ開発特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産		流動負債	714,157
流動資産	8,827,055	**負債合計**	**714,157**
		社員資本	8,112,898
		特定資本金	100
		優先資本金	1,000,000
		剰余金	7,112,798
		当期未処分利益	7,112,798
その他の資産合計	**8,827,055**	**純資産合計**	**8,112,898**
資産合計	**8,827,055**	**負債・純資産合計**	**8,827,055**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	17,830,762
営業費用	10,685,548
営業利益	7,145,213
営業外収益	12,526
経常利益	7,157,740
税引前当期純利益	7,157,740
法人税、住民税及び事業税	5,767
当期純利益	7,151,972
前期繰越損失	39,174
当期未処分利益	7,112,798

第　４　期　決　算　公　告

令和８年３月16日
東京都品川区上大崎二丁目24番11号
ＩＣＭＳソリューションズ株式会社
代表取締役　荒井　亮介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	90,104
	固定資産	1,701
	資産合計	**91,805**
負債及び純資産の部	流動負債	82,805
	固定負債	18,100
	株主資本	△9,100
	資本金	9,900
	利益剰余金	△19,000
	その他利益剰余金	△19,000
	（うち当期純損失）	（28,623）
	負債・純資産合計	**91,805**

決算公告

令和８年５月７日
千葉県船橋市湊町一丁目21番20号
株式会社みらいマップ
代表取締役　水谷　純

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,157,978
	固定資産	1,051,618
	繰延資産	2,478
	合計	**2,212,075**
負債及び純資産の部	流動負債	637,493
	固定負債	802,088
	株主資本	772,493
	資本金	100,000
	資本剰余金	660,000
	資本準備金	660,000
	利益剰余金	12,493
	その他利益剰余金	12,493
	（うち当期純損失）	（944）
	合計	**2,212,075**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億六千万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月七日
千葉県船橋市湊町一丁目二一番二〇号
株式会社みらいマップ
代表取締役　水谷　純

第 29 期決算公告

令和８年３月16日
東京都品川区上大崎二丁目24番11号
国際マネジメントシステム認証機構株式会社
代表取締役　上野　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	211,412
	固定資産	141,993
	資産合計	**353,405**
負債及び純資産の部	流動負債	171,021
	固定負債	14,000
	株主資本	168,384
	資本金	20,000
	資本剰余金	14,710
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	133,673
	その他利益剰余金	133,673
	（うち当期純利益）	（4,812）
	負債・純資産合計	**353,405**

第 13 期決算公告

令和８年５月７日
東京都目黒区東が丘一丁目５番18号
レバレッジデザイン株式会社
代表取締役　金子　岳人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,511
	固定資産	99,537
	資産合計	**105,049**
負債及び純資産の部	流動負債	14,995
	固定負債	74,315
	株主資本	15,738
	資本金	10
	資本剰余金	90
	その他資本剰余金	90
	利益剰余金	15,638
	その他利益剰余金	15,638
	（うち当期純利益）	（196）
	負債・純資産合計	**105,049**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億五千百十四万四千四百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月七日
東京都目黒区東が丘一丁目五番一八号
レバレッジデザイン株式会社
代表取締役　金子　岳人

第７期決算公告

令和８年３月30日
東京都千代田区大手町１－１－１
大手町パークビルディング７階
平安ヘルスケアジャパン株式会社
代表取締役　高橋　伸幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	243,511
	固定資産	2,174,809
	資産合計	**2,418,321**
負債及び純資産の部	流動負債	12,684
	株主資本	2,405,637
	資本金	88,000
	資本剰余金	3,912,000
	資本準備金	3,912,000
	利益剰余金	△1,594,362
	その他利益剰余金	△1,594,362
	（うち当期純損失）	（428,796）
	負債・純資産合計	**2,418,321**

第６期決算公告　令和８年３月31日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
京橋エドグラン26階
Cloudflare Japan株式会社
代表取締役　ジャネル・パトリシア・ライリー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	459,461,138
	固定資産	17,517,262
	合計	476,978,400
負純資産債及びの部	流動負債	339,124,455
	固定負債	2,690,770
	（退職給付引当金）	(2,690,770)
	株主資本	135,163,175
	資本金	100
	利益剰余金	135,163,075
	その他利益剰余金	135,163,075
	（うち当期純利益）	(6,976,965)
	合計	476,978,400

第50期決算公告　令和８年５月７日
三重県桑名郡木曽岬町大字和富１番地の５
中部畳材株式会社
代表取締役　浅井　一喜
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	275,415
	固定資産	531,349
	合計	806,765
負純資産債及びの部	流動負債	177,529
	固定負債	357,548
	株主資本	271,687
	資本金	12,000
	利益剰余金	259,687
	利益準備金	4,600
	任意積立金	103,902
	繰越利益剰余金	151,185
	（うち当期純利益）	(12,889)
	合計	806,765

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年五月七日
三重県桑名郡木曽岬町大字和富一番地の五
（甲）代表取締役　中部畳材株式会社
浅井　一喜
三重県桑名郡木曽岬町和富一番地六
（乙）有限会社東海畳館
取締役　大橋　美衣

第13期決算公告　令和８年５月７日
東京都港区海岸三丁目20番20号
ヨコソーレインボータワー４階
ペルフェッティ・ヴァン・メレ・ジャパン・サービス株式会社
代表取締役　森　繁弘
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,439
	固定資産	20,793
	合計	182,232
負純資産債及びの部	流動負債	34,190
	株主資本	148,041
	資本金	32,525
	資本剰余金	32,475
	資本準備金	32,475
	利益剰余金	83,041
	その他利益剰余金	83,041
	（うち当期純利益）	(21,914)
	合計	182,232

第15期決算公告
令和８年５月７日
兵庫県西宮市高松町７番26号２階
株式会社ツバキ薬粧
代表取締役　吉﨑　裕一
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,148,216
	固定資産	637,790
	合計	1,786,006
負純資産債及びの部	流動負債	22,311
	株主資本	1,763,694
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,753,694
	その他利益剰余金	1,753,694
	（うち当期純利益）	(31,379)
	合計	1,786,006

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社ＯＲＩＧＡＭＩ（住所兵庫県西宮市高木東町二一番六号）に対して当社の、経営に関するコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
当社の株主総会の承認決議は、令和八年五月一日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月七日
兵庫県西宮市高松町七番二六号二階
株式会社ツバキ薬粧
代表取締役　吉﨑　裕一

第26期決算公告　令和８年５月７日
神奈川県横浜市西区みなとみらい２－２－１横浜ランドマークタワー38階
グローバルファウンドリーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　レオン・チー・シャン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	294,494
	固定資産	634
	有形固定資産	634
	資産合計	295,128
負純資産債及びの部	流動負債	73,354
	固定負債	0
	株主資本	221,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	211,774
	その他利益剰余金	211,774
	（うち当期純利益）	(6,840)
	負債・純資産合計	295,128

第２期決算公告
令和８年５月７日
岡山県倉敷市阿知二丁目６番13―306号
株式会社コルサ
代表取締役　坂口　千裕
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,585
	固定資産	70,214
	繰延資産	338
	合計	75,137
負純資産債及びの部	流動負債	181
	固定負債	74,000
	株主資本	954
	資本金	1,000
	利益剰余金	△45
	その他利益剰余金	△45
	（うち当期純損失）	(45)
	合計	75,137

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億八八一八万六六九八円減少し、百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月七日
岡山県倉敷市阿知二丁目六番一三―三〇六号
株式会社コルサ
代表取締役　坂口　千裕

第26期決算公告　令和８年４月25日
横浜市西区みなとみらい三丁目３番３号
横浜コネクトスクエア９階
Hyundai Mobility Japan株式会社
代表取締役　七五三木敏幸
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,815,027
	固定資産	777,110
	合計	9,592,137
負純資産債及びの部	流動負債	6,143,631
	固定負債	494,694
	株主資本	2,953,812
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,770,106
	その他資本剰余金	8,770,106
	利益剰余金	△5,916,294
	その他利益剰余金	△5,916,294
	（うち当期純損失）	(5,916,294)
	合計	9,592,137

第12期決算公告
令和８年５月７日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
株式会社ｂｉｔＦｌｙｅｒ
代表取締役　加納　裕三
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,079,549	流動負債	1,050,088
固定資産	432	賞与引当金	64
		固定負債	143
		株主資本	29,750
		資本金	2,061
		資本剰余金	2,041
		資本準備金	2,041
		利益剰余金	25,648
		その他利益剰余金	25,648
資産合計	1,079,982	負債・純資産合計	1,079,982

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	13,567
販売費及び一般管理費	9,309
営業利益	4,257
営業外収益	412
営業外費用	253
経常利益	4,415
特別損失	842
税引前当期純利益	3,572
法人税、住民税及び事業税	991
法人税等調整額	119
当期純利益	2,461

第　８　期　決　算　公　告

令和８年５月７日　　東京都港区赤坂九丁目７番１号
株式会社ｂｉｔＦｌｙｅｒ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　ＣＥＯ　加納　裕三

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,629,103	流動負債	6,430,569
固定資産	12,209,725	賞与引当金	55,592
		固定負債	15,456
		株主資本	10,375,366
		資本金	2,000,000
		資本剰余金	10,716,177
		資本準備金	3,000,000
		その他資本剰余金	7,716,177
		利益剰余金	2,333,393
		その他利益剰余金	2,333,393
		自己株式	△4,674,204
		新株予約権	17,438
資産合計	16,838,829	負債・純資産合計	16,838,829

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,762,095
営業費用	1,678,743
営業利益	83,351
営業外収益	26,208
営業外費用	282,616
経常損失	173,055
特別利益	2,294,595
特別損失	17,541
税引前当期純利益	2,103,997
法人税、住民税及び事業税	△24,529
法人税等調整額	△87,297
当期純利益	2,215,824

第　１　期　決　算　公　告

令和８年５月７日
大阪府大阪市北区芝田二丁目１番18号西阪急ビル１Ｆオープンオフィス西阪急梅田
MEGASPEED INTERNATIONAL株式会社
代表取締役　遅　　洪亮

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,000,000
	資産合計	5,000,000
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	5,000,000
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	5,000,000

第　52　期　決　算　公　告

令和８年３月31日　　東京都千代田区麹町三丁目７番地
サンゴバン株式会社
代表取締役　李　　奭雨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,728	流動負債	7,981
固定資産	2,700	賞与引当金	191
		固定負債	50
		株主資本	5,396
		資本金	957
		資本剰余金	27
		資本準備金	27
		利益剰余金	4,412
		利益準備金	240
		その他利益剰余金	4,171
資産合計	13,429	負債・純資産合計	13,429

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,761
売上原価	13,640
売上総利益	5,121
販売費及び一般管理費	2,840
営業利益	2,280
営業外収益	1,605
営業外費用	436
経常利益	3,449
特別損失	45
税引前当期純利益	3,404
法人税、住民税及び事業税	1,073
法人税等調整額	△110
当期純利益	2,441

第 39 期決算公告　令和８年３月31日

徳島県阿南市大潟町210番地51
ソルベイ・スペシャルケム・ジャパン株式会社
代表取締役　原田　　晃

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,207
	固定資産	1,599
	資産合計	5,807
負債及び純資産の部	流動負債	563
	固定負債	87
	株主資本	5,157
	資本金	192
	利益剰余金	4,965
	利益準備金	48
	その他利益剰余金	4,917
	（うち当期純利益）	(1,078)
	負債・純資産合計	5,807

第　39　期　決　算　公　告

令和８年３月31日　　東京都千代田区麹町三丁目７番地
マグ・イゾベール株式会社
代表取締役　李　　奭雨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,008	流動負債	11,651
固定資産	12,399	固定負債	1,086
		株主資本	4,473
		資本金	2,217
		資本剰余金	217
		資本準備金	217
		利益剰余金	2,038
		利益準備金	336
		その他利益剰余金	1,701
		評価・換算差額等	197
		その他有価証券評価差額金	197
資産合計	17,407	負債・純資産合計	17,407

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	23,831
売上原価	14,980
売上総利益	8,851
販売費及び一般管理費	6,349
営業利益	2,502
営業外収益	32
営業外費用	168
経常利益	2,366
特別利益	0
特別損失	1
税引前当期純利益	2,364
法人税、住民税及び事業税	552
法人税等調整額	111
当期純利益	1,701

第　17　期　決　算　公　告

令和８年５月７日
東京都港区高輪３丁目６番７号
一般社団法人表面分析研究会
代表理事　永富　隆清

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,417
	固定資産	388
	合計	13,805
負債及び純資産の部	流動負債	1,278
	固定負債	5,866
	負債合計	7,144
	基金	0
	一般正味財産	6,661
	正味財産合計	6,661
	合計	13,805

第　４　期　決　算　公　告

令和８年５月７日
東京都千代田区神田三崎町二丁目２番14号
ＢＲＩＣＫＧＡＴＥ水道橋２Ｆ
Our Care Holdings株式会社
代表取締役　クォ・ピン・スーン・ジョセフ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41	流動負債	3,716
固定資産	6,923	株主資本	3,248
		資本金	2,423
		資本剰余金	2,423
		資本準備金	2,423
		利益剰余金	△1,597
		その他利益剰余金	△1,597
資産合計	6,965	負債・純資産合計	6,965

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	8
営業損失	8
営業外収益	0
経常損失	8
税引前当期純損失	8
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	9

第 23 期決算公告　令和８年５月７日

東京都八王子市横山町22番１号
株式会社エフ・ティー・アセット
代表取締役　戸田　　学

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,623
	固定資産	413,938
	合計	441,562
負債及び純資産の部	流動負債	190,045
	固定負債	63,694
	株主資本	187,821
	資本金	13,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	169,821
	その他利益剰余金	169,821
	（うち当期純利益）	(6,581)
	合計	441,562

第30期決算公告

令和８年５月７日
静岡県浜松市中央区小池町2550番地の２
株式会社ＯＭＨ
代表取締役　刑部　政樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,739
	固定資産	8,565
	繰延資産	1,817
	合計	93,122
負債純資産の部	流動負債	36,905
	固定負債	88,803
	株主資本	△32,585
	資本金	10,000
	利益剰余金	△42,585
	その他利益剰余金	△42,585
	（うち当期純損失）	(2,556)
	合計	93,122

第５期決算公告

令和８年５月７日
東京都千代田区神田三崎町二丁目２番14号
ＢＲＩＣＫＧＡＴＥ水道橋２Ｆ
Our Care Holdings株式会社
代表取締役　クォ・ピン・スーン・ジョセフ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25	流動負債	442
固定資産	7,016	株主資本	6,598
		資本金	4,118
		資本剰余金	4,118
		資本準備金	4,118
		利益剰余金	△1,637
		その他利益剰余金	△1,637
資産合計	7,041	負債・純資産合計	7,041

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	38
営業損失	38
営業外収益	0
経常損失	38
税引前当期純損失	38
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	40

第18期決算公告

令和８年５月７日
名古屋市西区城西町50番地
株式会社ＭＴフードサービス
代表取締役　松井　　詞

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	211,865
	固定資産	46,275
	合計	258,140
負債純資産の部	流動負債	72,375
	固定負債	14,280
	株主資本	171,485
	資本金	10,000
	利益剰余金	161,485
	その他利益剰余金	161,485
	（うち当期純利益）	(19,609)
	合計	258,140

第34期決算公告

令和８年５月７日　大阪府大阪市中央区淡路町一丁目３番14号ニュー淡路町ビル
株式会社ビルバックジャパン
代表取締役　神成　貴晴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,085,983	流動負債	669,088
固定資産	33,543,375	賞与引当金	64,879
		固定負債	24,305,090
		退職給付引当金	240,090
		株主資本	10,655,180
		資本金	4,779,750
		資本剰余金	4,758,250
		資本準備金	4,749,750
		その他資本剰余金	8,499
		利益剰余金	1,117,180
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,112,180
資産合計	35,629,359	負債・純資産合計	35,629,359

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,563,563
売上原価	1,133,817
売上総利益	1,429,745
販売費及び一般管理費	1,421,407
営業利益	8,337
営業外収益	1,149,127
営業外費用	301,327
経常利益	856,138
税引前当期純利益	856,138
法人税、住民税及び事業税	33,699
法人税等調整額	△43,666
当期純利益	866,104

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業及び一般廃棄物再生利用業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれらを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年五月七日
埼玉県川口市領家五丁目一四番四〇号
（甲）株式会社プロペラ
代表取締役　桑原　幹夫

（乙）株式会社クワバラ・パンぷキン
代表取締役　桑原　幹夫
埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目一一番一〇号

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

第57期決算公告

令和８年５月７日
埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目11番10号
株式会社クワバラ・パンぷキン
代表取締役　桑原　幹夫

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,262,674	流動負債	2,147,071
固定資産	4,385,909	固定負債	2,804,371
繰延資産	1,518	株主資本	1,698,658
		資本金	100,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	1,607,560
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,582,560
		（うち当期純利益）	(153,238)
		自己株式	△38,902
合計	6,650,102	合計	6,650,102

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金五千八百万円減少し、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月七日
愛知県春日井市大手町四四番地
堀尾物産株式会社
代表取締役　堀尾　成臣

第61期決算公告

令和８年５月７日
愛知県春日井市大手町44番地
堀尾物産株式会社
代表取締役　堀尾　成臣

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	238,931	流動負債	585,216
固定資産	1,329,833	固定負債	347,061
繰延資産	744	株主資本	637,231
		資本金	30,000
		資本剰余金	105,518
		資本準備金	58,000
		その他資本剰余金	47,518
		利益剰余金	501,712
		利益準備金	22,000
		その他利益剰余金	479,712
		（うち当期純利益）	(8,106)
資産合計	1,569,509	負債・純資産合計	1,569,509

第11期決算公告

令和８年５月７日
東京都墨田区東墨田１丁目９番１号
ティーエス土地建物株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	27,507,314
	固定資産	743,167,259
	合計	770,674,573
負純資産債及びの部	流動負債	120,965,922
	固定負債	20,243,000
	株主資本	629,465,651
	資本金	60,000,000
	資本剰余金	516,034,480
	資本準備金	60,000,000
	その他資本剰余金	456,034,480
	利益剰余金	53,431,171
	その他利益剰余金	53,431,171
	（内当期純損失）	(22,447,601)
	合計	770,674,573

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七九九九万八七五〇円、資本準備金の額を七九九九万八七五〇円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月七日
東京都墨田区東墨田一丁目九番一号
ティーエス土地建物株式会社
代表取締役　徳田　賀昭

第27期決算公告

令和８年４月16日
兵庫県西宮市芦原町９番52号
フルノライフベスト株式会社
代表取締役社長　大矢　智資

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,855
	固定資産	795,615
	合計	910,470
負純資産債及びの部	流動負債	205,695
	固定負債	41,023
	株主資本	663,752
	資本金	10,000
	資本剰余金	110,000
	利益剰余金	543,752
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	513,752
	（うち当期純利益）	(53,019)
	合計	910,470

第26期決算公告

2026年５月７日　　千葉市美浜区ひび野二丁目１番地１
株式会社ＱＶＣジャパン
代表取締役　エイダン・オメアラ

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,015	流動負債	17,707
固定資産	19,203	（賞与引当金）	(239)
		固定負債	50
		負債合計	17,757
		株主資本	30,461
		資本金	11,500
		利益剰余金	18,961
		利益準備金	2,875
		その他利益剰余金	16,086
		純資産合計	30,461
資産合計	48,219	負債・純資産合計	48,219

損益計算書の要旨
（2025年１月１日から2025年12月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	123,476
売上原価	64,325
売上総利益	59,150
販売費及び一般管理費	37,931
営業利益	21,219
営業外収益	577
営業外費用	25
経常利益	21,771
特別損失	125
税引前当期純利益	21,646
法人税、住民税及び事業税	6,459
法人税等調整額	59
当期純利益	15,127

第47期決算公告

令和８年３月30日
東京都台東区上野５丁目18番４号
株式会社ＹＡＫ　ＳＯＬＵＴＩＯＮＳ
代表取締役　中澤潤之助

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,909
	固定資産	1,657
	合計	31,566
負純資産債及びの部	流動負債	84,642
	賞与引当金	500
	株主資本	△53,075
	資本金	13,000
	利益剰余金	△66,075
	その他利益剰余金	△66,075
	（うち当期純損失）	(40,354)
	合計	31,566

第５期決算公告

令和８年５月７日
兵庫県姫路市南駅前町91番地８―1304号
大西グループ株式会社
代表取締役　大西　茂樹

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,534
	合計	11,534
負純資産債及びの部	流動負債	148
	固定負債	110,132
	株主資本	△ 98,745
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 99,745
	その他利益剰余金	△ 99,745
	（うち当期純利益）	(38,112)
	合計	11,534

第32期決算公告

令和８年５月７日
大阪市中央区釣鐘町二丁目４番16―1802号
ランドヒルズ株式会社
代表取締役　大西　茂樹

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,085,683
	固定資産	369,526
	繰延資産	2,324
	合計	1,457,535
負純資産債及びの部	流動負債	232,353
	固定負債	467,623
	株主資本	757,557
	資本金	3,000
	資本剰余金	132,443
	その他資本剰余金	132,443
	利益剰余金	622,113
	その他利益剰余金	622,113
	（うち当期純利益）	(244,407)
	合計	1,457,535

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年５月７日
大阪市中央区釣鐘町二丁目四番一六―一八〇二号
（甲）ランドヒルズ株式会社
代表取締役　大西　茂樹
兵庫県姫路市南駅前町九一番地八―一三〇四号
（乙）大西グループ株式会社
代表取締役　大西　茂樹

第６期決算公告

令和８年５月７日
横浜市中区相生町六丁目104番地２
横浜相生町ビル９階
株式会社スリー・エス
代表取締役　三浦　雅成

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,349
	固定資産	83,203
	繰延資産	204
	合計	231,757
負純資産債及びの部	流動負債	223,694
	固定負債	306,373
	株主資本	△ 298,310
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 308,310
	その他利益剰余金	△ 308,310
	（うち当期純損失）	(51,576)
	合計	231,757

第45期決算公告

令和８年５月７日
広島市中区舟入南五丁目２番14号
株式会社シマダ
代表取締役　三浦　雅成

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	526,487
	固定資産	473,838
	合計	1,000,325
負純資産債及びの部	流動負債	124,919
	固定負債	237,316
	株主資本	638,090
	資本金	10,000
	利益剰余金	640,490
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	637,890
	（うち当期純利益）	(36,146)
	自己株式	△ 12,400
	合計	1,000,325

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年５月７日
広島市中区舟入南五丁目二番一四号
（甲）株式会社シマダ
代表取締役　三浦　雅成
横浜市中区相生町六丁目一〇四番地二
横浜相生町ビル九階
（乙）株式会社スリー・エス
代表取締役　三浦　雅成

第５期決算公告

令和８年５月７日

東京都千代田区神田三崎町二丁目２番14号
ＢＲＩＣＫＧＡＴＥ水道橋２Ｆ
Our Care株式会社
代表取締役　クォ・ピン・スーン・ジョセフ

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	484,746,214	流動負債	431,848,979
固定資産	1,327,819,262	賞与引当金	13,000,002
		固定負債	1,477,931,713
		株主資本	△97,215,216
		資本金	135,000,000
		資本剰余金	7,066
		資本準備金	135,000,000
		その他資本剰余金	△134,992,934
		利益剰余金	△232,222,282
		その他利益剰余金	△232,222,282
		（うち当期純損失）	（6,333,339）
資産合計	1,812,565,476	負債・純資産合計	1,812,565,476

第４期決算公告

令和８年５月７日

東京都千代田区神田三崎町二丁目２番14号
ＢＲＩＣＫＧＡＴＥ水道橋２Ｆ
Our Care株式会社
代表取締役　クォ・ピン・スーン・ジョセフ

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	249,524,966	流動負債	191,481,053
固定資産	1,001,521,800	固定負債	1,165,454,656
		株主資本	△105,888,943
		資本金	60,000,000
		資本剰余金	60,000,000
		資本準備金	60,000,000
		利益剰余金	△225,888,943
		その他利益剰余金	△225,888,943
		（うち当期純損失）	（121,302,954）
資産合計	1,251,046,766	負債・純資産合計	1,251,046,766

第57期決算公告

令和８年４月15日　神戸市兵庫区御崎町１丁目２番１号
株式会社シンリョー
代表取締役社長　川北　誠

貸借対照表の要旨（令和８年２月15日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,004	流動負債	591
固定資産	849	（賞与引当金）	（108）
		固定負債	501
		役員退職慰労引当金	31
		退職給与引当金	461
		その他引当金	9
		株主資本	1,761
		資本金	20
		利益剰余金	1,741
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	1,736
		（うち当期純利益）	（383）
		株式評価差額金	0
資産合計	2,853	負債・純資産合計	2,853

決算公告

令和８年５月７日　横浜市都筑区仲町台五丁目３番５号
オエティカジャパン株式会社
代表取締役　ユング・カ・ウィング・リッキー

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,021,001,906	流動負債	539,674,561
固定資産	19,716,905	有給休暇引当金	1,854,782
		賞与引当金	35,369,678
		固定負債	67,017,172
		長期有給休暇引当金	1,999,583
		株主資本	434,027,078
		資本金	8,000,000
		利益剰余金	426,027,078
		利益準備金	2,000,000
		その他利益剰余金	424,027,078
		（うち当期純利益）	（203,581,385）
資産合計	1,040,718,811	負債・純資産合計	1,040,718,811

第65期決算公告

令和８年３月24日　岡山県倉敷市中央１丁目１番44号
株式会社倉敷国際ホテル
代表取締役　山口　勝正

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	114,894	流動負債	2,170,258
固定資産	2,191,601	固定負債	131,478
有形固定資産	2,072,981	株主資本	4,759
無形固定資産	15,242	資本金	50,000
投資その他の資産	103,378	資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	△46,241
		利益準備金	21,375
		その他利益剰余金	△67,616
		（うち当期純利益）	（16,693）
資産合計	2,306,495	負債・純資産合計	2,306,495

第17期決算公告

令和８年５月７日

茨城県小美玉市上玉里2227－１
ヨコハマモールド株式会社
代表取締役社長　**廣**瀬　克己

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	888	流動負債	820
固定資産	932	（うち賞与引当金）	（34）
繰延資産	29	固定負債	53
		（うち退職給付引当金）	（52）
		負債合計	872
		株主資本	977
		資本金	460
		利益剰余金	517
		その他利益剰余金	517
		（うち当期純利益）	（86）
		純資産合計	977
資産合計	1,849	負債・純資産合計	1,849

第33期決算公告

令和８年５月７日

東京都中野区中野四丁目10番２号
ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社
代表取締役　森川　智之

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	48,570	流動負債	23,128
固定資産	9,787	賞与引当金	740
		製品保証引当金	225
		その他	22,162
		固定負債	761
		役員退職慰労引当金	16
		その他	745
		負債合計	23,889
		株主資本	34,423
		資本金	650
		資本剰余金	161
		資本準備金	161
		利益剰余金	33,612
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	33,610
		評価・換算差額等	44
		その他有価証券評価差額金	44
		純資産合計	34,467
資産合計	58,357	負債・純資産合計	58,357

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	126,538	経常利益	5,465
売上原価	89,508	税引前当期純利益	5,465
売上総利益	37,030	法人税、住民税及び事業税	1,603
販売費及び一般管理費	31,139	法人税等調整額	△227
営業利益	5,890	当期純利益	4,089
営業外収益	100		
営業外費用	526		

第56回建築物環境衛生管理技術者試験に関する公示

第56回建築物環境衛生管理技術者試験の施行について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号）第16条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年５月７日

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター
理事長　宇都宮　啓

1　試験期日　令和８年10月４日（日）

2　試 験 地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県

3　試験科目

(1)　建築物衛生行政概論　(4)　空気環境の調整　(7)　ねずみ、昆虫等の防除
(2)　建築物の構造概論　(5)　給水及び排水の管理
(3)　建築物の環境衛生　(6)　清掃

4　試験の概要

受験資格及び受験の手続き等詳細については、受験の手引に記載のとおりとする。

5　受験に関する書類の提出期限

受験に関する書類は、令和８年５月７日（木）から同年６月15日（月）までの間に「〒150―8681 東京都渋谷郵便局留　公益財団法人日本建築衛生管理教育センター建築物環境衛生管理技術者試験　願書受付係」に郵送又は公益財団法人日本建築衛生管理教育センター（以下「教育センター」という。）のホームページの受験申請画面より手続きを完了すること。なお、郵送の場合、郵便局又はゆうちょ銀行で受験手数料を払込し、同年６月15日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

また、インターネットにより申し込む場合は、同年６月15日（月）16時までに受験手数料をクレジットカード又はコンビニ決済での納入を含め申込手続きのデータ受信を完了したものに限り受け付ける。

6　受験手数料　受験手数料は17,900円とする。

7　合格発表

合格者の発表は、令和８年11月10日（火）に教育センターにおいて、その受験番号を掲示するとともに教育センターのホームページにその番号を掲載して行う。

8　受験願書等の入手方法

受験の手引、願書用紙、実務従事証明書用紙、受験写真用台紙兼払込確認用紙は、原則として次の(1)又は(2)のいずれかの方法により入手すること。

(1)　教育センターのホームページ（https://www.jahmec.or.jp）から、受験願書等の用紙をダウンロードして印刷したものを使用すること。

(2)　住所、氏名及び郵便番号を記載し、180円分の切手を貼った角形２号の返信用封筒を同封し、請求用封筒の表に「受験願書等の請求」と注記して、教育センター業務部国家試験課に郵送により、受験願書一式を請求すること。

第30期決算公告

2026年５月７日

千葉市美浜区ひび野二丁目１番地１
株式会社ＱＶＣサテライト
代表取締役　石原　　收

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	437,249
	固定資産	41,381
	資産合計	478,631
負純資産の及び部	流動負債	162,192
	株主資本	316,438
	資本金	100,000
	利益剰余金	216,438
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	191,438
	（うち当期純利益）	(337,919)
	負債・純資産合計	478,631

第２期決算公告

令和８年５月７日

東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟18階
EXOTEC PRODUCT JAPAN株式会社
代表取締役　立脇　　竜

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,124,347
	固定資産	150,931
	合計	2,275,278
負純資産の及び部	流動負債	2,610,698
	賞与引当金	15,093
	株主資本	△335,419
	資本金	3,000
	利益剰余金	△338,419
	その他利益剰余金	△338,419
	（うち当期純損失）	(135,192)
	合計	2,275,278

第26期決算公告　令和８年５月７日

奈良市大宮町六丁目３番地の10
株式会社菱豊フリーズシステムズ
代表取締役　二宮　一就

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	439,665
	固定資産	44,884
	繰延資産	585,518
	合計	1,070,068
負純資産の及び部	流動負債	494,502
	固定負債	465,271
	株主資本	110,294
	資本金	43,150
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	52,144
	その他利益剰余金	52,144
	（うち当期純利益）	(1,401)
	合計	1,070,068

合併公告

令和八年五月七日

奈良市大宮町六丁目三番地の一〇
（甲）株式会社菱豊フリーズシステムズ
代表取締役　二宮　一就

奈良市大宮町六丁目三番地の一〇
（乙）プロトンダイニング株式会社
代表取締役　二宮　一就

沖縄県うるま市勝連南風原五一九二番地
（丙）プロトン機器製造株式会社
代表取締役　笹岡　寛樹

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第10期決算公告　令和８年５月７日

沖縄県うるま市勝連南風原5192番地39
プロトン機器製造株式会社
代表取締役　笹岡　寛樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,751
	固定資産	40
	合計	10,791
負純資産の及び部	流動負債	45,987
	固定負債	—
	株主資本	△35,195
	資本金	10,000
	利益剰余金	△45,195
	その他利益剰余金	△45,195
	（うち当期純損失）	(30,905)
	合計	10,791

第15期決算公告　令和８年５月７日

奈良市大宮町六丁目３番地の10
プロトンダイニング株式会社
代表取締役　二宮　一就

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	254,741
	固定資産	63,918
	合計	318,659
負純資産の及び部	流動負債	324,261
	固定負債	80,000
	株主資本	△85,602
	資本金	10,880
	利益剰余金	△96,482
	その他利益剰余金	△96,482
	（うち当期純損失）	(20,390)
	合計	318,659

第15期決算公告

令和８年５月７日

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
神原汽船株式会社
代表取締役　神原　宏達

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,346
	固定資産	15,230
	合計	24,576
負債及び純資産の部	流動負債	3,949
	賞与引当金	15
	固定負債	168
	役員退職慰労引当金	165
	退職給付引当金	3
	負債の部合計	4,117
	株主資本	20,326
	資本金	100
	資本剰余金	2,007
	資本準備金	2,007
	利益剰余金	18,219
	その他利益剰余金	18,219
	（うち当期純利益）	(959)
	評価・換算差額等	133
	その他有価証券評価差額金	133
	純資産の部合計	20,459
	合計	24,576